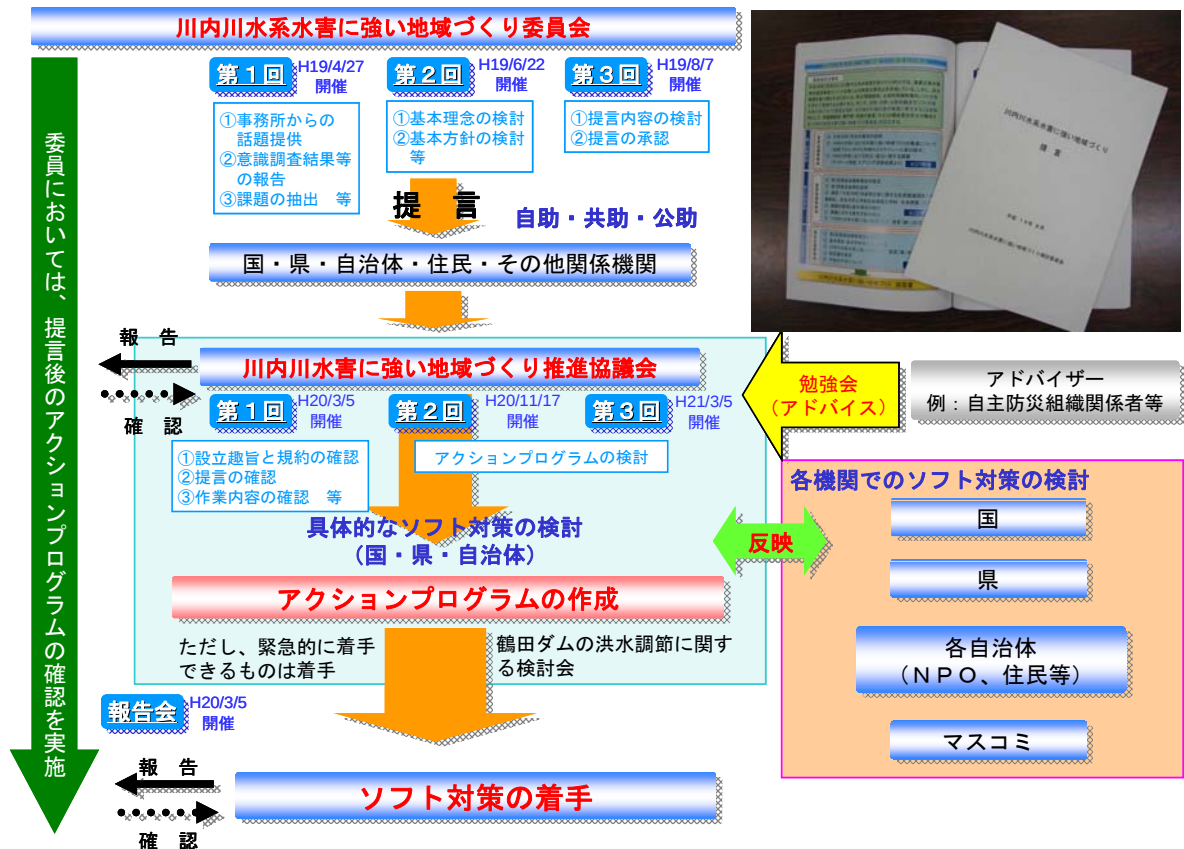


参 考 資 料

- ① 水害に強い地域づくりの全体経緯 参考－ 1
- ② 川内川水系水害に強い地域づくり委員会の歩み 参考－ 2
- ③ 『川内川水系水害に強い地域づくり』提言内容の一覧 参考－ 3
- ④ アンケート調査、ヒアリング調査概要 参考－ 4
- ⑤ 提言文章 参考－11
- ⑥ 川内川水害に強い地域づくり推進協議会の歩み 参考－28
- ⑦ 川内川水害に強い地域づくり推進協議会の位置づけ 参考－29
- ⑧ 推進協議会および幹事会の名簿 参考－30
- ⑨ アクションプログラム概要図 参考－31
- ⑩ アクションプログラム成果 参考－39
- ⑪ 幹事会で用いたアクションプログラム進捗管理表 参考－70

【水害に強い地域づくりの全体経緯】



川内川水系水害に強い地域づくり委員会の歩み

委員会設立趣旨

平成18年7月洪水により甚大な洪水被害を受けた川内川では、激甚災害対策特別緊急事業でハード対策による再度災害防止を目指している。しかし、洪水被害を最小限とするためには、防災情報提供、土地利用規制等のソフト対策を併せて推進する必要がある。そこで、自助・共助・公助の観点でソフト対策のあり方について提言を頂き、その後の行動計画の推進に寄与することを目的として、学識経験者・専門家・流域代表者・マスコミ関係者の方々に構成する「川内川水系水害に強い地域づくり委員会」を設立する。

第1回委員会

委員会議事事項

- 平成18年7月洪水概況の説明
- 川内川水系における水害に強い地域づくりの推進について（地域づくりに向けた枠組みとスケジュール案の提示）
- 川内川流域における防災・減災に関する課題（アンケート調査、ヒアリング調査結果より）

4/27開催

第2回委員会

委員会議事事項

- 第1回委員会議事要旨の確認
- 第1回委員会補足説明
- 講話「平成18年7月豪雨災害に関する住民意識調査の結果報告」 熊本大学工学部社会環境工学科 大本照憲 教授
- 課題の整理と基本理念の検討
- 課題に対する基本方針の検討
- 「川内川水系水害に強い地域づくり 提言(案)」の提示

6/22開催

第3回委員会

委員会議事事項

- 第2回委員会議事要旨の確認
- 基本理念・基本方針修正案の確認
- 川内川水系水害に強い地域づくり 提言(案)のとりまとめ
- 提言書の承認
- 今後の予定について

8/7開催

川内川水系水害に強い地域づくり 提言書

『川内川水系水害に強い地域づくり』提言内容の一覧

検討委員会

提言

実施状況の確認

報告 確認

推進協議会

アクションプログラム検討

アクションプログラム(案)

7・22水害時の課題

避難計画の不備

- ①洪水ハザードマップの作成・利用が不十分
- ②自主防災組織の水害時活動が不十分
- ③災害時要援護者の避難対策が不十分
- ④指定避難所利用率の低さ
- ⑤避難時自動車利用率の高さ
- ⑥避難所・避難経路の浸水
- ⑦避難時の住民対応範囲が曖昧
- ⑧地域孤立化

水害の危険性に関する認識不足

- ①水害危険性の認識不足
- ②未避難(避難の遅れ)
- ③浸水常襲地区での宅地開発

洪水時の情報提供・伝達の不足

- ①収集した情報の有効利用が困難
- ②現地の浸水・被災情報の不足
- ③住民への情報伝達が不十分

避難勧告・指示発令の遅れ

- ①発令の遅延
- ②発令判断に資する情報不足

水防・救助体制の不備

- ①水防・救助用資材不足
- ②水防、救助活動における二次災害の危険性
- ③水害時を想定した水防、救助の訓練不足

基本理念

- 7・22水害を教訓として、適切な防災情報の送受信と共有、安全な避難行動の実現
- 地区コミュニティとその防災力の向上
- 水害にあいにくい暮らし方、土地利用規制への理解
- 安心して暮らせる地域づくりのための基盤整備

基本方針と具体的施策

避難計画の充実

- ①洪水ハザードマップの作成支援
- ②避難計画・施設の再検討
- ③災害時要援護者の避難対策の立案
- ④水害時住民行動マニュアルの作成
- ⑤地域孤立化防止対策の検討

水害の危険性に関する認識向上

- ①水害危険性の認識向上・防災用語等の習得
- ②浸水地区の土地利用規制等の検討
- ③浸水に強い建築構造導入の検討
- ④河川沿川における従前の遊水機能の確保に関する対策の検討

洪水時の情報提供・伝達機能の向上

- ①わかりやすく精度の高い情報提供
- ②地区コミュニティの活用
- ③水防情報の一元化

避難準備情報・勧告・指示発令の迅速化

- ①避難準備情報・勧告・指示の発令基準の再検討
- ②収集情報の発令判断への活用

水防・救助体制の強化

- ①水防資機材の備蓄・効率的活用
- ②重要水防箇所の情報提供
- ③ボランティアの受け入れ体制、業界団体との協力体制の確立
- ④消防団等との連携による各家庭での浸水軽減活動

水害に強い地域づくりの効率的推進

- ①自助・共助・公助等の役割分担の検討
- ②アクションプログラムの作成・実行

具体的施策	アクションプログラム	水害前	水害中	水害後
		(●:仕組み作り、◎:実施)		
洪水ハザードマップの作成支援	・早急に関係市・町の洪水ハザードマップ整備を完了	●		
	・7・22水害時の浸水域と洪水ハザードマップを比較し、洪水ハザードマップの有効性確認	●		
	・河川改修状況に応じた洪水ハザードマップの定期的更新	●		
	・自分が住む地区・自宅を中心に表示した洪水ハザードマップの作成	●		
	・小中学生作成の洪水ハザードマップコンクールの開催	●		
避難計画・施設の再検討	・洪水ハザードマップのための学習会の開催、小中学校での授業の実施	●		
	・浸水する避難所・避難経路の見直し、あるいは、耐水化	●		
	・避難所・避難経路へ誘導する案内表示板等の設置	●		
	・車による移動を考慮した避難計画の検討	●	◎	
災害時要援護者の避難対策の立案	・災害時要援護者の避難支援計画の立案と災害時要援護者支援体制の整備	●	◎	◎
	・避難所における生活水準の向上	●	◎	◎
水害時住民行動マニュアルの作成	・地域住民自らの手による水害時住民行動マニュアルの作成	●	◎	◎
地域孤立化防止対策の検討	・水害により孤立化が想定される地域の抽出	●		
	・孤立化地域の水防資機材の備蓄	●		
	・孤立化を防ぐための避難経路の連続性確保、伝達手段確保	●	◎	◎

具体的施策	アクションプログラム	水害前	水害中	水害後
		(●:仕組み作り、◎:実施)		
水害危険性の認識向上・防災用語等の習得	・出前講座制度等の活用、教材等の開発・提供	●		
	・職場、自治会・自主防災組織等で地域防災講座の開催、地域防災訓練等の実施	●		
浸水地区の土地利用規制等の検討	・治水対策方針を反映した土地利用への誘導	●		
浸水に強い建築構造導入の検討	・浸水に強い建築構造導入の検討	●		
河川沿川における従前の遊水機能の確保に関する対策の検討	・遊水機能の確保が望ましい区域の確保・維持	●		

具体的施策	アクションプログラム	水害前	水害中	水害後
		(●:仕組み作り、◎:実施)		
わかりやすく精度の高い情報提供	・河川水位と危険度レベル、雨量、ダム貯水容量等を一元的にリアルタイム表示	●		
	・危険度レベル等の情報の自動配信	●	◎	
	・既往最大洪水痕跡水位や水位の危険度レベルの標識設置	●		
	・わかりやすい情報提供のためのマスコットの連絡協議会の継続	●		
地区コミュニティの活用	・自治会や自主防災組織単位での避難行動(自治会や自主防災組織単位での水防訓練や防災教育)	●	◎	◎
水防情報の一元化	・重要な水防情報の見やすい一元化	●	◎	
	・簡単にアクセスできるシステム	●	◎	

具体的施策	アクションプログラム	水害前	水害中	水害後
		(●:仕組み作り、◎:実施)		
避難準備情報・勧告・指示の発令基準の再検討	・流域としての避難準備情報・勧告・指示発令基準の一貫性確保	●	◎	
収集情報の発令判断への活用	・浸水モニター制度の導入	●	◎	
	・緊急時の河川管理者等から市町長へ助言する仕組みの強化	●	◎	

具体的施策	アクションプログラム	水害前	水害中	水害後
		(●:仕組み作り、◎:実施)		
水防資機材の備蓄・効率的活用	・水防資機材の十分な備蓄	●		
	・水防資機材の広域的利用体制の確立	●	◎	
重要水防箇所の情報提供	・重要水防箇所の情報提供	●		
	・重要水防箇所に適した水防工法の訓練・学習	●	◎	
ボランティアの受け入れ体制、業界団体との協力体制の確立	・ボランティアの受け入れ体制の確立、受け入れ準備マニュアルの作成	●	◎	◎
	・業界団体との災害協定書等の締結	●	◎	◎
消防団等との連携による各家庭での浸水軽減活動	・消防団等のアドバイスの下で自治会・自主防災組織を中心とした各家庭での浸水被害軽減活動のための教育・体験学習	●	◎	

水害に強い地域づくりに向けて

アンケート調査、ヒアリング調査概要

■目的

平成18年7月洪水（7・22水害）により川内川流域では広範囲に甚大な被害が発生した。そこで、今後の洪水氾濫に対する被害軽減の知見とするため、県、市・町等の関係機関へのヒアリング調査および川内川流域住民へのアンケート調査を行い、その調査結果より従来の治水対策の課題を抽出し、川内川水系水害に強い地域づくりを推進するにあたっての基礎資料とする。

■調査の概要

川内川流域住民等

アンケート概要

- ・流域住民の水害時の意識調査を行うためのアンケート調査を実施
- ・アンケートは流域住民から無作為抽出により実施

■アンケート項目

- （1）基本情報（性別、居住年数等）
- （2）被害の状況（被災の有無、被害の程度等）
- （3）避難の状況（避難の有無、避難の方法等）
- （4）洪水ハザードマップについて
- （5）今回水害に対する意見（鶴田ダムへの意見等）

■アンケート実施時期

平成19年2月中旬～3月上旬

■アンケート対象

- ・川内川流域3市3町（えびの市、湧水町、菱刈町、大口市、さつま町、薩摩川内市）の地域住民
- ・約1万名（個人）に調査票を配布、2961部回収

県・市町、関係機関等

ヒアリング概要

- ・県、市町等の関係機関に対するヒアリング調査等により課題及びニーズを抽出・整理

■ヒアリング項目

- （1）水害時の組織体制及び基準に関する事項
- （2）情報収集、伝達手段に関する事項
- （3）避難体制等に関する事項
- （4）防災・減災対策に関する事項 等

■ヒアリング実施時期

平成19年3月中旬～3月下旬

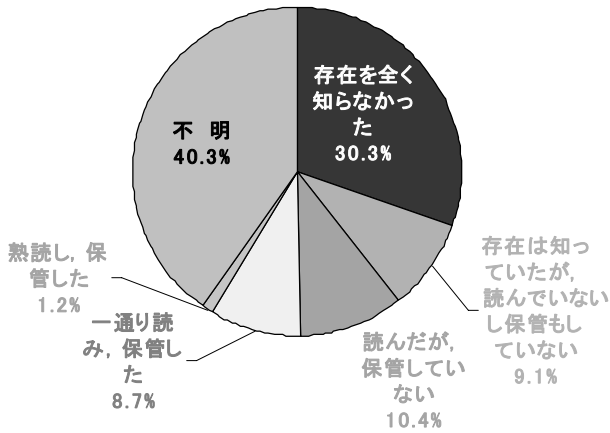
■ヒアリング対象

鹿児島県、宮崎県
川内川流域3市3町（えびの市、湧水町、菱刈町、大口市、さつま町、薩摩川内市） 等

避難計画の不備（１）

流域住民に対するアンケート調査

Q 今回の水害前に行政(市町村)が配布の洪水ハザードマップを読みましたか？



- ・洪水ハザードマップの存在を知らない住民が30%にも及ぶ
- ・水害時に活用される可能性を保管している人の割合から判断すると10%程度である

県・市町等に対するヒアリング調査

Q 洪水ハザードマップ作成について

洪水ハザードマップ作成状況	市町
水害前に作成済み	薩摩川内市、さつま町、湧水町
未作成	大口市、菱刈町、えびの市

- ・洪水ハザードマップを作成していたのは、流域内3市3町のうち、半分の市町であった
- ・自治体は地図の縮尺の大きな洪水ハザードマップを地区別に作成することを希望しているが、予算の都合上、町で1～2枚程度が限界である

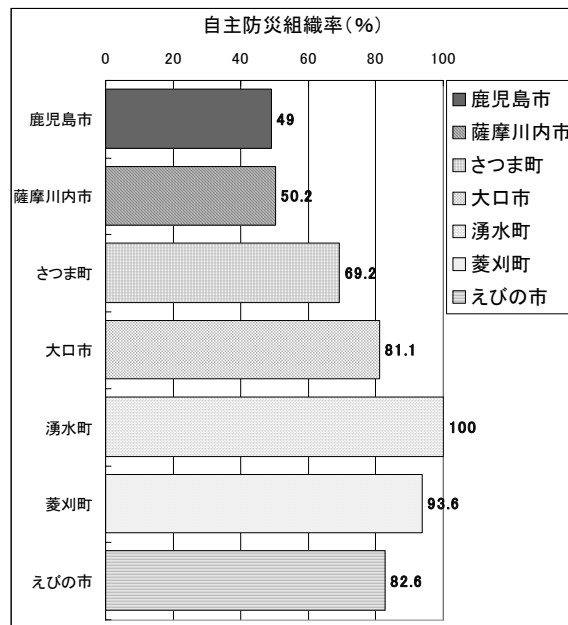
課題 洪水ハザードマップの作成・利用が不十分

避難計画の不備（２）

県・市町等に対するヒアリング調査

Q 自主防災組織について

- ・自主防災組織の組織率は、鹿児島市に比べて高いが、水害時の活動はほとんど実施されていない状況である

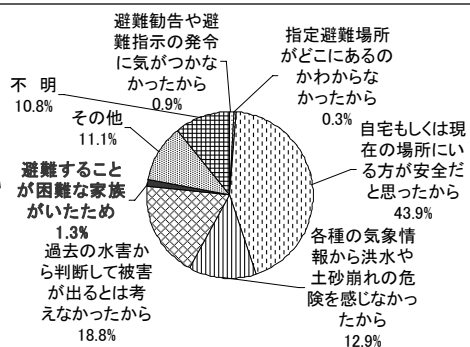


課題 自主防災組織の水害時活動が不十分

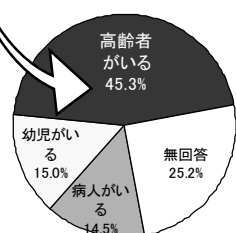
避難計画の不備（３）

流域住民に対するアンケート調査

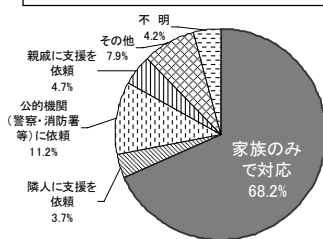
Q 避難しなかった主な理由は何ですか？



Q 一人で避難が困難な方の内訳



Q 一人で移動することが困難な方をどの様にして避難させましたか？



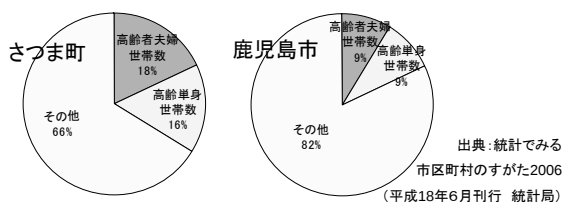
- ・避難困難な家族のため、避難できなかった住民が存在した
- ・避難困難な住民の約半数は高齢者
- ・避難困難な住民の避難は、家族で対応が約70%を占める
- ・避難後の高齢者等への生活補助が不十分

県・市町等に対するヒアリング調査

Q 避難所のバリアフリー化について

- ・現在の避難所は、高齢者等の災害時要援護者の使用を前提とした施設になっていない

資料調査



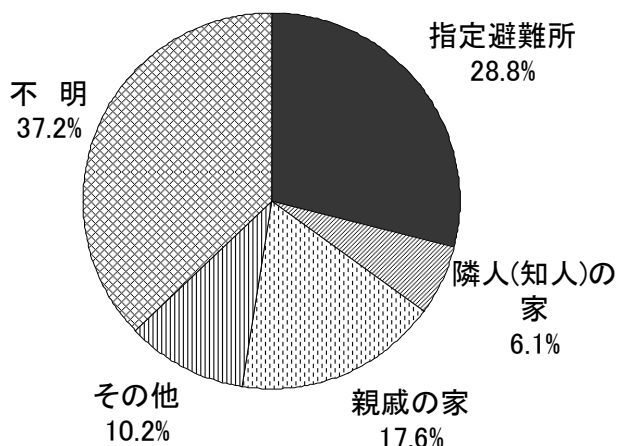
- ・高齢単身世帯、高齢夫婦世帯が、流域内世帯数の27～36%程度を占めており、鹿児島市の18%に比べ高齢化が進んでいる

課題 災害時要援護者の避難対策が不十分

避難計画の不備（４）

流域住民に対するアンケート調査

Q 避難場所をどこにしましたか？



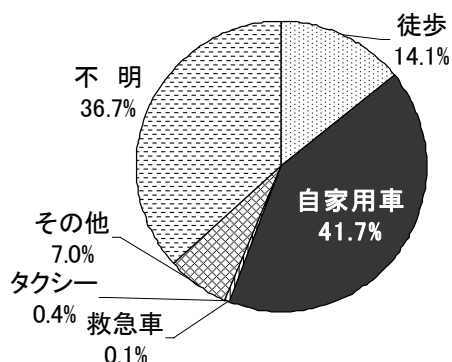
- ・指定避難所へ避難した住民は約3割程度であった

課題 指定避難所利用率の低さ

避難計画の不備（５）

流域住民に対するアンケート調査

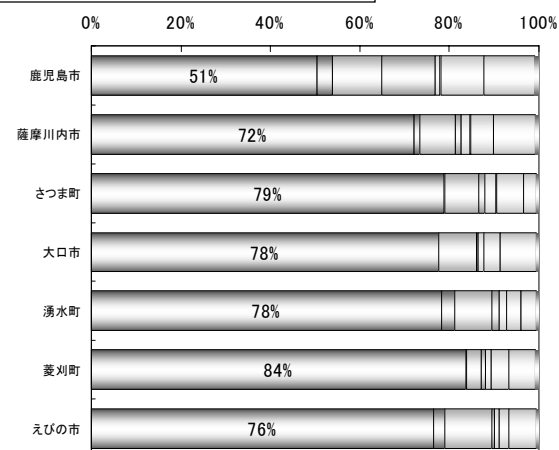
Q 避難時の移動方法は何でしたか？



- ・自動車による避難が42%と最も高い結果であった
- ・ハザードマップは徒歩による避難を前提としているが、公共交通機関の少ない地域での自動車利用の実態を反映した結果となった

資料調査

通勤通学の利用交通手段



出典：H12国勢調査 従業地・通学地集計その1（鹿児島県、宮崎県）・利用交通手段・第10表 統計局

- ☐ 鉄道・電車
- ☐ 勤め先・学校のバス
- ☐ ハイヤー・タクシー
- ☐ 自転車
- ☐ 徒歩だけ
- ☐ 乗合バス
- ☐ 自家用車
- ☐ オートバイ
- ☐ その他

- ・通勤、通学の主要な利用手段として自家用車が多い

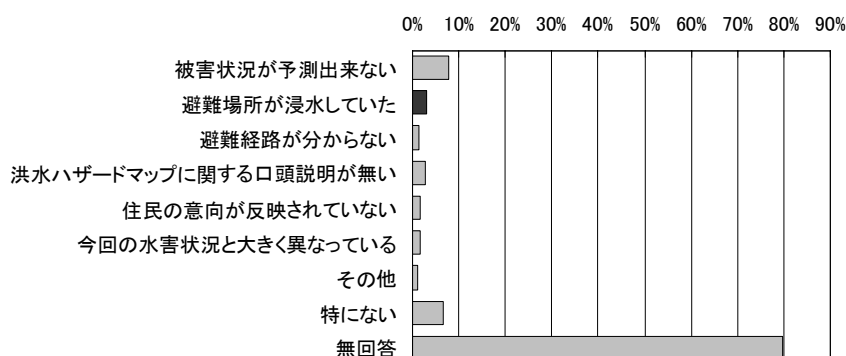
課題

避難時自動車利用率の高さ

避難計画の不備（６）

流域住民に対するアンケート調査

Q 洪水ハザードマップの内容で不満に感じたことはありますか？



- ・今回の水害では、避難所や避難経路への浸水がみられた

課題

避難所・避難経路の浸水

委員会での意見

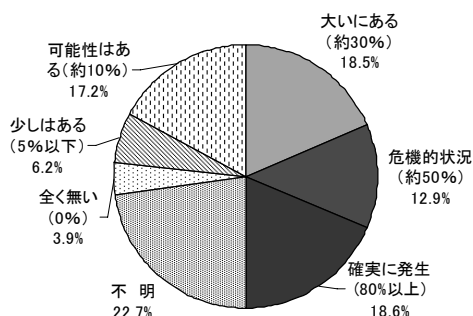
課題

避難時の住民対応範囲が曖昧
地域孤立化

水害の危険性に対する認識不足

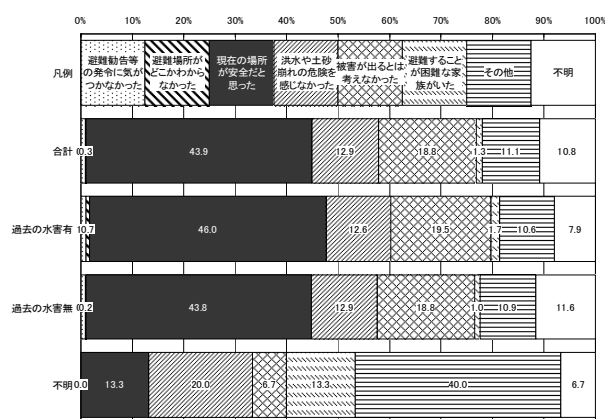
流域住民に対するアンケート調査

Q 今回の洪水で川内川が、はんらんする可能性をどの程度に考えましたか？



- ・ 今回の洪水で氾濫する可能性が大いにあると住民の約半数は認識していたにもかかわらず避難しないのは、過去の水害経験から誤った判断がなされている可能性が高い
- ・ また、『避難勧告・指示』の意味を知らない住民もいたことから、知識不足による未避難も想定される

Q 避難しなかった主な理由は何ですか？



県・市町等に対するヒアリング調査

Q 浸水地区の宅地開発

- ・ 現時点では、浸水地区への土地利用の規制等ができないため、今後浸水地区に宅地が開発される可能性がある

課題

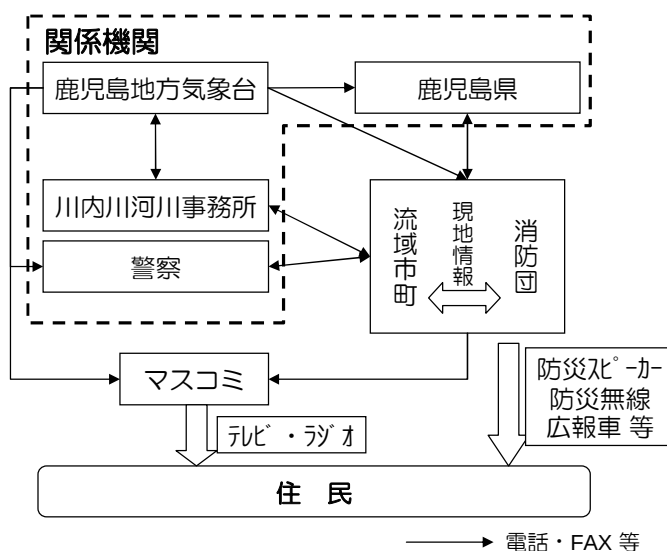
水害危険性の認識不足
未避難（避難の遅れ）
浸水常襲地区での宅地開発

洪水時の情報提供・伝達の不足（1）

県・市町等に対するヒアリング調査

Q 洪水時の情報収集・伝達手段について

- ・ 自治体は、複数の関係機関から電話やFAXにより情報収集を実施する。そのため水害時には情報が輻輳してしまう
- ・ 自治体は現地の最新状況の把握を必要と認識しているが、人員が不足しているため十分な把握ができなかった
- ・ 住民への情報提供手段の課題として「防災スピーカーは聞こえにくい」、「広報車は浸水地区に入れない」等があげられる
- ・ 自治体職員が防災用語を十分理解していないため、収集情報の判断に時間を要する

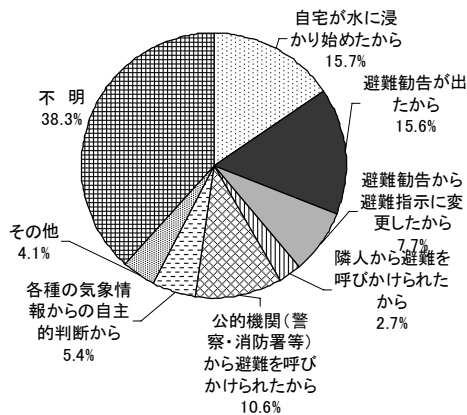


課題

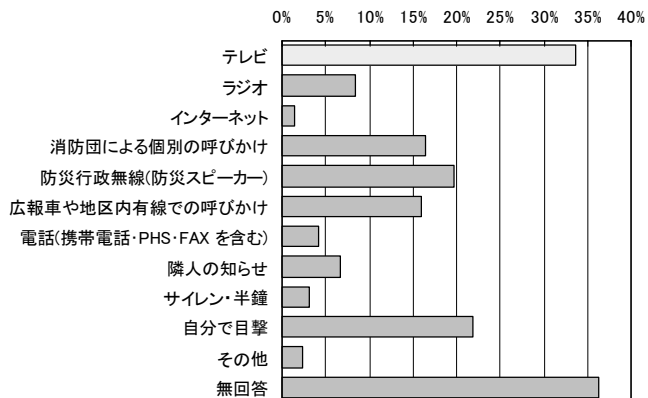
収集した情報の有効利用が困難
現地の浸水・被災情報の不足

流域住民に対するアンケート調査

Q 避難した理由をお答え下さい



Q 洪水に関する情報は、どのような手段により入手しましたか？



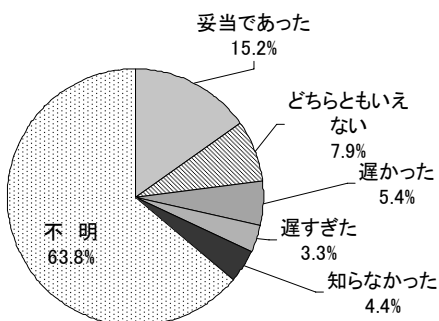
- 避難勧告等の情報は、住民に十分伝わっていないため、避難理由として『避難勧告の発令』は24%に留まり、『自宅が浸水し始めた』が16%と多い結果となった
- 住民の多くは、洪水に関する情報をテレビより収集している

課題 住民への情報伝達が不十分

避難勧告・指示発令の遅れ

流域住民に対するアンケート調査

Q 今回の水害で避難勧告が発令されたタイミングをどのように思いますか？



- ・一部の住民は避難勧告発令前に自主的に避難をしていた
- ・発令のタイミングについては、妥当と判断＞遅かったと判断という結果ではあったが、遅かったという住民の声も多い

課題 発令の遅延
発令判断に資する情報不足

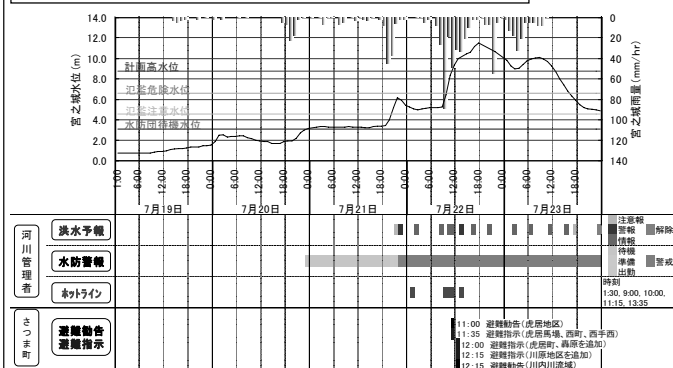
県・市町等に対するヒアリング調査

Q 避難勧告発令の判断時期について

- ・避難勧告の発令は、降雨・河川水位・浸水状況を踏まえ総合的に判断されたが、現地情報や今後の気象状況の情報（予測）が不十分であった
- ・今回洪水では、河川事務所長から市・町長へ直接提供されたホットライン情報が有効であった

資料調査

今回水害時の避難勧告・指示発令状況



Q 水防・救助用の資材について

- ・ 水防用の土嚢等の不足
- ・ 救助用のボートの不足 等がみられた

課題

水防・救助用資材不足

委員会での意見

課題

水防、救助活動における二次災害の危険性
水害時を想定した水防、救助の訓練不足

川内川水系水害に強い地域づくり

提 言

(抜 粋 版)

平成 19 年 8 月

川内川水系水害に強い地域づくり検討委員会

第1章 7・22水害を踏まえた課題整理

7・22水害を踏まえ、水害後に実施した地域住民へのアンケート調査および自治体へのヒアリング調査等（提言巻末資料参照）に基づいて、水害に関する課題を次のとおり整理しました。

(1) 避難計画の不備

- 水防法改正により洪水ハザードマップ作成が義務づけられ、浸水想定区域図も提供されていたが、現時点で洪水ハザードマップが作成されていない市・町がある。作成済みの市・町でも洪水ハザードマップ自体の認知度が低い。
- 自主防災組織が存在するものの、平常時の訓練や災害時の活動を含めて、実質的に機能していない。
- 1人で避難することが困難な災害時要援護者の存在により、その家族の避難が遅れる、あるいは避難しない例がみられた。また、川内川流域は住民の高齢化が進んでいるが、避難所はバリアフリー、医療窓口等の高齢者の避難生活を支援する設備が十分とはいえない。
- 指定避難所を知らない住民が多いことや、避難所や避難経路が浸水してしまった等の理由から指定避難所の利用率が低い。また、避難者数が避難所の定員を超過した例もみられた。
- 現在の避難計画は避難時の移動手段として徒歩を想定しているが、実際には自動車を利用する人が多く、避難計画の考え方が現実的でない。
- 水害に備えて、自らの安全確保、避難の実施など住民自身が対応すべき事項が明確に認識されていない。
- 浸水・土砂災害等の道路分断により水害時に孤立した地域がみられた。

(2) 水害の危険性に関する認識不足

- 避難勧告や避難指示（以下、避難勧告・指示と表記）があっても、

自らの水害経験から「現在の場所が安全」と判断し、逃げないという水害の危険性に対する認識不足がみられた。

- 避難勧告・指示などの防災用語と避難行動が結びつかず、防災用語のわかりにくさや住民の理解不足がみられた。
- 浸水実績のある地域においても、市街化開発区域が拡大している。

(3) 洪水時の情報提供・伝達の不足

- 自治体側は、水害時に集中する情報や問い合わせに対して、十分な対応が不可能となった。その結果、収集された情報を有効に利用することができなかった。更に、人員不足などによる情報入手手段の不備により、現地の被害状況を的確に把握することが困難になった自治体もみられた。
- 住民側は、情報入手手段としてテレビを重視していたこと、広報車による音声案内が豪雨で聞こえなかったことなどにより、避難勧告・指示に関する情報を十分に受信できない住民もいた。
- 河川管理者からの情報提供において、インターネットを利用した防災情報の入手に手間がかかる、リアルタイムな情報提供になっていないなどのいくつかの課題がみられた。

(4) 避難勧告・指示発令の遅れ

- 規模の大きな洪水に対する避難勧告・指示が的確に発令できず、安全な避難行動を早期の段階で実施できない例があった。また、上下流の自治体で基準が異なり、発令時期が異なる場合もみられた。
- 自治体が避難判断など高度な意思決定を行うのに十分な情報が入手できていない、あるいは、提供されていない。

(5) 水防・救助体制の不備

- 水防・救助活動における資機材不足が発生した。
- 逃げ遅れた住民救助の際に、救助にあたった消防団等に二次災害発

生の危険性があった。

- 水害を想定した具体的な訓練の不足により、堰・樋門等の操作、水防作業などに遅滞が生じる場合がみられた。

第2章 水害に強い地域づくりの基本的方向性

地域住民へのアンケート調査、自治体へのヒアリング調査および本委員会での意見を踏まえ、「自助・共助・公助の役割分担と連携に基づいた防災・減災」を目標とした「水害に強い地域づくり」のあり方の基本理念とその方向性について整理しました。

2.1. 基本理念

記録的な洪水となった7・22水害では、これまでの水害体験が逆に過信を生み、避難が間に合わず救助に至る例や、高齢者を擁する家庭では、個人単位での避難行動の困難さから避難に遅れが生じる例なども見られました。

今回の水害は、水害に対する安全性の過信、高齢化の進捗、地区コミュニティの弱体化など、流域の特性を反映した避難行動時の特徴的な課題を浮き彫りにしました。

国土交通省等では川内川において、これまで堤防の築造、河道の拡幅、鶴田ダムの建設などの流域一体となった治水対策を施し、徐々に治水安全度の向上を進めてきました。更に、今回の水害を受け、河川整備や鶴田ダムの洪水調節機能の向上などの対策が実施されていきますが、「ハード対策だけでは水害を100%防ぐのは難しい」との認識に立ち、自助・共助・公助が連携したソフト対策を併行して行うことにより地域の防災力の向上を図ることが重要となります。

ソフト対策において最大の減災効果を得る手法は、正しく最新の防災情報を送受信し、共有し、的確な避難行動を行うことです。水害時には、「自分と家族の身は自らが守る」ことが基本となるため、水害の恐ろしさと避難すべき時期、方法について十分に知っていることが的確な避難行動につながります。更には、自ら避難行動を起こすことが難しい、高齢者、病気の方、幼児などの災害時要援護者の方々については、「事前

に情報を整理し、地域として助け合い、安全な避難を実現する」ことが必要です。

一方、住民が洪水ハザードマップや過去の浸水実績等を参考にして、浸水被害を受けにくい場所に住居を構えることや、家屋を耐水化するなど、川内川沿川の水害特性に適応した暮らし方を自ら工夫すること、そして、これを支援するために、行政として河川沿いの土地利用のあり方について検討することも防災・減災対策として有効です。

また、水害に強い地域づくりの土台として、河川整備、ダム洪水調節機能の向上、防災ステーションの整備など社会資本整備の充実は言うまでもありません。

私たちは辛い体験を忘れることで、新たな生きる気力を得ることもあります。しかし水害体験については、風化させることなく語り継ぎ、個人・地域が的確な避難行動を取るための土台づくり、水害にあいにくい暮らし・住まいづくりに活かすことが大切であると考えます。このような考えの基に、個人、地域、行政が水害時に対応すべき役割分担と連携のあり方を明確にして、水害に強い地域を形成していく必要があります。

以上のことから、「川内川水系水害に強い地域づくり」の基本理念を、次の様に考えます。

川内川水系水害に強い地域づくりの基本理念

- 7・22水害を教訓として、適切な防災情報の
送受信と共有、安全な避難行動の実現
- 地区コミュニティとその防災力の向上
- 水害にあいにくい暮らし方、土地利用規制への理解
- 安心して暮らせる地域づくりのための基盤整備

2.2. 基本方針

前記基本理念に基づいて、川内川水系における水害に強い地域づくりの基本方針を次のとおりとします。

(1) 避難計画の充実

ソフト対策の根幹として、従来の避難計画の課題を改善し、さらに充実する必要があります。

7・22水害の実績浸水区域と浸水想定区域図の検証により、浸水想定区域図に基づいた洪水ハザードマップの信頼性が一定程度確認されました。この点を踏まえ、第一に洪水ハザードマップの作成を促し、避難計画を検討する際の有力な情報として利用すると共に、地域住民にも共有情報として周知徹底を図る必要があります。そして、洪水ハザードマップや今回水害の実体験を基に、洪水時に実践的に機能する避難経路や避難施設のあり方、特に高齢者の方々の避難を想定した検討が必要です。更に、これまで行政の避難勧告・指示や救助を待つ傾向であった避難行動の考え方を改善して、「自分の命は自分で守る」という考え方を原則に、「自助・共助・公助の役割分担と連携に基づく水害時の地域および住民の行動規範」を新たに確立し、実際に訓練を行う必要があります。

また、地域の孤立化を防止・緩和する対策についても検討する必要があります。

(2) 水害の危険性に関する認識向上

地域住民と行政の両者が、治水対策の限界と水害の危険性に関する理解度を向上させることで、水害前の予防対策の充実度を高め、水害時の避難を迅速、かつ、安全なものとするのが期待できます。また、自助と共助の役割が大きくなる災害時にこそ重要な、「自分の命は自分で、地域は地区コミュニティで守る」といった自主防災意識の醸成が期待できます。

水害の危険性に関する認識向上は、水害の記憶を風化させないことと、日頃の事前学習に依るところが大きいと考えます。水害の記憶を風化さ

せず、伝承していくには、浸水位など水害の傷跡を残していく仕組みが必要です。学習においては、定期的な参加者の興味を引く防災教育により、水害に関する基礎知識の共有と蓄積、さらに防災意識の向上を目指す必要があります。

また、地域住民と行政の水害に対する共通理解が得られた上で、浸水区域での土地利用規制等の実施や建物の耐水化構造導入の検討といった施策も必要と考えます。

(3) 洪水時の情報提供・伝達機能の向上

地域住民が災害時に状況を的確に判断し、安全に避難するためには、受け手にとってわかりやすく、精度の高い情報を確実に伝え、共有する必要があります。このためには、地域住民が風水害時でも確認できる従来の情報伝達手段の改良、新たな情報通信技術（ＩＴ）を利用した情報伝達手段の導入、住民間の地区コミュニティ力（自主防災組織など）を利用した情報伝達手段の改善等についての検討を実施していく必要があります。

(4) 避難準備情報・勧告・指示発令の迅速化

避難準備情報・勧告については、雨量・水位・ダム放流量等に基づいた数値基準が市・町毎に定められていますが、より重要な避難指示については、明確な基準がほとんど定められていません。このため、避難指示発令のタイミングは各市・町首長の経験的判断に拠るところが大きい状況となっており、地域住民の適切な避難判断を混乱させる要因ともなっていると考えられます。

避難指示の発令基準を明確化し、水系としても一貫性を持たせることで、地域住民に対して避難指示に対する信頼度を高めるとともに、この避難指示発令の妥当性を高めるため、地域の浸水情報を集約できる仕組みづくりが大切です。

(5) 水防・救助体制の強化

水害に強い地域づくりを実現するにあたっては、水防活動を担う人材・体制を整えるとともに、水防資機材の充実が不可欠です。

人材・体制の充足にあたっては、自治会・自主防災組織を中心としたより実践的な水防訓練を実施し、水害時活動の安全性の向上、的確な連絡系統の確立を目指す必要があります。また、水防資機材の備蓄量を各所で増強するとともに、広域的な資機材の運用支援体制を整えることで、水防資機材の量的偏在を補う必要もあります。

更に、被災時、あるいは被災後の孤立化の解消や地域住民の日常生活への迅速な復帰を支援するため、土砂の撤去、ごみの清掃といった共助・公助体制の充実を図る必要があります。また、平常時より、各家庭での水害軽減方法の指導やボランティアの受け入れ体制の確立に積極的に取り組むことも必要です。

(6) 水害に強い地域づくりの効率的推進

水害に強い地域づくりにおける防災・減災対策の効率的な推進のために、国、県、市・町、地域の役割分担と連携のあり方や活動の具体案を継続的に協議する場を設ける必要があります。

第3章 具体的施策

本提言の基本理念、基本方針を踏まえ、水害に強い地域づくりのための具体的な施策を示します。

3.1. 避難計画の充実

(1) 洪水ハザードマップの作成支援

洪水ハザードマップを作成していない市・町を河川管理者が技術面等で支援し、早急に川内川流域全関係市・町の洪水ハザードマップの整備を完了させる必要があります。

また、7・22水害時の浸水域と洪水ハザードマップを比較し、洪水ハザードマップの有効性を確認すると共に、河川改修状況に応じた洪水ハザードマップの定期的更新によりマップの精度向上に努めなければなりません。

一方、洪水ハザードマップに興味を持ってもらうための方策として、自分が住む地区、あるいは、自宅を中心に表示したマップの作成や小中学生が作成した洪水ハザードマップのコンクール開催など、地域で工夫したマップ改良等についても検討を進める必要があります。更に、地域での洪水ハザードマップ学習会や、小中学校での洪水ハザードマップに関する授業などにより、その理解と普及に努めることも大切です。

(2) 避難計画・施設の再検討

水害時に指定避難所や避難経路が浸水する可能性を洪水ハザードマップや過去の浸水履歴等から確認し、浸水する場合は、耐水化を進める、あるいは、避難所や避難経路を見直す必要があります。また、避難所・避難経路へと誘導する案内表示板等の設置も必要です。更に、車を利用した避難が多い実態を踏まえ、車による移動を考慮した避難計画について検討する必要があります。

(3) 災害時要援護者の避難対策の立案

災害時要援護者の避難を支援する事前対策として、災害時要援護者の

避難支援計画を立案し、事前登録による災害時要援護者の所在地の把握など要援護者を支援する体制の整備を推進する必要があります。

更に、主に高齢者の避難所での生活を安心・安全なものとするため、食事の確保、避難所生活の不具合を相談できる窓口の設置、医療面の緊急的な受け入れ施設の確保など、避難生活についても十分に配慮する必要があります。

(4) 水害時住民行動マニュアルの作成

「自助」、「共助」、「公助」の相互扶助により実施される避難活動のうち、被災時、被災直後に大きな役割を果たすのが、「自助」、「共助」による避難活動です。しかし、現在はハード対策主体の治水対策からハード対策とソフト対策が助け合った治水対策への移行期であり、川内川流域において「自助」、「共助」の水害時の活動内容・手順が体系化されたマニュアルは整備されていません。

そこで、水害時の「自助」、「共助」による避難活動について、自治体の防災計画を十分理解したうえで、自治会・自主防災組織を中心として地域住民自らの手で行動マニュアルを作成することが重要です。

(5) 地域孤立化防止対策の検討

予め水害による孤立化が想定される地域を抽出し、孤立化を防止するための対策として、水防資機材の備蓄および、避難経路が途絶しない方策、伝達手段の確保について検討する必要があります。

3.2. 水害の危険性に関する認識向上

(1) 水害危険性の認識向上・防災用語等の習得（防災訓練・勉強会開催）

水害時に住民が主体的に行動を起こせるよう、水害の性格と危険性を知り、水害時にとるべき行動を知識として身につけておくことが重要です。そのための防災教育が体系的に実施されるよう、河川管理者等は関係機関と連携し、学校教育、地域ごとの学習、その他様々な場面における支援を展開する必要があります。

具体的には、河川管理者等が通常の授業時間や総合学習の時間におけ

る防災教育について、関係機関と連携し、出前講座制度等の活用、教材等の開発・提供などの支援に取り組む必要があります。

また、専門的になりがちな防災用語を理解しやすい言葉で伝えるため、地域の方と常日頃交流のある消防団、NPO、ボランティア等と連携し、職場、自治会・自主防災組織等で地域防災講座を開催するなど、地域における防災教育の展開を図ることが重要です。合わせて、地域防災訓練等を実施することも大切です。

(2) 浸水地区の土地利用規制等の検討

従前から治水安全度が低く、土地利用にあたって相当の安全確保対策が必要となる区域等については、土地利用状況を踏まえた治水対策を実施するとともに、治水対策の方針を反映した土地利用への誘導を図る必要があります。このため、治水計画と土地利用計画との調整、並びにそのための地域の合意形成を図る仕組みを構築する必要があります。

(3) 浸水に強い建築構造導入の検討

浸水常襲地区に対するピロティ構造等の導入により、床上浸水以上の被害を軽減することが可能となります。このため、浸水地区の土地利用規制等の検討と合わせて、浸水に強い建築構造導入を検討する必要があります。

(4) 河川沿川における従前の遊水機能の確保に関する対策の検討

7・2・2 水害時に沿川の水田が遊水機能を発揮したことを踏まえ、従前の遊水機能を活用し、水系全体の治水に対する安全度を確保し、今後その機能を維持していくことが望ましいと考えます。その場合、遊水機能が期待される河川沿いの水田に対して、関係者・関係機関による農業経営の安定対策等を検討する必要があると考えます。

3.3. 洪水時の情報提供・伝達機能の向上

(1) わかりやすく精度の高い情報提供

市・町から直接的に避難を促され、ようやく避難するという受け身の現状は、緊急時の柔軟な避難行動を妨げます。避難準備情報に注意し、避難勧告が発令された場合は住民自らが避難時期を考え避難し、避難指示が発令された場合は直ちに避難するよう、発生している自然現象、災害状況の程度、事態の緊急性・危険性などが実感できる情報を提供することが重要です。

具体的には、国管理河川、県管理河川を問わず、的確な河川水位とその危険度レベル、雨量、ダムの貯水容量等を一元的にリアルタイムで、防災無線・情報表示板・インターネット等の各種情報伝達手段を通して地域住民に自動配信することにより、早期の避難判断を促す必要があります。一方、住民にとって、水害時の重要な情報入手手段がテレビである実態を踏まえ、マスコミとの連絡協議を継続し、わかりやすい情報を積極的に提供する方法を工夫しなければなりません。更には、既往最大洪水痕跡水位や水位の危険度レベルの標識等の設置により河川水位についての基礎的情報等を平常時から提供する必要があります。

(2) 地区コミュニティの活用（自治会・自主防災組織単位での行動）

水害時の災害情報や避難情報を地域住民に確実に伝えるため、あるいは、適切な避難誘導を図るため、自治会や自主防災組織といった地区コミュニティで協力し合い避難行動を実施する必要があります。水害時の避難活動を確実なものとするためには、日頃から自治会・自主防災組織単位で水防訓練や防災教育を行うなど、意識的に防災活動に取り組むことが大切です。

(3) 水防情報の一元化

現在、地域住民が水防情報を受け取る窓口として、テレビ・ラジオ・インターネット・防災無線等が有力な手段です。緊急時の情報収集経路が複数回線であることは好ましいことですが、例えば、近年、情報収集ツールとして発達してきたインターネットでは、水防情報に限っても複

数のサイトがあり、かえって利用者の混乱を招く可能性もあります。重要な流域内の雨量・水位・気象情報・洪水予報情報等が共通のインターフェース（操作画面）上で防災情報として一元化され、簡単にアクセスできるシステムである必要があります。

また、行政においても、ファックス・電話・インターネット等と情報収集手段は多岐にわたるうえ、情報発信元も複数機関にわたることから、受け手側が適切に情報処理できない場面も見られます。このため、行政においても上記と同様のインターフェース（操作画面）システムを共有し、情報および意識の共有化を進める必要があります。

3.4. 避難準備情報・勧告・指示発令の迅速化

(1) 避難準備情報・勧告・指示の発令基準の再検討

川内川流域各市・町の地域防災計画に示された避難準備情報・勧告・指示（以下、避難勧告等と表記）基準は、はん濫注意水位、避難判断水位、はん濫危険水位と市・町ごとに異なる水位が採用されています。避難勧告等の情報がテレビ・ラジオを通して発信される場合、流域内市・町間で発令基準が大きく異なれば、地域住民の避難行動に混乱を来す恐れがあります。

このため、川内川流域内での避難勧告等の発令基準に一貫性を持たせ、流域内での住民の円滑な避難を図るべく、首長の避難勧告等の意思決定に共通性を持たせる必要があります。

(2) 収集情報の発令判断への活用

市・町長が避難勧告等の発令を適切に行えるよう、その目安となる河川水位・浸水位・土砂崩れ等の情報の充実を浸水モニター制度の導入等により実現すべきです。また、避難勧告等の発令にあたり、市・町長が行う避難勧告等の意思決定に役立つよう、各種情報についての解説、今後の見通し等を河川管理者等から直接市・町長に助言する仕組みを強化する必要があります。

3.5. 水防・救助体制の強化

(1) 水防資機材の備蓄・効率的活用

水害時に水防資機材の不足により水防活動が滞ることがないように、今回水害を参考に必要な水防資機材量を算出し、これらを備蓄する倉庫と共に整備する必要があります。

財政的・物理的に必要資機材量を確保できない場合も、広域的な水防資機材利用を想定し、遠隔地の資機材の互いの有効利用が図れる体制を各機関で整える必要があります。

(2) 重要水防箇所の情報提供

効率的な水防活動の推進のために、堤防の重要水防箇所指定の根拠も含めて情報提供し、その指定根拠に適した水防工法を重点的に訓練・学習することが重要です。この結果、習得した水防工法に必要な資機材の備蓄を進めることも可能となり、訓練とあわせて、円滑で効率的な水防活動を支援することが可能となります。

(3) ボランティアの受け入れ体制、業界団体との協力体制の確立

事前に、市・町は社会福祉協議会、関係機関、市民団体との協議を進め、それぞれの役割を確認し、ボランティア受け入れ体制を整え、災害時に備えてインターネット等でそれらの情報を公開する必要があります。更に、活動拠点、活動資機材の調達、連絡手段の確保、運営体制、ボランティア保険等についての「受け入れ準備マニュアル」を作成する必要があります。

また、土砂の撤去やごみの排出・集積にあたっては資機材を有する業界団体の協力により早期対応が可能となるため、災害協定書等を締結し早期復旧を目指すことが大切です。

(4) 消防団等との連携による各家庭での浸水軽減活動

床下浸水と床上浸水では、大きく被害程度が異なるため、床上浸水を防ぐための浸水軽減活動は非常に大切です。例えば、床上浸水を防ぐ程度の土嚢を自宅周りに積み、その後、避難する等の浸水被害軽減活動を

心がければ、水害後の早期復旧が可能となります。

このような各家庭での浸水被害軽減活動を、消防団等のアドバイスを受けながら、自治会・自主防災組織が中心となって、日常的に教育・体験学習を進めていく必要があります。

3.6. 水害に強い地域づくり推進協議会（仮称）の設置

提言に沿った防災・減災対策を効率的に進めるために、「川内川水害に強い地域づくり推進協議会（仮称）」を設置する必要があります。推進協議会の構成は、国、県、市・町、地域、マスコミ等とし、具体策（アクションプログラム）検討における適正な役割分担や連携のあり方、そして、実施スケジュールの検討を行う必要があります。

おわりに

本委員会において「具体的施策」について提言を行いました。これに限らず、今後、推進協議会の中で幅広い観点から検討していただき、社会状況に合った更なる良い施策についても実施され、真に水害に強い地域づくりが進むことを祈念します。

川内川水系水害に強い地域づくり委員会 委員名簿

[学識経験者]

しもかわ	えつろう	
下川	悦郎	(鹿児島大学農学部教授)
ひきだ	まこと	
○疋田	誠	(鹿児島工業高等専門学校教授)

[専門家]

くわはら	みちお	
桑原	道男	(北薩地域消防地区代表消防本部長)
たじま	なおみ	
田島	直美	(特定非営利活動法人きらり理事長)
なかつら	しずお	
中面	静雄	(鹿児島県土地改良事業団体連合会始良・伊佐事務所長)
なかまた	ともひろ	
中俣	知大	(鹿児島県建築士会川薩支部長)

[流域代表者]

いいだ	としみ	
飯田	利美	(大口市消防団第9分団長)
うち	よしひこ	
内	喜彦	(さつま町PTA連絡協議会会長)
なかぞの	よしかず	
中園	凱和	(久住地区水防災事業推進委員長)
なかむら	しゅうじ	
中村	周二	(菱刈町消防団本城分団長)
むらおか	たかあき	
村岡	隆明	(特定非営利活動法人 NPO えびの 田の神村担当)
よしはら	すすむ	
吉原	進	(鹿児島大学名誉教授)

[マスコミ関係者]

ありやま	たかし	
有山	貴史	(南日本放送編成本部報道部長)
ふくなが	しんいち	
福永	信一	(南日本新聞社薩摩川内総局長)
ふくはら	けんいち	
福原	健一	(NHK 鹿児島放送局放送部長)
やました	としふみ	
(山下	俊文)	

敬称略 五十音順

事務局：川内川河川事務所調査課

○ 印：委員長

()：第1回委員会にNHK鹿児島放送局放送部長として参加

川内川水害に強い地域づくり推進協議会の歩み

推進協議会設立趣旨

川内川は、平成18年7月に発生した観測史上最大規模の洪水により流域全体が甚大な被害を受けました。これにより、平成18年10月4日に激甚災害対策特別緊急事業が採択され、外水氾濫による家屋の浸水被害を防止するため、築堤・掘削等のハード対策を進めています。しかし、洪水からの被害を最小限にするためには、ハード対策だけに頼るのではなく、流域一体で取り組むソフト対策も必要不可欠であると考えています。

平成19年8月には「川内川水系水害に強い地域づくり委員会」において、避難計画の充実、水害の危険性に関する認識向上、洪水時の情報提供・伝達機能の向上、避難準備情報・勧告・指示発令の迅速化、水防・救助体制の強化など、今後、川内川流域で取り組むソフト対策の基本的な方針を提言いただいたところであります。

そこで、この基本方針に沿った防災・減災対策を効果・効率的に進めるため、関係機関が連携・調整し、適切な役割分担のもと、実施スケジュールなどの具体的な対策（アクションプログラム）を策定することを目的とし、「川内川水害に強い地域づくり推進協議会」を設立いたします。

第1回

議事事項

- 設立趣旨と規約の確認
- 川内川水系水害に強い地域づくり提言の確認
- 具体的な作業内容の確認

H20.3.5開催

第2回

議事事項

- 進捗状況説明
- アクションプログラムの策定

H20.11.17開催

第3回

議事事項

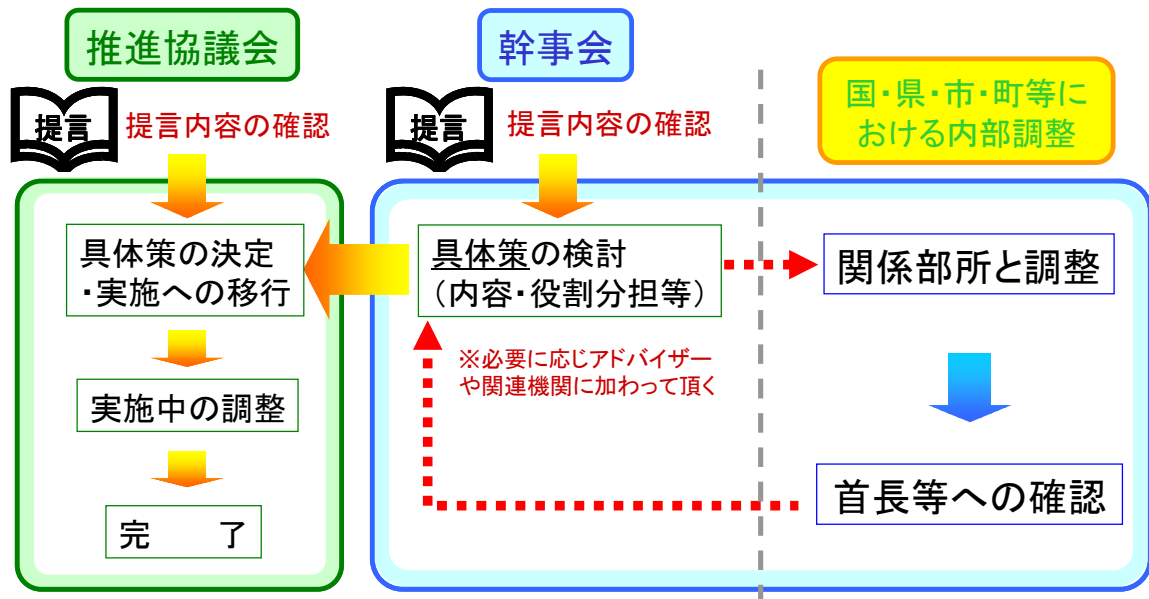
- 進捗状況説明
- アクションプログラムの策定

H21.3.5開催

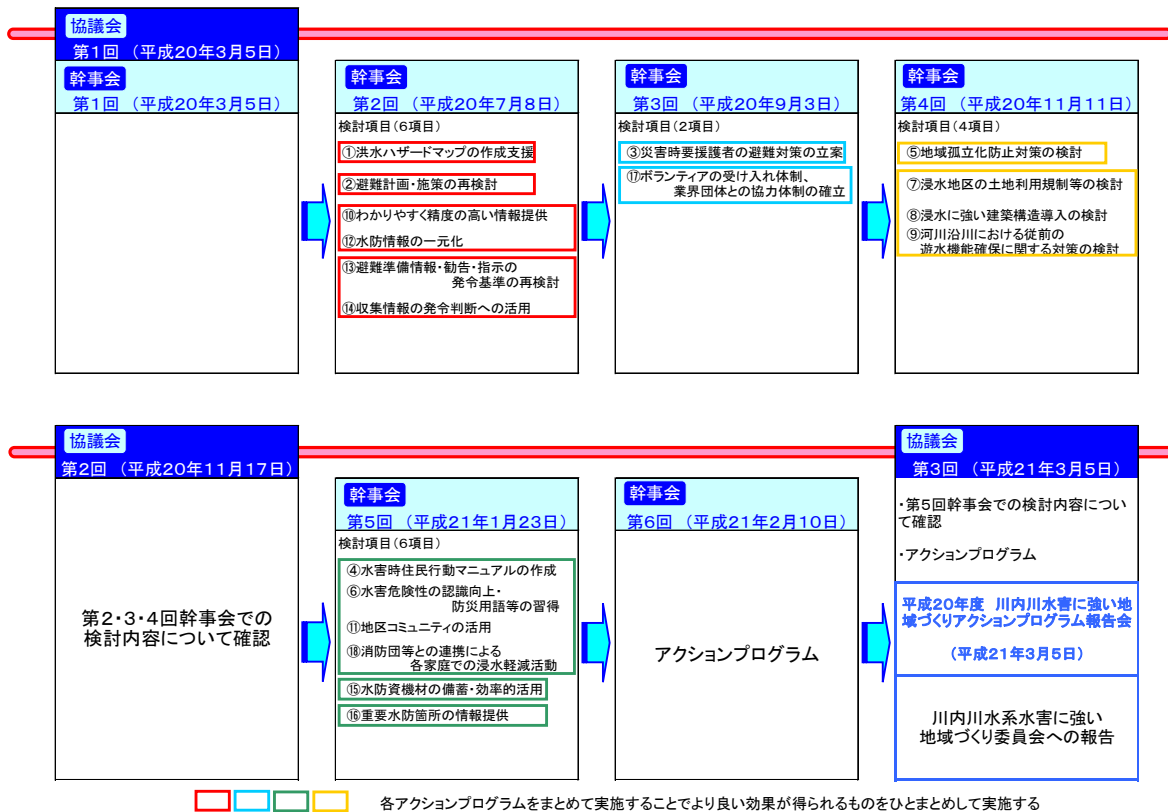


川内川水害に強い地域づくり実施へと移行

川内川水害に強い地域づくり推進協議会の位置づけ



推進協議会・幹事会の開催スケジュール(案)



川内川水害に強い地域づくり推進協議会 会員名簿

		所 属	役 職
1	会長	国土交通省 川内川河川事務所	所長
2	副会長	鹿児島県 危機管理局 危機管理防災課	危機管理防災課長
3	会員	国土交通省 鶴田ダム管理所	所長
4	会員	鹿児島県 土木部 河川課	河川課長
5	会員	宮崎県 県土整備部 河川課	河川課長
6	会員	宮崎県 総務部危機管理局 危機管理課	危機管理課長
7	会員	鹿児島県 北薩地域振興局 建設部	部長
8	会員	鹿児島県 始良・伊佐地域振興局 建設部 大口支所	支所長
9	会員	鹿児島県 始良・伊佐地域振興局 建設部 湧水支所	支所長
10	会員	宮崎県 小林土木事務所	所長
11	会員	薩摩川内市	危機管理監
12	会員	さつま町	副町長
13	会員	伊佐市	副市長
14	会員	湧水町	副町長
15	会員	えびの市	副市長

川内川水害に強い地域づくり推進協議会 幹事名簿

		所 属	役 職
1	幹事長	国土交通省 川内川河川事務所	技術副所長(計画)
2	副幹事長	国土交通省 川内川河川事務所	調査課長
3	副幹事長	鹿児島県 危機管理局 危機管理防災課	課長補佐
4	幹事	国土交通省 鶴田ダム管理所	管理係長
5	幹事	鹿児島県 土木部 河川課	課長補佐
6	幹事	宮崎県 県土整備部 河川課	課長補佐
7	幹事	宮崎県 総務部危機管理局 危機管理課	防災企画担当主幹
8	幹事	鹿児島県 北薩地域振興局 建設部	建設総務課長
9	幹事	鹿児島県 始良・伊佐地域振興局 建設部 大口支所	主幹
10	幹事	鹿児島県 始良・伊佐地域振興局 建設部 湧水支所	支所長補佐
11	幹事	宮崎県 小林土木事務所	総務課長
12	幹事	薩摩川内市	防災安全課長
13	幹事	さつま町	総務課長
14	幹事	伊佐市	総務課長
15	幹事	湧水町	総務課長
16	幹事	えびの市	総務課長

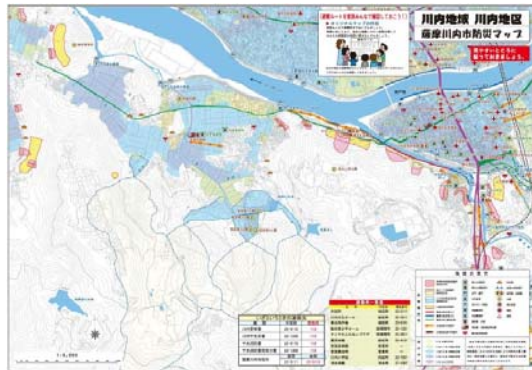
アクションプログラム概要図

①洪水ハザードマップの作成支援

<1>早急に関係市・町の洪水ハザードマップ整備を完了

<3>河川改修状況に応じた洪水ハザードマップの定期的更新

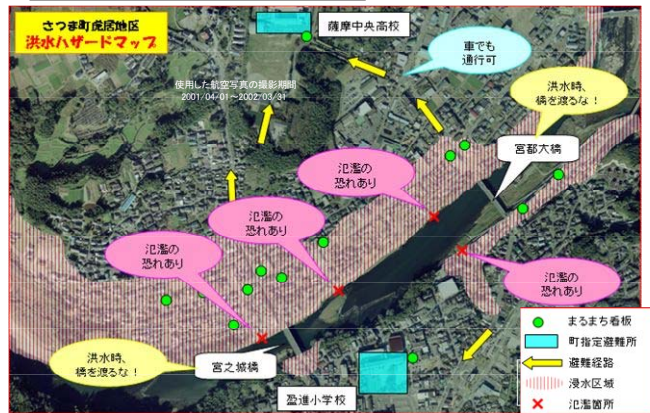
③については、土地利用や河川整備状況が大幅に変化し、浸水想定区域図が変わる地域は、洪水ハザードマップを見直す必要がある。



薩摩川内市防災マップ

<2>7・22水害時の浸水域と洪水ハザードマップを比較し、洪水ハザードマップの有効性確認

<4>自分が住む地区・自宅を中心に表示した洪水ハザードマップの作成



さつま町虎居地区を中心に表示した洪水ハザードマップのイメージ図

<5>洪水ハザードマップのための学習会の開催、小中学校での授業の実施(コンクール開催などへの展開も検討)

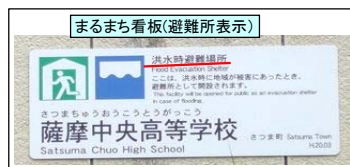


第〇回 洪水ハザードマップコンクール



②避難計画・施設の再構築

<6>浸水する避難所・避難経路の見直し、あるいは、耐水化



さつま町では、浸水する避難所を見直し、薩摩中央高校と盈進小学校が新たに避難所に指定され、これに伴い避難経路も見直された。

<7>避難所・避難経路へ誘導する案内表示板等の設置

幹線道路沿いに避難所への案内表示板や実績浸水深を設置。



<8>車による移動を考慮した避難計画の検討

避難所に指定された薩摩中央高校につづく道路を拡幅(校庭を駐車場として利用)。



例) さつま町虎居地区



避難計画・施設の再検討図

- まるまち看板位置(実績浸水深)
- まるまち看板位置(避難所案内、誘導)
- まるまち看板位置(避難所表示)
- 町指定避難所
- 見直された避難経路
- /// 浸水域
- ①～③ 対策箇所位置・番号

③災害時要援護者の避難対策について

＜9＞災害時要援護者の避難支援計画の立案と災害時要援護者支援体制の整備

災害時要援護者の避難支援計画の立案と災害時要援護者支援体制の整備に関して、川内川流域市町では、当初のスケジュールからはやや遅れているが平成22年3月までに完了予定。

大口市の現在までの検討スケジュール

災害時要援護者 支援プラン		プラン概要	平成20年度															
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
事前準備	地域防災計画 画への位置づけ	地域防災計画における災害時要援護者対策の明示													H19.4中旬	庁内関係部局による庁内検討委員会の設置		
	災害時要援護 者対策協議会の設置	関係機関の災害時要援護者対策への取り組みの機 運醸成と連携体制の確立、および市町村災害時要 援護者避難支援プラン(全体計画)の作成主体とな る災害時要援護者対策協議会(仮称)の設置													H19.5 (2回実施)	庁内検討委員会において ・災害時要援護者避難支援体制(対象者、登録方法 等)について検討 ・関係機関との連携について検討 ・広報の方法、要援護者の登録方法などについて検討		
															H19.5末	・災害時要援護者避難支援要綱の制定 ・災害時要援護者避難支援連絡会議設置要綱の制定		
市町村災 害時 要援護者 支援プラン	全体計画	全体計画 の作成														市町村災害 時要援護者 避難支援 モデル プラン 及び 解説 鹿児島 県 より		
		災害時要援 護者の全体把握	共有情報方式と手上げ方式を併用し在宅の要援護 の全体把握を行う台帳を作成する														H19.6中旬	市広報誌の発送時に登録を呼びかけるチラシを各戸 に配布し、手上げ方式により公民会長に回収してもら う方法と「民生委員制度創設90周年記念事業全国一 斉活動・災害時一人も見逃さない運動」と協働し、民生 委員による個別訪問による登録支援を同時進行で 実施
		避難行動要 支援者の把握	台帳をもとにして避難行動要支援者の把握や個別 支援計画作成のための登録の働きかけを行う														H19.10.9	第1回災害時要援護者避難支援連絡会議 ・これまでの経過と今後のスケジュール等について説明 ○医師会との医療救護活動に関する協定 ○社会福祉法人との社会福祉施設等の使用に関する 協定についての協定締結の検討
	個別計画	避難行動要 支援者登録制度	避難行動支援者の登録を台帳に記載するとともに 「避難行動支援者登録台帳」として保管する														H19.11.26	第2回災害時要援護者避難支援連絡会議 ・大口伊佐医師会と「災害時における医療救護活動に 関する協定」の締結 ・社会福祉法人大一会、慈和会、準仁会との「災害時 に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等 を使用することに関する協定」の締結
		モデル地区 における個別支援 計画の作成	避難行動要支援者の避難誘導を迅速に行うため に、避難行動要支援者それぞれの状況に応じた個 別支援計画を作成する														H20.2.21	第3回災害時要援護者避難支援連絡会議
		モデル地区 における個別プラン の実習訓練	要援護者状況に配慮した避難支援方法について、 研修会、広報誌、ホームページ等を通じて、住民に 普及することとする														平成20年度	個別支援プラン、避難所運営マニュアル策定予定
		個別プラン の作成	共有した要援護者情報を基に作成すること。 その際、要援護者本人も参加して、避難支援者、避難 所、避難方法について確認しておくこと。 要援護者本人とともに、避難支援者、要援護者本人 が同意したもの(消防団員、警察などの救援機関、 自主防災組織など)に配布すること															

＜10＞避難所における生活水準の向上

例) 避難所等における支援体制の確立(鹿児島県、災害時要援護者の避難支援ガイドラインより)

- ☐ 医療救護体制等の整備
 - ・医師・看護師・保健師等による医療救護体制を整備→要援護者の健康管理や介護・ケア
 - ・手話通訳や福祉相談者、ボランティア等の派遣、福祉用具(車イス、杖など)の提供体制を整備
 - ・市町は必要に応じて、あらかじめ関係機関および事業者と協定を締結
- ☐ 公民館・学校等避難所における対応
 - ・避難所の責任者→避難所での要援護者の状況を把握
 - ・施設入所が必要な要援護者については、市町災害対策本部等と連携をとりながら社会福祉施設等へ移送。
- ☐ 社会福祉施設・公共施設など福祉避難所における対応
 - ・施設の管理者→要援護者の状況を把握
 - ・市町村災害対策本部などと連携をとりながら、適切な処遇を行う
- ☐ 被災市町では、要援護者の受け入れ体制が十分に整わない場合も考えられるので、隣接市町とあらかじめ受け入れ協定を締結しておく。

避難所における生活水準の向上の先行事例



薩摩川内市のサンアリーナにおいて導入が検討されているプライバシーを守るためのパネル。

4. 5畳×10部屋×5セット分の導入予定

被災後の集団避難生活では、プライバシーが守られないため、知らず知らずのうちにストレスによる心身の病を誘発しがちである。このパネルによって、個人空間を確保することにより、プライバシーを守り、健全な心身を保つことを支援する。



大口市地域防災計画に記載され、福祉避難所に設置されたオストメイト対応トイレ。

【オストメイト対応トイレ】
オストメイトとは、癌や事故などにより消化管や尿道が損なわれたため、腹部などに排泄のための開口部→ストーマ(人工肛門・人工膀胱)を増設した人のことをいう。オストメイト対応トイレとは、人工肛門や人工膀胱の保有者が、パウチ(蓄便・蓄尿袋)内の汚物を捨てたり、袋を交換したり、ストーマ部分を直接洗浄できる設備を有したトイレである。

⑤地域孤立化防止対策について

<12>水害により孤立化が想定される地域の抽出

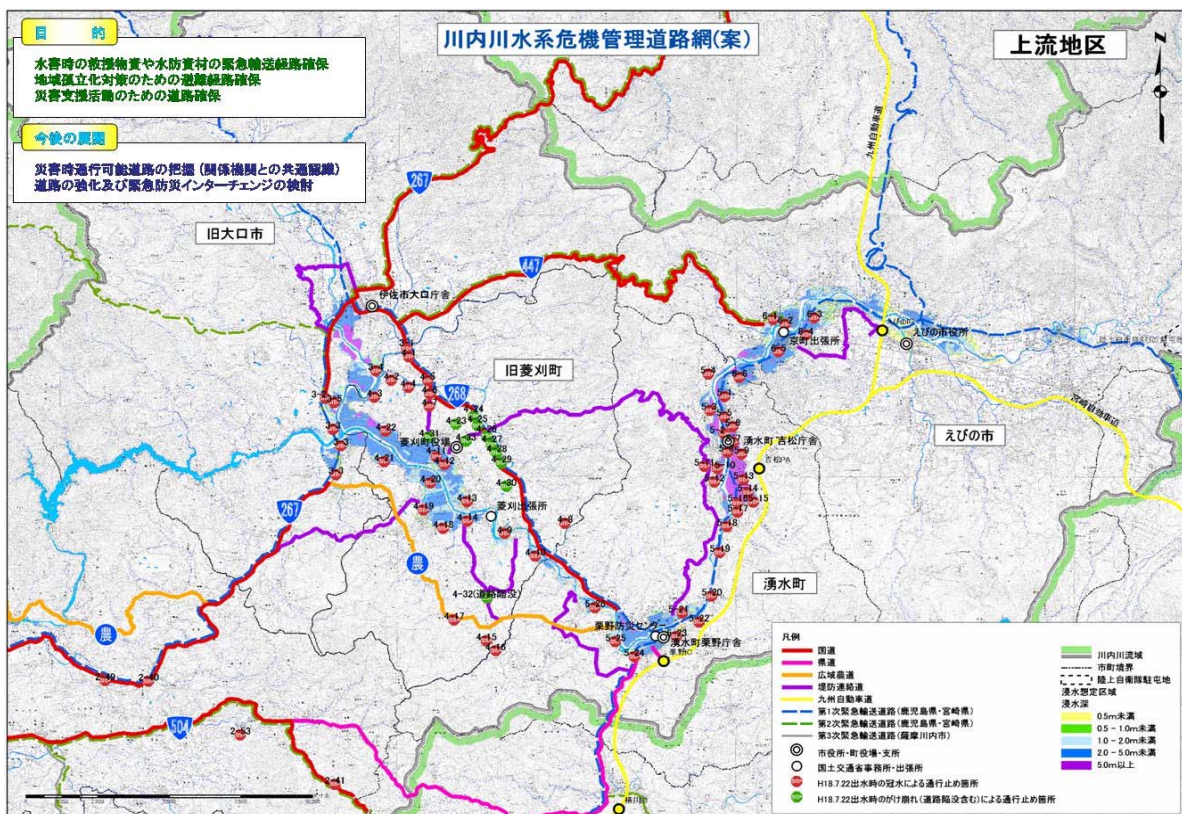


川内川 37k100付近より上流右岸を望む
さつま町虎居地区

<13>孤立化地域の水防資機材の備蓄



<14>孤立化を防ぐための避難経路の連続性確保、伝達手段確保



④水害時住民行動マニュアルの作成

⑥水害危険性の認識向上・防災用語等の習得

⑪地区コミュニティの活用

⑫消防職員等との連携による各家庭での浸水軽減活動

<15>出前講座制度等の活用、教材等の開発・提供



出前講座制度の活用、教材等の開発・提供

<11>地域住民自らの手による水害時住民行動マニュアルの作成



<24>自治会や自主防災組織単位での避難行動



<16>職場、自治会・自主防災組織等で地域防災講座の開催、地域防災訓練等の実施



職場、自治会・自主防災組織で地域防災講座の開催、地域防災訓練等の実施



さつま町虎居地区を中心としたマイハザードマップのイメージ図

<36>消防職員等のアドバイスの下で自治会・自主防災組織を中心とした各家庭での浸水軽減活動のための教育・体験学習



知識の習得

知識の応用

知識の実践

⑦浸水地区の土地利用規制等について

⑧浸水に強い建築構造導入について

⑨河川沿川における従前の遊水機能の確保に関する対策について

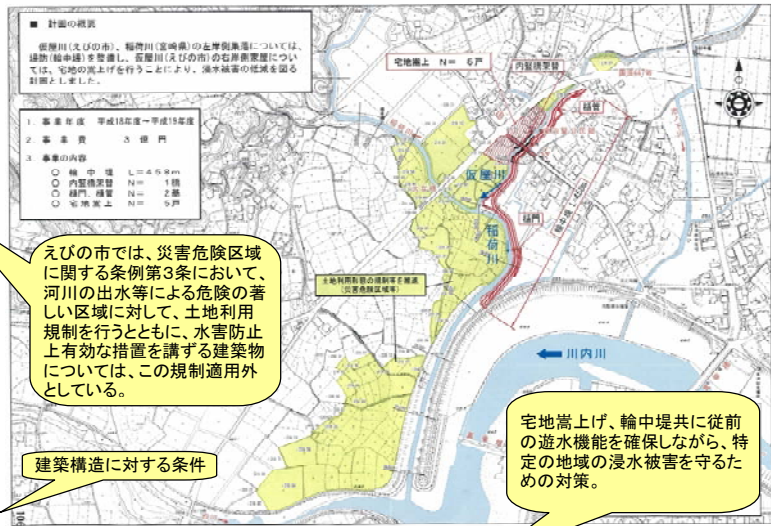
【えびの市災害危険区域に関する条例】

(趣旨)
第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条の規定に基づき、災害危険区域の指定及び災害危険区域内における建築物の建築の制限について必要な事項を定めるものとする。
(災害危険区域の指定)
第2条 市長は、河川の出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定するものとする。
2 市長は、災害危険区域を指定したときは、その旨を告示するものとする。
3 災害危険区域の指定は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。
4 前2項の規定は、災害危険区域の指定の変更又は解除について準用する。
(建築物の建築の制限等)
第3条 災害危険区域内においては、住居の用に供する建築物を建築してはならない。ただし、災害防止上有効な措置を講ずる建築物その他市長が適当と認める建築物として規則で定めるものであって、あらかじめ市長の認定を受けたものについては、この限りでない。
(委任)
第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【えびの市災害危険区域に関する条例施行規則】

(趣旨)
第1条 この規則は、えびの市災害危険区域に関する条例（平成 年条例第 号、以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。
(災害危険設定水位)
第2条 市長は、条例第2条第1項の規定により災害危険区域を指定するときは、災害危険設定水位（あらかじめ設定した規模の出水に対して家屋の浸水を防止することができる水位をいう。以下同じ。）を定めるものとする。
2 災害危険設定水位は、東京湾中等潮位を基準として定める。
(災害危険設定水位を表示する標識の設置)
第3条 市長は、災害危険区域内の必要と認める場所に災害危険設定水位を表示する標識を設置するものとする。
(災害防止上有効な措置を講ずる建築物等)
第4条 条例第3条ただし書に規定する災害防止上有効な措置を講ずる建築物その他市長が適当と認める建築物として規則で定めるものとは、次に掲げる建築物とする。
(1) 基礎地盤面の高さを災害危険設定水位以上として建築する建築物
(2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第5号に規定する主要構造部（屋根及び階段を除く。）を鉄骨コンクリート造又はこれに準ずる構造とし、災害危険設定水位以下の部分を住居の用に供しない建築物
(3) 位置建築物又はやむを得ない理由がある建築物であって市長が適当と認めるもの（建築物の認定申請）
第5条 条例第3条ただし書の市長の認定を受けようとする者は、建築物の建築工事に着手する前に、災害危険区域内における建築物認定申請書（別記様式第1号）に次に掲げる図面又は書面を添付して市長に申請しなければならない。
(1) 付近見取図
(2) 基礎地盤面の高さ及び災害危険設定水位を表示した配置図
(3) 平面図
(4) 敷地の断面図
(5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める図面又は書面
2 市長は、前項の規定により申請された建築物が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは災害危険区域内における建築物認定通知書（別記様式第2号）により、該当しないと認めるときは災害危険区域内における建築物不認定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。
(委任)
第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【稲荷川河川激甚災害対策特別緊急事業】(えびの市)



えびの市では、災害危険区域に関する条例第3条において、河川の出水等による危険の著しい区域に対して、土地利用規制を行うとともに、水害防止上有効な措置を講ずる建築物については、この規制適用外としている。

宅地嵩上げ、輪中堤共に従前の遊水機能を確保しながら、特定の地域の浸水被害を守るための対策。



宅地嵩上げ 「たぐらかさあげ」主に浸水被害が少ない地域で洪水から家屋を守るために、家屋の敷地を高くすることを家屋嵩上げといいますが、洪水時において、外水による家屋浸水被害を防ぎます。



輪中堤 「わにゅうてい」特定の地域を洪水から守るために集落の周囲を囲うようにつくられた堤防を輪中堤といいます。洪水時において、外水による家屋浸水被害を防ぎます。

川内川流域画面イメージ

⑪ボランティアの受け入れ体制、業界団体との協力体制の確立

＜34＞ボランティアの受け入れ体制の確立、受け入れ準備マニュアルの作成

ボランティアの受け入れ準備マニュアルの作成をはじめとした、ボランティアの受け入れ体制は全市町で確立済み。



＜35＞業界団体との災害協定書等の締結

災害時の応援を要請する協定はすべての市町で締結済み。

実際の協定書の一部

○大規模災害時における応急対策に関する協定書

さつま町（以下「甲」という。）と鹿児島県建設業協会宮之城支部（以下「乙」という。）とは、大規模な地震、風水害等の災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合、又はその恐れがある場合に乙の社会貢献活動の一環として実施する応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、甲の管理する公共土木施設（以下「公共土木施設」という。）における大規模災害時の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、甲が乙に対して協力を求める場合の必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、次の各号のとおりとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条第1項の規定により作成されたさつま町地域防災計画書に基づき、同法第23条第1項の規定によりさつま町災害対策本部が設置された場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、甲が特に乙の協力が必要であると認めた場合

（応急対策業務の内容）

第3条 甲が乙に対して協力を要請する応急対策業務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 公共土木施設の被害情報の収集及び甲に対する報告
- (2) 公共土木施設からの障害物の除去及び応急の復旧
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

（協力要請）

第4条 甲は、前条の応急対策業務を実施する必要があると認めるときは、乙に対して、文書により協力を要請することができる。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書で要請するものとする。

2 乙は、前項の協力要請があったときは、特別な理由がない限り、甲に協力するものとする。

（協力体制の整備）

第5条 乙は、甲から協力要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ、協力体制を整備し、その内容を甲に報告するものとする。

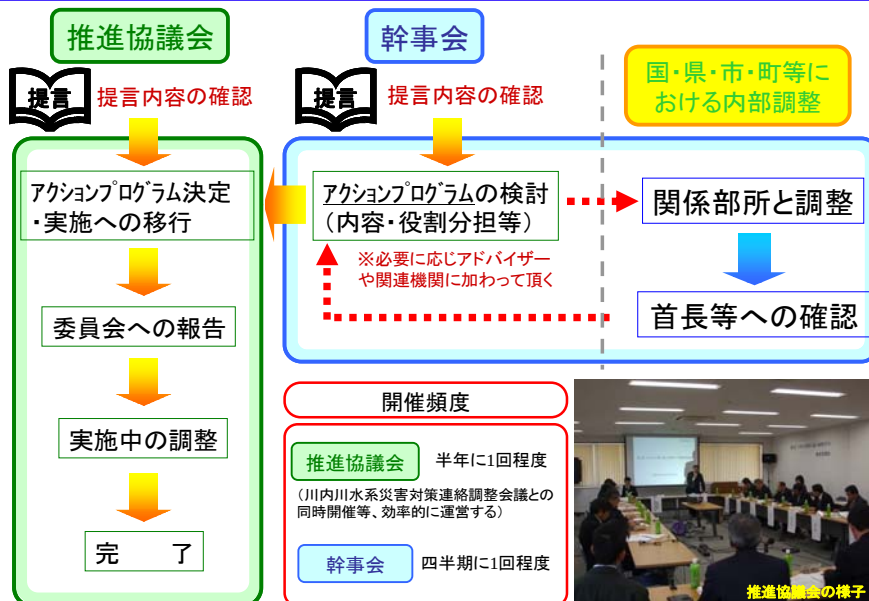
2 乙は、甲から協力要請があったときは、直ちに応急対策業務を実施する者を選定し甲に報告するものとする。



⑫水害に強い地域づくり推進協議会の設置

＜37＞「川内川水害に強い地域づくり推進協議会」の設置

川内川水害に強い地域づくり推進協議会の進め方

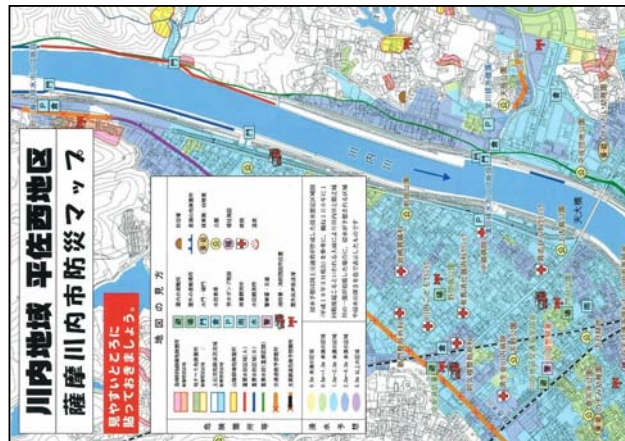


アクションプログラム成果

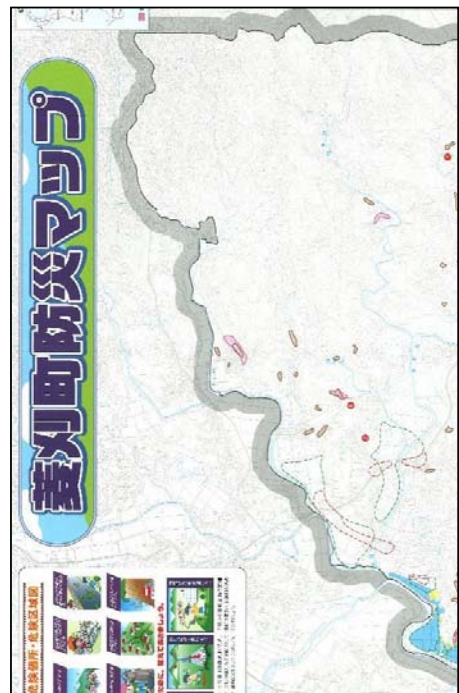
『① 洪水ハザードマップの作成支援(1)』

アクションプログラム成果

＜1＞ 早急に関係市・町の洪水ハザードマップ整備を完了



薩摩川内市



旧美知町



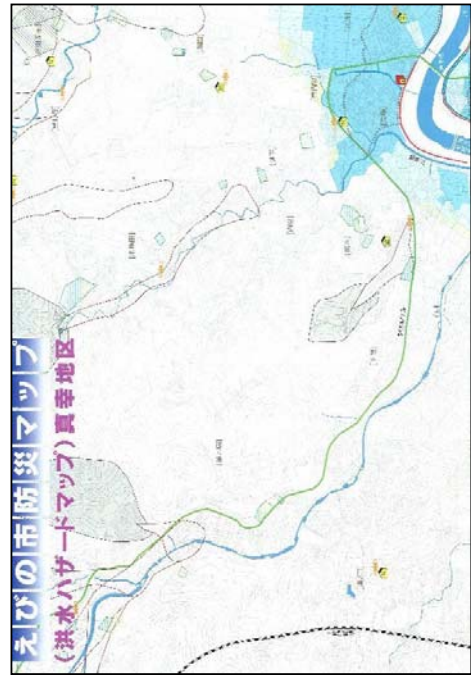
さつま町



湧水町



旧大口市

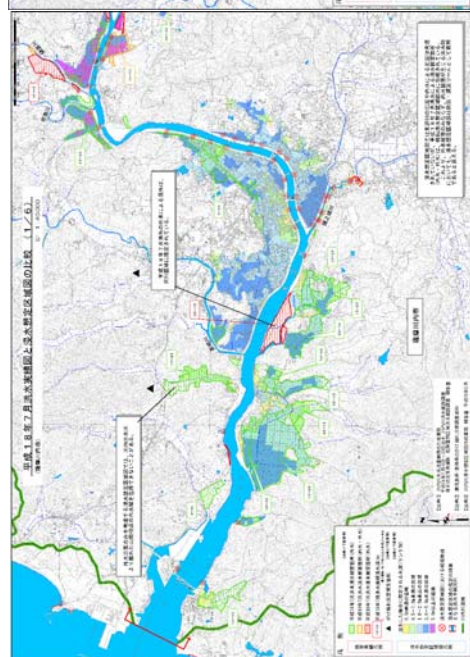


えびの市

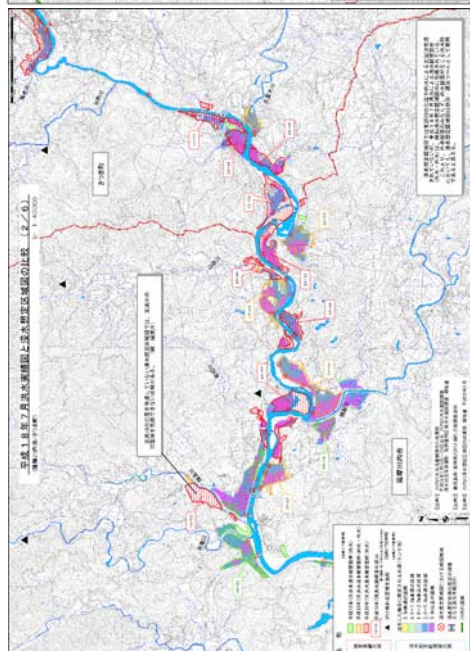
『① 洪水ハザードマップの作成支援(2)』

アクションプログラム成果

＜2＞7・22水害時の浸水域と洪水ハザードマップを比較し、洪水ハザードマップの有効性確認

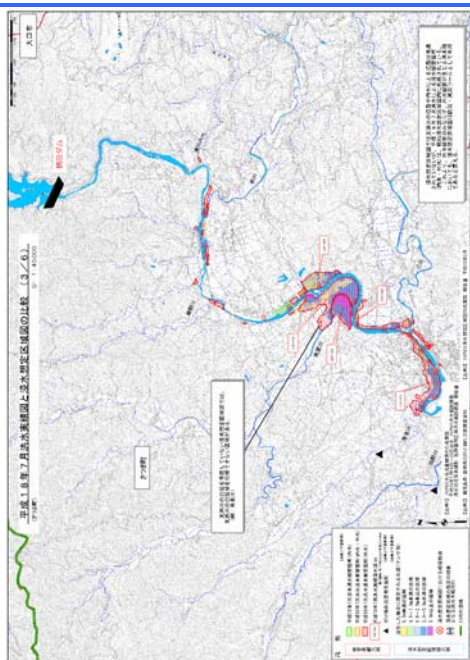


薩摩川内市



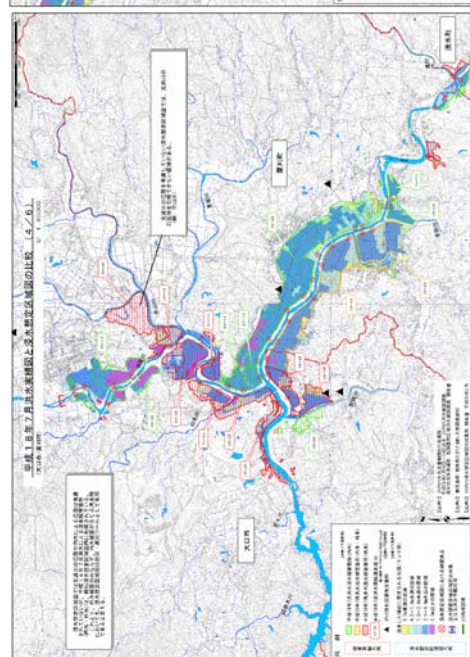
さつま町

薩摩川内市



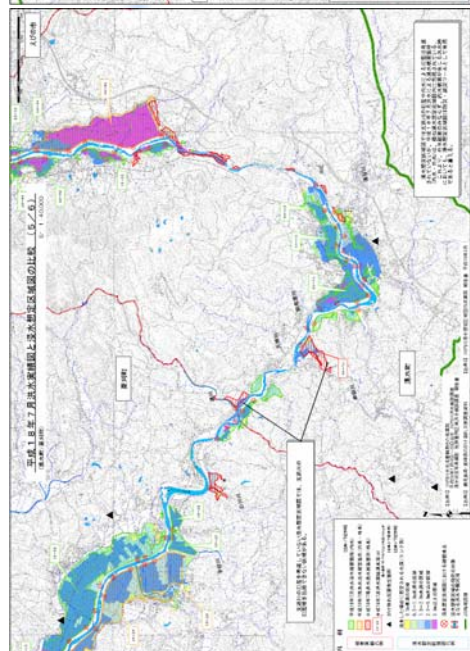
さつま町

旧大口市



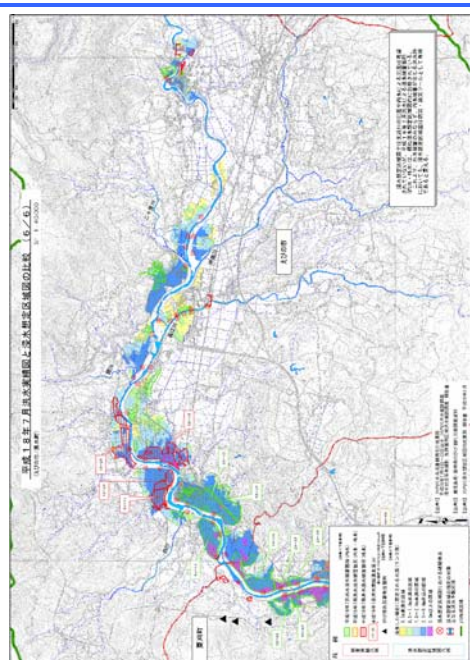
旧大口市

旧菱刈町



旧菱刈町

湧水町



えびの市

『① 洪水ハザードマップの作成支援(3)』

アクションプログラム成果

＜4＞自分が住む地区・自宅を中心に表示した洪水ハザードマップの作成



薩摩川内市

【設置場所：育英地区コミュニティセンター】



さつま町

【設置場所：虎居地区公民館】



旧大口市

【設置場所：ふれあいセンター】



旧菱刈町

【設置場所：菱刈町役場】



湧水町

【設置場所：吉松防災コミュニティセンター】



えびの市

【設置場所：東内堅公民館】

『① 洪水ハザードマップの作成支援(4)』

アクションプログラム成果

＜5＞洪水ハザードマップのための学習会の開催、小中学校での授業の実施（コンクール開催などへの展開も検討）

薩摩川内市での洪水ハザードマップ説明会の実施状況

【日時】 平成20年11月1日と15日

【開催場所】 薩摩川内市役所

【対象者】 市民サポーター

【参加人数】 約50名

【補足】 パソコンを使って、インターネット経由で洪水ハザードマップや防災情報の閲覧方法を指導した。



説明会の実施風景

薩摩川内市

さつま町

旧大口市

旧菱刈町での洪水ハザードマップ説明会の実施状況

【日時】 平成20年4月24日 13:30～16:00

【開催場所】 菱刈町農村環境改善センター

【対象者】 区長（全地区）

【参加人数】 92名（92区長）

【補足】 H20.3.31に洪水ハザードマップを配布することを通達し、H20.4.24に区長を通じて配布するように依頼。

旧菱刈町

さつま町での洪水ハザードマップ説明会の実施状況

【日時】 平成18年4月19日 10:00～16:00

【開催場所】 宮之城総合体育館

【対象者】 行政推進員・行政連絡員（全地区）

【参加人数】 約100名

【補足】 平成18年度の地区行政推進員・公民会行政連絡員研修時において、全戸配布のお願いと閲覧方法などを説明している。

湧水町での洪水ハザードマップ説明会の実施状況

【日時】 ①平成19年7月17日 18:00～20:00
②平成19年8月15日 13:30～15:00

【開催場所】 ①西下場地区公民館
②湧水町役場会議室

【対象者】 区長（西下場・東中下場全地区）

【参加人数】 ①30名
②16名（16区長）

【補足】 ①西下場・東中下場地区の浸水地域等を確認
②区長会で洪水ハザードマップに関する情報を通達。9月中旬に全戸へ配布。なお、各地域ごとの防災マップ拡大版を配布。

湧水町

旧大口市での洪水ハザードマップ説明会の実施状況

【日時】 平成20年4月14日と15日

【開催場所】 各コミュニティ 9:00～15:30
（大口、山野、羽月、西木良）

【対象者】 区長（全地区）

【参加人数】 160名（189公民会長）

【補足】 各コミュニティに外向いて洪水ハザードマップに関連する避難の目安となる水位や自主防災組織に関する話題を提供。
また、コミュニティ推進協議会と小学校が連携して、総合学習の場で災害に関する授業が実施できるように1月中に構想を提出する予定。

えびの市での洪水ハザードマップ説明会の実施状況

【日時】 平成20年2月22日 13:30～15:00

【開催場所】 真幸出張所

【対象者】 区長

【参加人数】 13名（13区長）

【補足】 説明会開催後に全戸配布、公民館貼りだし等を実施。
真幸小学校への洪水ハザードマップ説明会として出前講座を利用する方向で調整を進める。実施時期は出水期前の4、5月を予定。

えびの市

『② 避難計画・施設の再構築(1)』

アクションプログラム成果

＜6＞浸水する避難所・避難経路の見直し、あるいは、耐水化



① まるまち看板(避難所誘導)



③ 鹿居地区中学校



④ 盈進小学校

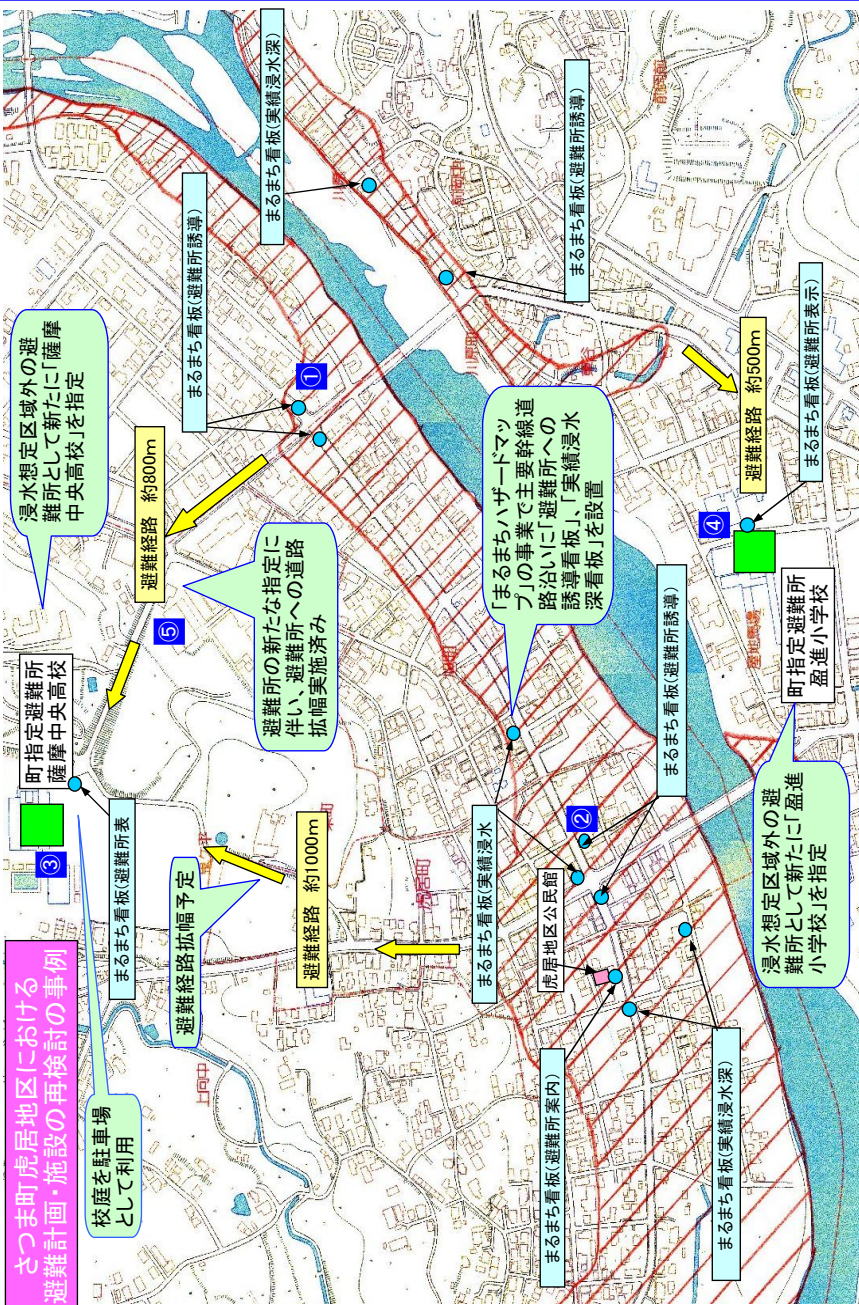
＜7＞避難所・避難経路へ誘導する案内表示板等の設置

＜8＞車による移動を考慮した避難計画の検討



⑤ 拡幅された避難経路

さつま虎居地区における避難計画・施設の再検討の事例



さつま町の避難計画・施設の再検討の事例

図面凡例

- | 写真番号 | 説明 |
|------|------------|
| ① | まるまち看板位置 |
| ② | 変更された指定避難所 |
| ③ | 変更された避難経路 |
| ④ | 浸水区域 |

『② 避難計画・施設の再構築(2)』

アクションプログラム成果

<6> 浸水する避難所・避難経路の見直し、あるいは、耐水化

<7> 避難所・避難経路へ誘導する案内表示板等の設置

<8> 車による移動を考慮した避難計画の検討

薩摩川内市



避難所(薩摩川内市総合運動公園 総合体育館サンアリーナさんだい)

旧大口市



避難所(大口元気こころ館/福祉避難所)

H18.7.22水害後見直し

旧菱刈町



避難所(ふるさといきがいセンター)

湧水町



避難所(JAあいら加工センター)

H18.7.22水害後見直し

えびの市



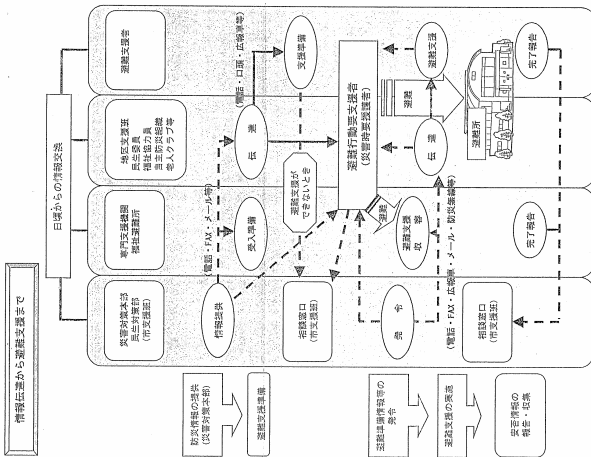
避難所(えびの市文化センター駐車場)

『③ 災害時要援護者の避難対策について』

アクションプログラム成果

<9>災害時要援護者の避難支援計画の立案と災害時要援護者支援体制の整備

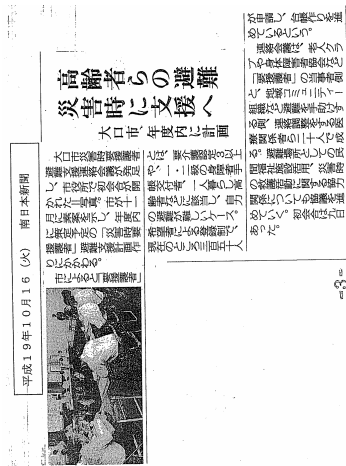
大口市災害時要援護者避難支援体制



大口市災害時要援護者避難支援マニュアル

平成 20 年 2 月
大口市総務課消防防災係
大口市福祉事務所社会支援係

大口市災害時要援護者支援マニュアル



災害時要援護者避難支援計画作りに関わる記事

<10>避難所における生活水準の向上



薩摩川内市のサンアリーナにおいて導入されたプライバシーを守るためのパネル。4. 5畳×10部屋×5セット分。

集団避難生活では、プライバシーが守られないため、知らず知らずのうちにストレスによる心身の病を誘発しがちである。このパネルによって、個人空間を確保することにより、プライバシーを守り、健全な心身を保つことを支援する。



湧水町の救急セット

避難所生活向上に役立つ施策の実施状況

市町名	7・22水害時の避難所生活における課題	実施時期・予定時期			
		H18.7以前	H20.11現在 実施済み	H21年度	H22年度
薩摩川内市	プライバシーの確保		●(パネル購入)		
	食糧対策		●(災害対応型自動販売機)		
さつま町	トイレ対策		●(洋式化)		
	食糧対策		●(炊き出し体制)		
	災害・避難者情報の入手・伝達手段の確保		●(2人、24時間体制)	●	
	職員配置対策			●	
	高齢者・傷病者へのケア				
	トイレ対策		●(オストメイトトイレ)		
	食糧対策		●(食糧備蓄)		
旧大口市	災害・避難者情報の入手・伝達手段の確保		●(安否情報システム、FAX整備)		
	職員配置対策		●(2人、24時間体制)		
	高齢者・傷病者へのケア		●(施設協定、緊急対応)		
旧豊利町	災害・避難者情報の入手・伝達手段の確保		●(電話、公衆電話)		
	職員配置対策		●(2人、24時間体制)		
湧水町	プライバシーの確保			●	
	トイレ対策		●(洋式化)		
	災害・避難者情報の入手・伝達手段の確保				●
	高齢者・傷病者へのケア				
えびの市	トイレ対策	●	●(オストメイトトイレ)		
	暑さ寒さ対策				
	災害・避難者情報の入手・伝達手段の確保				
	畜産対策		●(マニュアル作成)		
				●	●(データ連携)

アクションプログラム成果

「地域住民自らの手による水害時住民行動マニュアル」につながる動きとして、旧大口市諏訪馬場公民会の自主防災訓練の訓練次第他資料を紹介する。そして、これらの動きと「マイ洪水ハザードマップ」の作成を合わせて出前講座等により水害に強い地域づくりを進めていくための流れを紹介する。

災害時要援者支援

災害時要援護者の支援者のご依頼について（案）

災害時要援護者支援制度については、今年から水口市で順次化されたことですが、
消防防備隊も次の6名の各の水方水口市に登録することになりました。

また、災害といふ災害するから災害なので、災害時に要援護者を支援する人を決
めておく必要があります。公民館の3名、民生委員の方と合わせ、次の方に災害時
の支援者になっていただけたらどうしようとなり、支援者名簿（案）を作成しました。

お伝えしたいと思います、この手紙をご開讀いたした、支援者を ご開けいたしたきとい
と思ひます。宜しくお願いします。

災害時要援護者、電話番号	災害時要援護者の支援者、電話番号
(1班) ○○ ○○ (23-0000)	(1・2班の班員で支援)
(2班)	◎△△(22-0000) △△△(22-0000)
	◎△△(22-0000) △△△(22-0000)
	◎△△(22-0000) △△△(22-0000)
	△△△(22-0000)
	△△△(000-3000-1000)
(3班) (6班)	(3・6班の班員で支援)
(4班) ○○ ○○ (22-0000)	(4・5・6班の班員で支援)
○ ○ ○ ○ (22-0000)	◎△△(22-0000) △△△(22-0000)
(5班) ○○ ○○ (22-0000)	◎△△(22-0000) △△△(22-0000)
○ ○ ○ ○	◎△△(22-0000) △△△(22-0000)
	◎△△(22-0000) △△△(22-0000)
	◎△△(22-0000) △△△(22-0000)
(7班) ○○ ○○ (22-0000)	(7・8班の班員で支援)
○ ○ ○ ○ (22-0000)	◎△△(22-1272) △△△(22-7646)
○ ○ ○ ○ (22-0000)	◎△△(22-4376) △△△(22-5560)
(8班) ○○ ○○ (22-0000)	◎△△(090-9071-7012)
	△△△(22-0225)

[illegible]

1 班 71戸 17人 13-2歳 27人
 2 班 71戸 17人 13-2歳 27人
 3 班 70戸 17人 13-2歳 27人
 4 班 71戸 13人 13-2歳 33人
 5 班 123戸 20人 13-2歳 33人
 6 班 81戸 20人 13-2歳 33人
 7 班 111戸 27人 13-2歳 39人 (学童、他児)
 8 班 17戸 3人 13-2歳 39人 (学童、他児)

※ 役員による顔の訪問、電話での連絡 (役員名簿は、別添のとおり。)

伝達手段 電話 場所 諏訪県諏訪市公民館、大口小学校校庭又は体育館 (22-03-04)

時 間 運動会者等名簿 (密たより高齢者・身体障害者・旅行困難者・高齢老人等)

6 強風の中での修繕

○風が強く吹いていたので、雨どい、瓦やボタンの修理はしないようにしました。修理が必要なのは専門家に依頼して下さい。

7 児童場所の建設など

○お母さん、父さんなど児童場所や遊場をつくらねばならないという趣意が、大田区では、児童協会は大田小学校(2・2・3・4・9)が児童協会のついでです。又、当分会では、児童生活協会の社員も児童協会で。

8 避難は早めにと、避難場所をとるなどの注意することとは。

○例年予想される大雨で、今までの災害が発生していませんが、安心して自分の家や土地は、今まで災害が発生していませんが、安心していてはなりません。

○危険を感じたら早めの自主避難を心がけましょう。この場合、公民館など避難先として避難して下さい。(右図：2・2・3・93 7)

○避難先として、ここに避難すると、一つの利点です。

○又、避難先として、ここに避難すると、一つの利点です。(家へいられれば安心します。)

○このとき、避難先として、ここに避難すると、一つの利点です。

これらの情報を集約して
底行動マニユアルとして整理・作成

出前講座等の場で作成

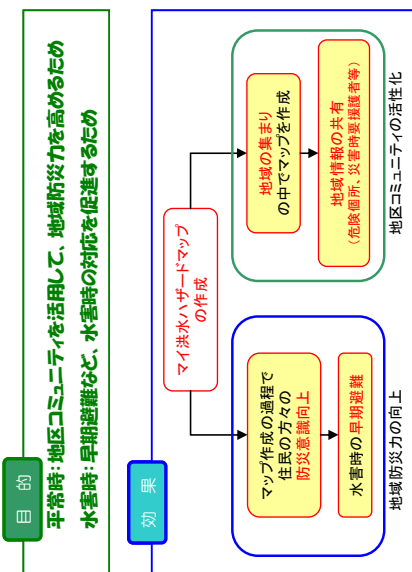
『④ 水害時住民行動マニュアルの作成(2)』

アクションプログラム成果

7.22水害以後、各市町で自主防災組織率が増加傾向にある(図-1)。特に、薩摩川内市やさつま町の下流域で今まで低かった自主防災組織率が急増しており、大水害によって地域住民自身の防災意識が向上しているだけでなく、各市町行政サイドの出前講座や防災訓練等による地域への働きかけが地域防災力の向上に役立っている。

このような流れを踏まえ、更に、水害に強い地域づくりを効果的に実現していくために、マイ洪水ハザードマップの作成に取り組む予定である。(図-3)。マイ洪水ハザードマップ作成にあたっては、水害時の円滑な避難を誘うという実用面だけでなく、危険箇所等の情報を整理し地域住民の防災意識の向上を旨と共により地域コミュニティの活性化を狙うものである。この結果、図-2にも示す自主防災組織の活動も活発になることが期待される。

マイ洪水ハザードマップを作成しませんか＜出前講座＞



マイ洪水ハザードマップ作成イメージ(えびの市DIG実地風景)



マイ洪水ハザードマップは、市町から提供される洪水ハザードマップをベースに、あなたの家と避難場所を結ぶ避難経路について、避難時に想定される危険箇所や支障となる事項を整理し、これを自主防災組織・個人単位でマップとして作成するものです。

作成手続例

ステップ1



事前説明
既往洪水の発生状況や洪水ハザードマップに関する説明を行う。また、今後のスケジュールについても確認。

ステップ2



マイ洪水ハザードマップ作成、開始
洪水ハザードマップをベースに避難時の危険箇所や支障となる事項を整理し、マイ洪水ハザードマップ(案)を作成。

ステップ3



現地調査
前回検証結果をベースに現地調査を行い情報精細度向上。現場で気づいた事をマップに書き込む。

ステップ4



危険箇所、災害時要援護者等の地域情報を共有し、マイ洪水ハザードマップ完成
現地調査の結果をマイ洪水ハザードマップに反映。作成したマップを使って今後の水防活動に順次活用。あわせて住民行動マニュアル(案)を作成。

スケジュール例

5月中

6月中

7月中

8月中

川内川水害に強い地域づくり推進協議会
■薩摩川内市、さつま町、伊佐市、湧水町、えびの市
■国土交通省川内川河川事務所

■鹿児島県
■宮崎県

図-3 マイ洪水ハザードマップの作成過程

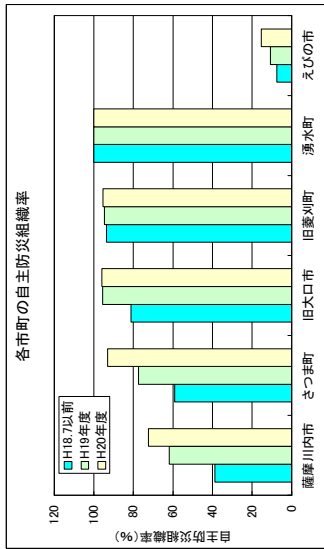
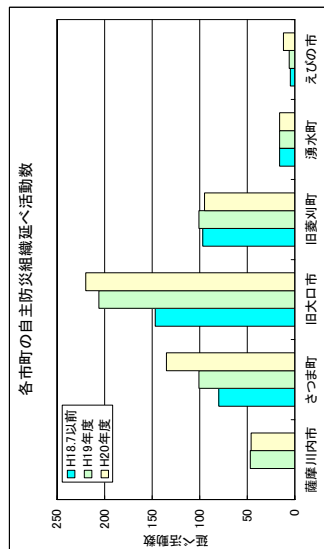


図-1 各市町の自主防災組織率の変化



注1)薩摩川内市は消防局指導の自主防災訓練含む
注2)さつま町は消防局による出前講座活動含む
注3)旧大口市、および旧豊川町は消防組合関係の訓練及び講習会を含む
注4)えびの市は消防署指導の自主防災訓練含む
注5)H18.7以前とあるが、H18年度扱いとしている市町もある
注6)述べ活動回数は自治体内のコミュニティ・自治会等の数に左右される

図-2 各市町の自主防災組織延べ活動数

注)上記2つのグラフは各市町に届け出があった活動のみ整理

『⑤ 地域孤立化防止対策について(1)』

アクションプログラム成果

＜12＞水害により孤立化が想定される地域の抽出

孤立地域の定義：浸水により徒歩または車による移動が困難となり、役場や病院等、あるいは、災害時要援護者施設が孤立する恐れのある地域を孤立地域とする

市町名	孤立化が想定される地域		避難経路の連続性の確保策	伝達手段確保策	水防資機材の備蓄
	番号	地域名			
薩摩川内市	1	亀山地区	確保されていない	社協・医師会・教育委員会等所管部局から連絡手段確保済み	水防倉庫に備蓄済み
	2	可愛地区			
	3	川内地区			
	4	平佐西地区			
	5	峰山地区			
	6	育英地区			
	7	斧刈地区			
	8	平佐東地区			
さつま町	1	該当地区なし	—	—	—
伊佐市	1	井手原・西本町・西水流地区	確保されていない	災害対策本部及び福祉部局等から連絡手段確保済み	近隣の水防倉庫に備蓄済み
	2	子ども発達支援センター			水防倉庫に備蓄済み
	3	曾木地区			
	4	本城地区			
湧水町	1	中津川地区	確保されていない	災害対策本部及び福祉部局・教育委員会等から連絡手段確保済み	水防倉庫に備蓄済み
	2	北方地区		災害対策本部及び福祉部局等から連絡手段確保済み	近隣の水防倉庫に備蓄済み
	3	西下場・東中下場地区		災害対策本部及び福祉部局・教育委員会等から連絡手段確保済み	水防倉庫に備蓄済み
えびの市	1	向江地区	確保されていない	災害対策本部及び福祉部局・教育委員会等から連絡手段確保済み	水防倉庫に備蓄済み

注) 避難経路の連続性の確保策、伝達手段確保策、水防資機材の備蓄のいずれかで孤立化防止を図ると考える

『⑤ 地域孤立化防止対策について(2)』

アクションプログラム成果

<14> 孤立化を防ぐための避難経路の連続性確保、伝達手段確保

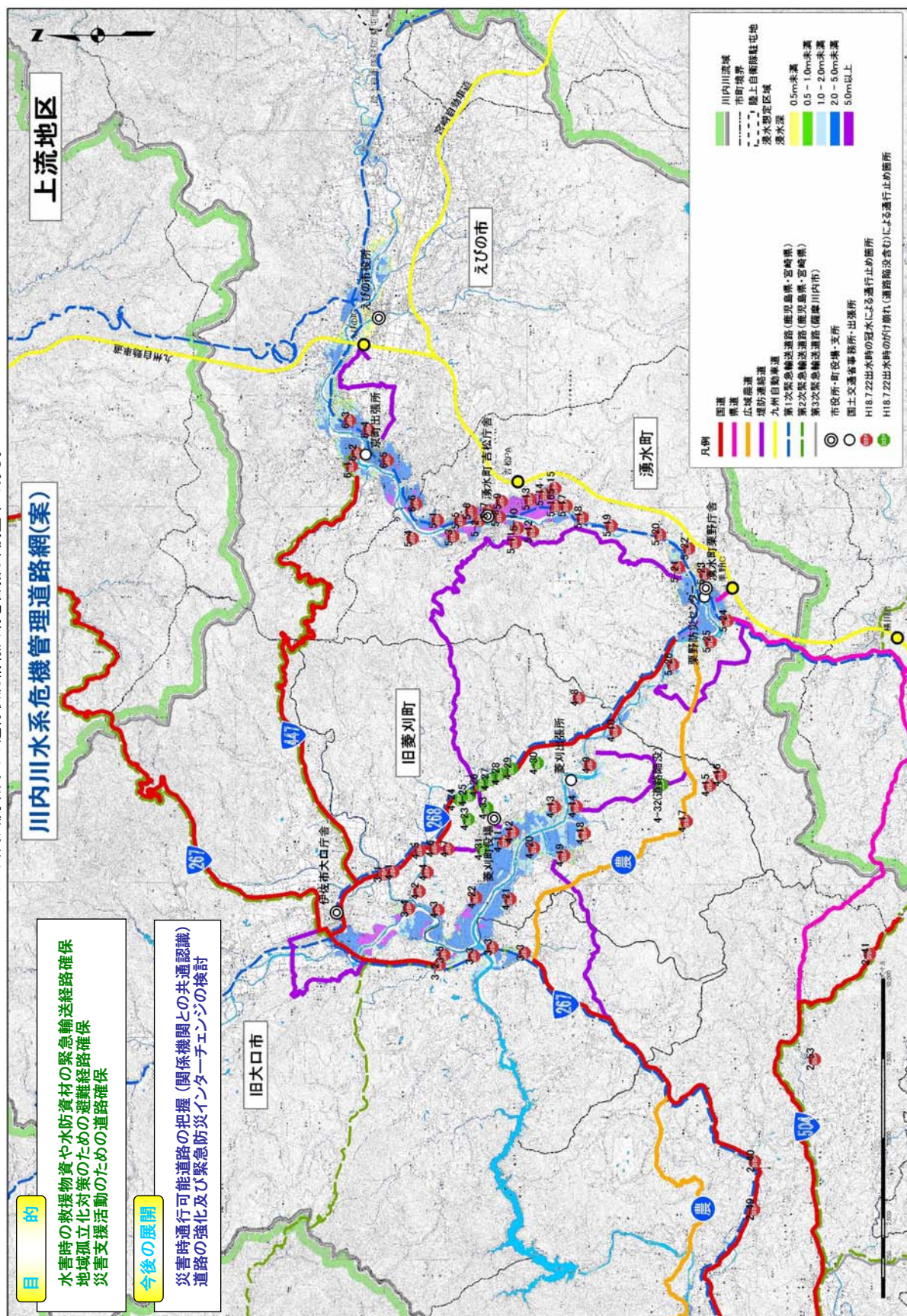
目的

水害時の救援物資や水防資材の緊急輸送経路確保
地域孤立化対策のための避難経路確保
災害支援活動のための道路確保

今後の展開

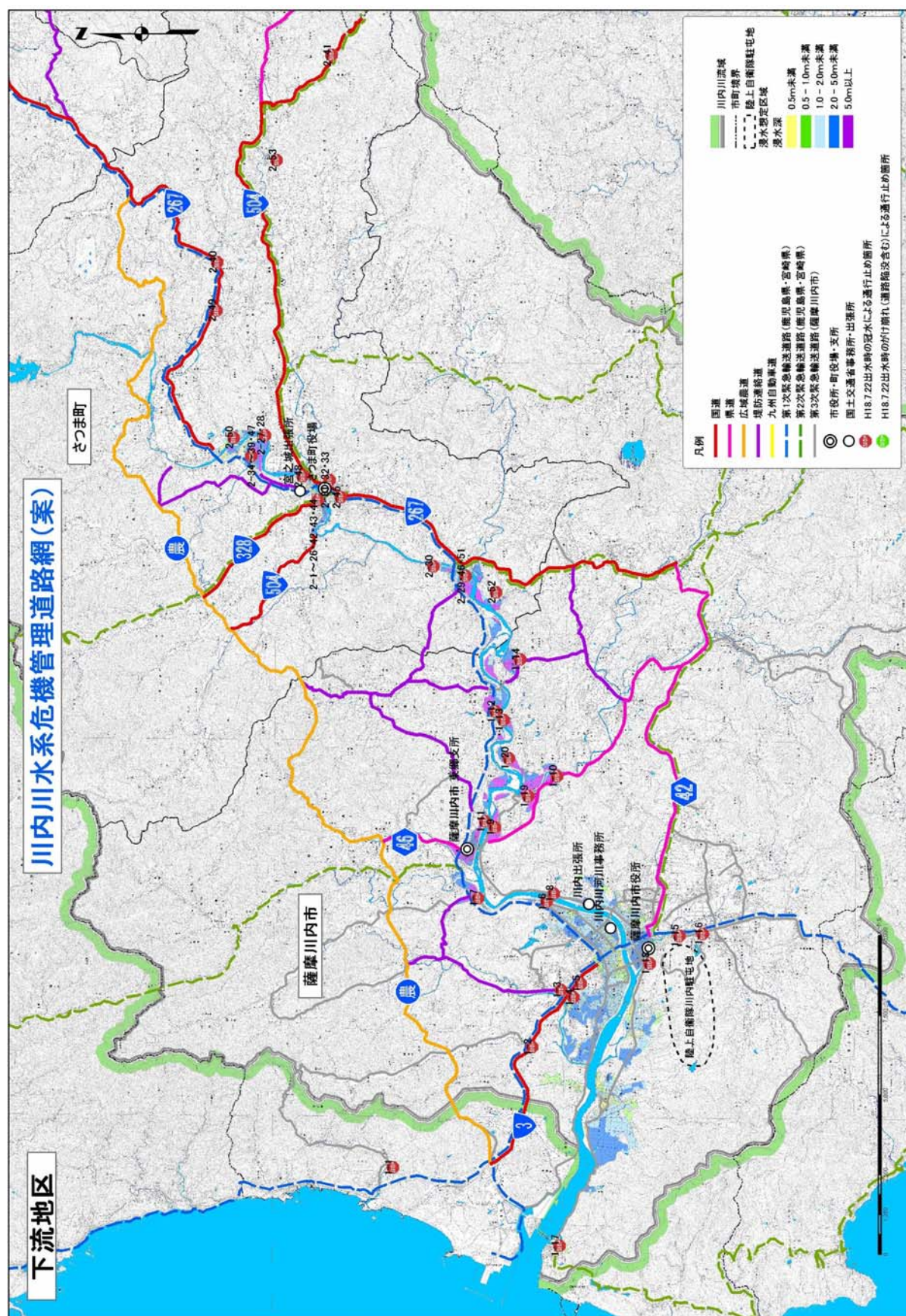
災害時通行可能道路の把握（関係機関との共通認識）
道路の強化及び緊急防災インターチェンジの検討

水害時には沿川区域が混乱状態に陥る中、浸水区域外、あるいは、流域外からの避難支援活動を導く広域的な経路を確保することによる孤立化防止対策効果が大きいと考えられる。川内川水系では、現在、下図のような「川内川水系危機管理道路網(案)」を把握し、その連続性確保のために川内川流域内での通行状況情報共有を目指し、調整中である。



『⑤ 地域孤立化防止対策について(3)』

アクションプログラム成果



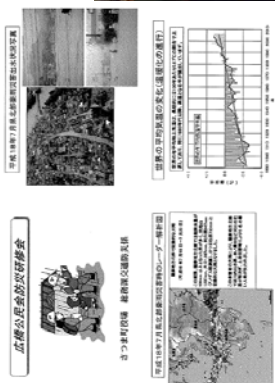
『⑥ 水害危険性の認識向上・防災用語等の習得(1)』

アクションプログラム成果

<15> 出前講座制度等の活用、教材等の開発・提供



【平成20年6月26日 出前講座(可愛地区)】



【平成20年6月25日 広橋公民会防災研修会資料】
※写真は別の機会の時のもの



【平成20年8月31日 出前講座(月見団地)】

薩摩川内市

さつま町

【平成20年7月6日 旧大口市総合防災訓練における災害図上訓練(DIG)】

旧大口市



【平成20年7月20日 消火器取り扱い訓練】

旧菱刈町



【平成20年2月17日 町出前講座】

湧水町

えびの市 市政出前講座
(講座名: 防災)
平成20年8月15日(金) 午後2時～3時
会場: えびの市市民会館
出席者: えびの市市長

1. えびの市の災害対策について P1～P4
○市域の概要、気象・地質・地層・地質災害の概要、防災対策の概要
○水害危険性の認識向上・防災用語等の習得
2. 防災対策の概要について P5～P20
①市域の概要
②水害危険性の認識向上
③水害危険性の認識向上
④水害危険性の認識向上
⑤水害危険性の認識向上
⑥水害危険性の認識向上
⑦水害危険性の認識向上
⑧水害危険性の認識向上
⑨水害危険性の認識向上
⑩水害危険性の認識向上



項目	単位	数値	単位	数値	
総人口	人	10,000	総人口	人	10,000
世帯数	世帯	4,000	世帯数	世帯	4,000
人口密度	人/㎡	100	人口密度	人/㎡	100
世帯密度	世帯/㎡	40	世帯密度	世帯/㎡	40
人口増加率	%	10	人口増加率	%	10
世帯増加率	%	10	世帯増加率	%	10
人口減少率	%	10	人口減少率	%	10
世帯減少率	%	10	世帯減少率	%	10

『⑥ 水害危険性の認識向上・防災用語等の習得(2)』

アクションプログラム成果

<15> 出前講座制度等の活用、教材等の開発・提供

各市町の出前講座の実施状況表(H20年以降の実施状況を整理)

講座名	薩摩川内市		さつま町			旧大口市	旧菱刈町	湧水町		えびの市	
	自主防災組織の結成と運営	自主防災組織の結成と運営	東町公民会防災研修会	広橋公民会防災研修会	虎居町サロン防災研修会	災害図上訓練(DIG)	消火器取扱訓練	救命救急訓練	炊き出し訓練	えびの市政出前講座	DIG訓練
開催日	平成20年6月26日 19:00～20:00	平成20年8月29日 19:00～20:00	H20年6月12日 18:30～	平成20年6月25日 19:00～	平成20年6月23日 18:30～	平成20年7月6日 13:00～16:00	平成20年7月20日 6:00～7:00	平成20年2月17日 9:00～12:00	平成20年2月17日 9:00～12:00	平成20年8月8日 10:00～12:00	平成20年12月18日 19:00～21:00
開催場所	可愛地区コミセン	みささぎ自治会	若草集会所	広橋公民館	虎居地区公民館	大口ふれあいセンター	-	防災訓練会場	防災訓練会場	文化センター視聴覚室	上大河平小学校
対象者	地区全自治会長	自治会役員	住民	住民	住民	消防団幹部及びコミュニティ協議会防災担当者	-	全住民	全住民	えびの市長寿社会学習会	上大河平地区自主防災組織
参加人数	44名	21名	30名	30名	20名	約100名	-	50名	50名	30名	24名
講座内容	組織の結成と運営 自主防災組織の必要性 自主防災組織の活動のあり方・事例 結成後の訓練活動等	組織の結成と運営 自主防災組織の必要性 自主防災組織の活動のあり方・事例 結成後の訓練活動等	広橋公民会資料とほとんど内容は同じ	別紙添付資料(広橋公民会)	広橋公民会資料とほとんど内容は同じ	各コミュニティ協議会が指定する会場に集合し、鹿児島県防災研修センターから講師を招いて、災害図上訓練を実施。	町防災訓練の際に消火器取扱い訓練を実施。	町総合防災訓練に合わせ、鹿児島県防災研修センターにより救命救急訓練の実施。	町総合防災訓練に合わせ、町社会福祉協議会・食生活改善推進員により非常食の炊き出し訓練の実施。	えびの市の災害対策、防災気象情報、防災用語等に関する事項は、また地域の弱い点、強い点は何かを考えていただいた。	地震が発生したとき自分が行うべき行動とは何か、必要なものは、取り決めの事項は、また地域の弱い点、強い点は何かを考えていただいた。

『⑩ わかりやすく精度の高い情報提供(1)』

アクションプログラム成果

<7>避難所・避難経路へ誘導する案内表示板等の設置

～日常生活に洪水対策意識～
川内川はるごとまちごとハザードマップ

【目的】
川内川に近接した地域において、洪水発生時の避難行動を支援するため、避難所・避難経路へ誘導する案内表示板等の設置を行う。また、避難所・避難経路へ誘導する案内表示板等の設置を行う。また、避難所・避難経路へ誘導する案内表示板等の設置を行う。

【実施内容】
1. 避難所・避難経路へ誘導する案内表示板等の設置
2. 避難所・避難経路へ誘導する案内表示板等の設置
3. 避難所・避難経路へ誘導する案内表示板等の設置

【実施場所】
川内川沿いの地域

【実施時期】
令和5年度

【実施予算】
100万円

【実施効果】
避難所・避難経路へ誘導する案内表示板等の設置により、洪水発生時の避難行動が円滑に行われることが期待される。

避難所案内表示板 (各中村町設置事例)

避難所案内表示板は、避難所までの経路を示すとともに、避難所の名称、避難所までの距離、避難所までの所要時間などを表示する。

避難所案内表示板は、避難所までの経路を示すとともに、避難所の名称、避難所までの距離、避難所までの所要時間などを表示する。

避難所案内表示板は、避難所までの経路を示すとともに、避難所の名称、避難所までの距離、避難所までの所要時間などを表示する。

避難所案内表示板 (各中村町設置事例)

避難所案内表示板は、避難所までの経路を示すとともに、避難所の名称、避難所までの距離、避難所までの所要時間などを表示する。

避難所案内表示板は、避難所までの経路を示すとともに、避難所の名称、避難所までの距離、避難所までの所要時間などを表示する。

避難所案内表示板は、避難所までの経路を示すとともに、避難所の名称、避難所までの距離、避難所までの所要時間などを表示する。

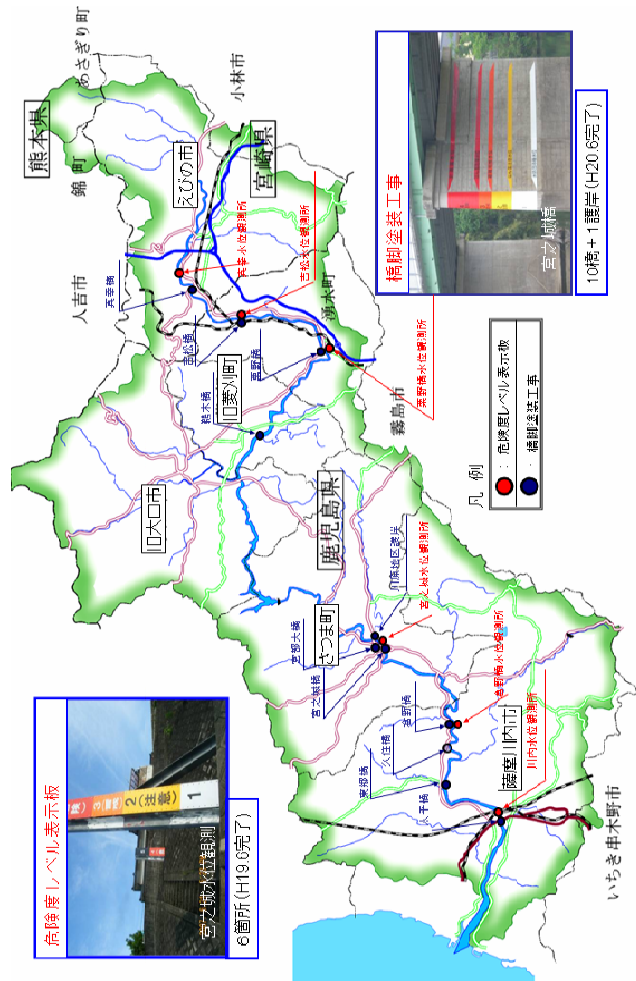


薩摩川内市

さつま町

旧大口市

<22>既往最大洪水痕跡水位や水位の危険度レベルの標識設置



危険度レベルの標識設置



旧菱刈町

湧水町

えびの市

『⑩ わかりやすく精度の高い情報提供(2)』

アクションプログラム成果

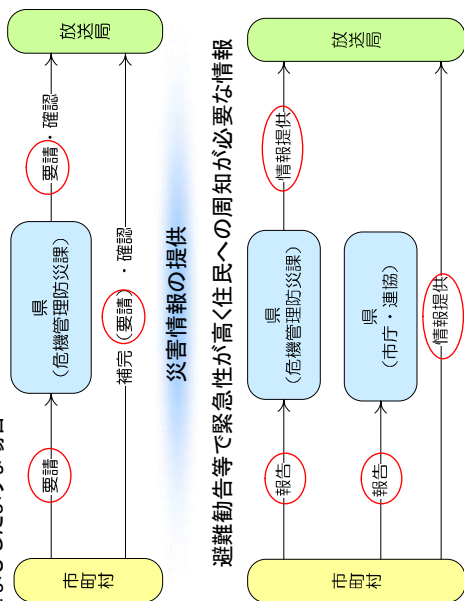
＜23＞わかりやすい情報提供のためのマスコミとの連絡協議会の継続

〔鹿児島県におけるマスコミとの取り組み〕

災害時における放送要請に関する協定
昭和56年4月1日施行

「災害時における放送要請に関する協定」に基づく要請

災害の発生が時間的に迫って、自治体可以利用できる通信機能がすべてまひしたような場合

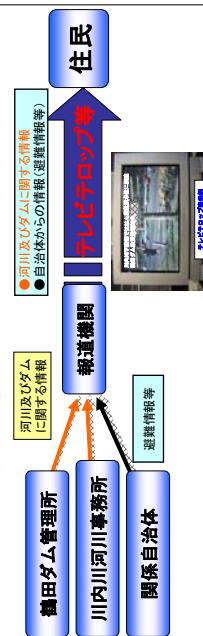


災害情報の提供

避難勧告等で緊急性が高く住民への周知が必要な情報

〔国・県におけるマスコミとの取り組み〕

河川及びダムに関する情報等のテロップ表示



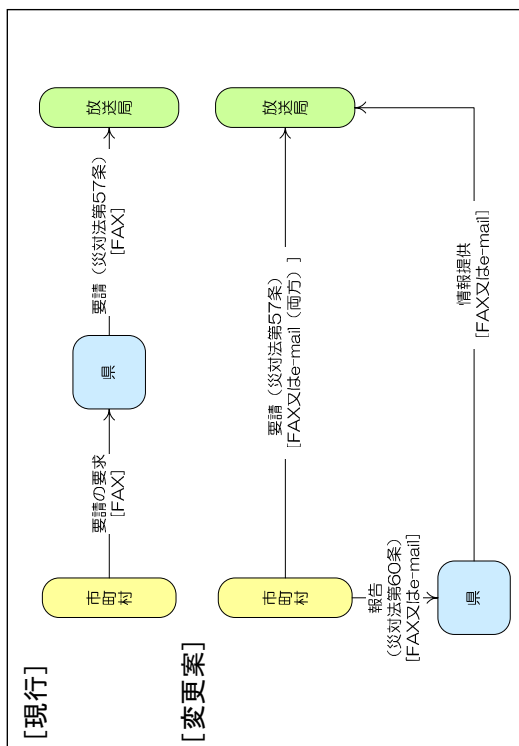
名称	開催日	参加機関
第1回勉強会	平成19年5月28日	NHK鹿児島放送局、MBC南日本放送
第2回勉強会	平成19年7月18日	KTS鹿児島テレビ放送、KKR鹿児島放送
第3回勉強会	平成20年5月28日	KYF鹿児島放送テレビ、KKB鹿児島放送
第4回勉強会	平成20年11月14日	共同通信社 (K20から)
第5回勉強会	平成20年11月14日	共同通信社 (K20から)
第6回勉強会	平成20年5月28日	日本放送協会、宮崎放送、テレビ宮崎、エフエム宮崎
第7回勉強会	平成20年5月28日	宮崎ケーブルテレビ、BTケーブルテレビ、シティエフエム
第8回勉強会	平成20年5月28日	宮崎ケーブルテレビ、BTケーブルテレビ、シティエフエム



情報提供に関する勉強会での決定事項
1) 報道機関と勉強会を行い、共通理解を深めながら協力を得、テロップ等による情報提供を行う。
2) 毎年、出水期前後に勉強会を行う。

〔宮崎県におけるマスコミとの取り組み〕

■ 放送局(テレビ・ラジオ)との防災対策に係る検討会議より



【変更案】

放送要請

〇〇町

〇〇町

〇〇町

〇〇町

〇〇町

〇〇町

〇〇町

〇〇町

〇〇町

〇〇町

〇〇町

〇〇町

〇〇町

〇〇町

〇〇町

〇〇町

〇〇町

〇〇町

〇〇町

〇〇町

【変更案】

放送要請

〇〇町

〇〇町

〇〇町

〇〇町

〇〇町

〇〇町

〇〇町

〇〇町

〇〇町

〇〇町

〇〇町

〇〇町

〇〇町

〇〇町

〇〇町

〇〇町

〇〇町

〇〇町

〇〇町

〇〇町

放送内容

〇〇町

〇〇町

〇〇町

〇〇町

〇〇町

〇〇町

〇〇町

〇〇町

〇〇町

〇〇町

〇〇町

〇〇町

〇〇町

〇〇町

〇〇町

『⑪ 地区コミュニティの活用、⑬消防職員等との連携による各家庭での浸水軽減活動(1)』

アクションプログラム成果

＜24＞自治会や自主防災組織単位での避難行動(自治会や自主防災組織単位での水防訓練や防災教育)

＜36＞消防職員等のアドバイスの下で自治会・自主防災組織を中心とした各家庭での浸水被害軽減活動のための教育・体験学習

＜24＞と＜36＞の違いは組織だった学習・訓練の中に専門家が入っているかどうかの違いである。



【平成20年6月20日 本俣地区自主防災訓練】

薩摩川内市



【平成20年6月29日 さつま町総合防災訓練】

さつま町



【平成20年7月6日
平出水地区
自主防災訓練】

【平成20年7月6日 曾木地区自主防災訓練】

旧大口市



【平成19年7月20日 旧菱刈町防災訓練】

旧菱刈町



【平成20年2月17日 湧水町総合防災訓練(防災訓練会場)】

湧水町



【平成20年12月18日 DIG演習(上大河平小学校)】

えびの市

『⑪ 地区コミュニティの活用、⑬消防職員等との連携による各家庭での浸水軽減活動(2)』

アクションプログラム成果

＜24＞自治会や自主防災組織単位での避難行動(自治会や自主防災組織単位での水防訓練や防災教育)

＜36＞消防職員等のアドバイスの下で自治会・自主防災組織を中心とした各家庭での浸水被害軽減活動のための教育・体験学習

＜24＞と＜36＞の違いは組織だった学習・訓練の中に専門家が入っているかどうかの違いである。

自主防災組織単位の避難訓練実施状況(H20年以降の実施状況を整理)

年月日	篠原川内市				さつま町			
	平成20年6月20日	平成20年7月21日	平成20年8月31日	平成20年9月	平成20年10月1日	平成20年10月29日	平成20年11月19日	平成20年12月15日
活動時間	14:30～16:00	8:00～10:30	8:00～10:00	—	—	—	—	—
開催場所	本原自治公民館	平佐東地区 月見団地自治会館	川内地区	さくら	香川 南川	各公民館・ 公民会	公民会グラウンド ゴルフ場	—
地区名	篠川地区	平佐東地区	川内地区				上向中	下川口
参加人数	41名	80名	80名	40名	10名(香川) 92名(南川)	約2500名	93名	6名
活動概要	避難訓練・避難訓練・ 避難訓練(訓練)放火・消火 訓練・災害復旧訓練 等・一次生出し訓練(ア ルファ米)	避難訓練 初期消火訓練(水消火 要)・ 応急担製作成 応急処置訓練	避難訓練(水消火 要)・ 応急担製作成 応急処置訓練	避難訓練(水消火 要)・ 応急担製作成 応急処置訓練	避難訓練(水消火 要)・ 応急担製作成 応急処置訓練	避難訓練(水消火 要)・ 応急担製作成 応急処置訓練	避難訓練(水消火 要)・ 応急担製作成 応急処置訓練	避難訓練(水消火 要)・ 応急担製作成 応急処置訓練
参加人数	41名	80名	80名	40名	10名(香川) 92名(南川)	約2500名	93名	6名
活動概要	避難訓練・避難訓練・ 避難訓練(訓練)放火・消火 訓練・災害復旧訓練 等・一次生出し訓練(ア ルファ米)	避難訓練 初期消火訓練(水消火 要)・ 応急担製作成 応急処置訓練	避難訓練(水消火 要)・ 応急担製作成 応急処置訓練	避難訓練(水消火 要)・ 応急担製作成 応急処置訓練	避難訓練(水消火 要)・ 応急担製作成 応急処置訓練	避難訓練(水消火 要)・ 応急担製作成 応急処置訓練	避難訓練(水消火 要)・ 応急担製作成 応急処置訓練	避難訓練(水消火 要)・ 応急担製作成 応急処置訓練

年月日	さつま町				えびの市			
	平成20年7月16日	平成20年7月20日	平成20年9月7日	平成20年9月	平成20年7月6日	平成20年7月20日	平成20年2月17日	
活動時間	—	—	—	—	8:00～12:00	6:00～7:00	9:00～12:00	
開催場所	—	—	—	—	各コミュニティ協議会	各自主防災組織	防災訓練会場	
地区名	山崎町	上仲町 ホーランド 池之内 上野 大野 柳野	弓之尾	布田	11コミュニティ協議会	92地区	全地区	
参加人数	38名	不明(上仲町) 30名(ホーランド) 25名(池之内) 25名(上野) 25名(大野) 14名(柳野)	不明	40名	2502名	約300名	50名	
活動概要	情報伝達訓練・避難 訓練	放水訓練・避難場所確認 (上仲町) 消火訓練(消防署指導) (ホーランド) 災害発生時対応化協議(池之内) 消火訓練(上野) 情報伝達訓練・避難 訓練(大野) 放水訓練(柳野)	集落研修で消防防災研 修センターへ行く	要援護者把握	避難訓練 放水訓練 災害発生時対応化協議 等	避難訓練 放水訓練 災害発生時対応化協議 等	避難訓練 放水訓練 災害発生時対応化協議 等	

『⑫ 水防情報の一元化』

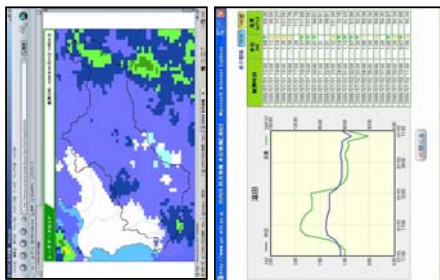
アクションプログラム成果

<25> 重要な水防情報の見やすい一元化

<26> 簡単にアクセスできるシステム

(パソコン向け)

<http://www.asr.mlit.go.jp/sendai/bousai/index.html>



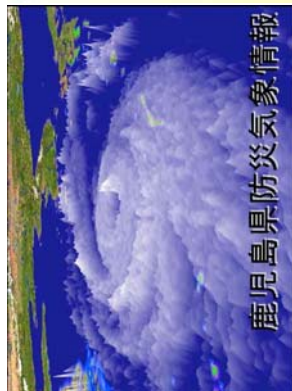
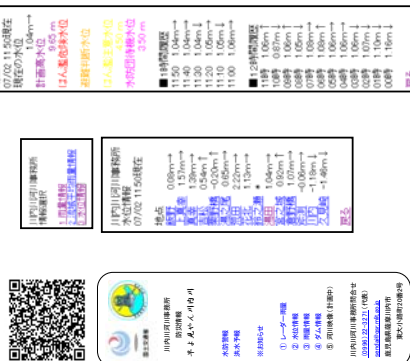
鹿児島県防災気象情報



(携帯向け)

<http://www.asr.mlit.go.jp/sendai/bousai/keitai/index.htm>

川内川河川事務所「早よ見やん川内川」



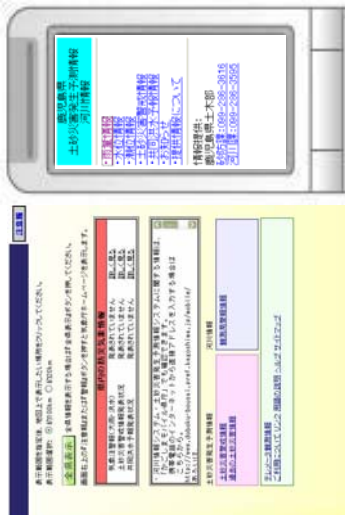
鹿児島県防災気象情報

鹿児島県土砂災害発生予測情報システム

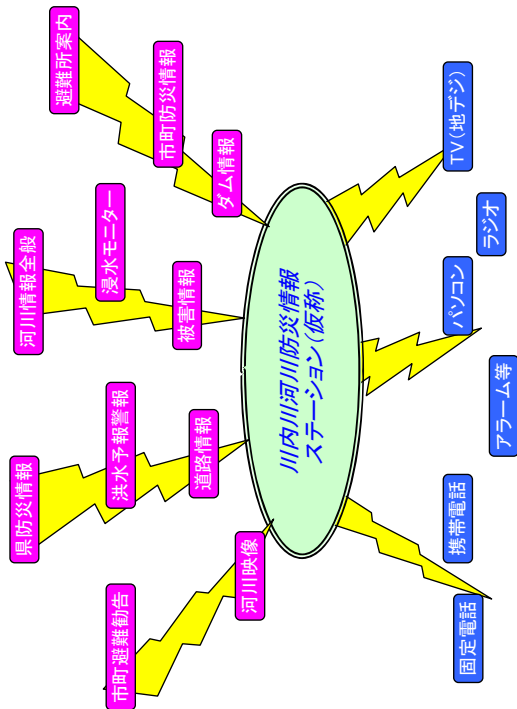
河川情報システム

(インターネットweb版)

(携帯コンテンツ版)



【川内川河川防災情報ステーション(仮称) 構想】



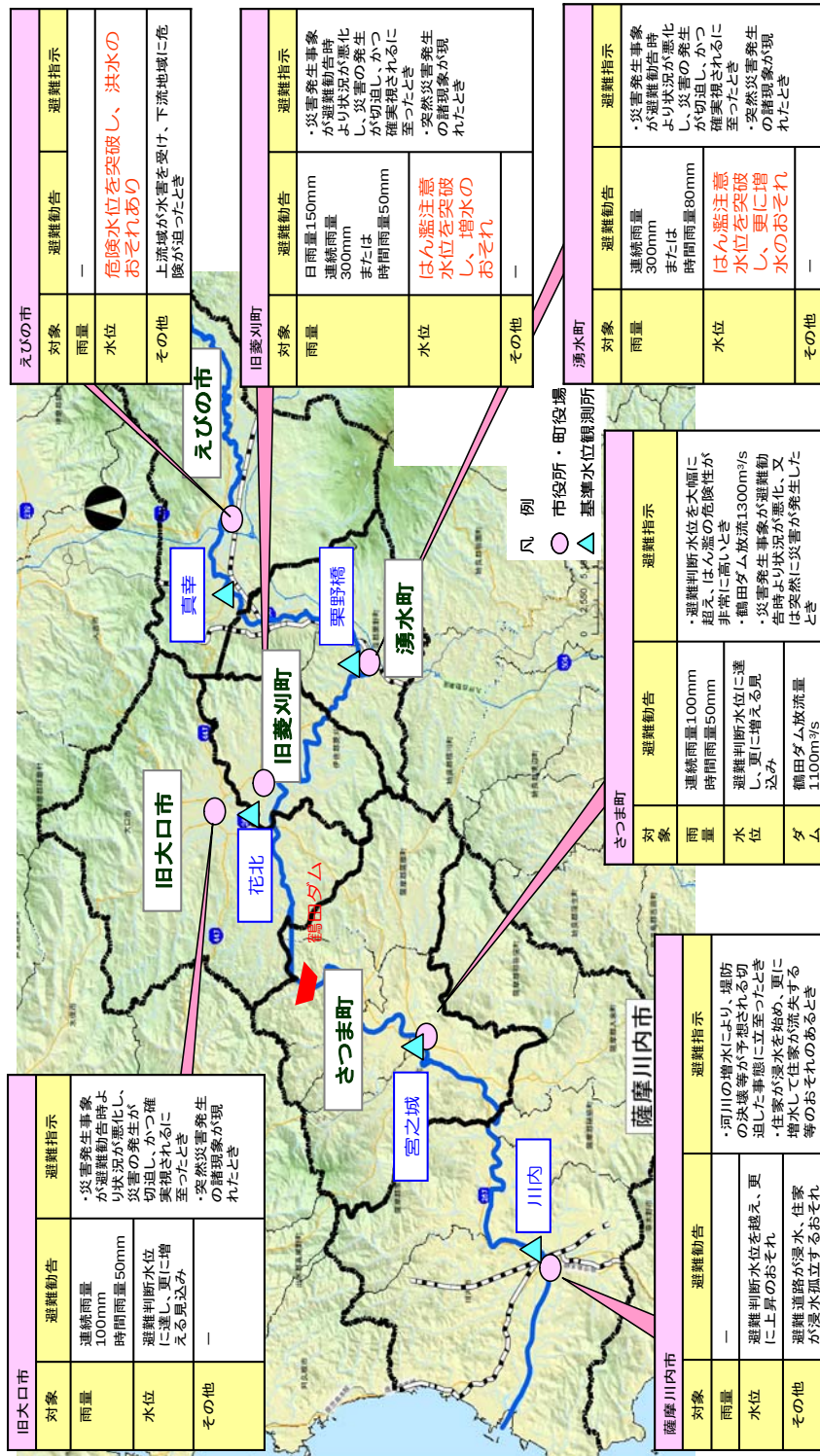
さらに早く、使いやすく!!!

宮崎県の雨量河川水位観測情報

『13 避難準備情報・勧告・指示の発令基準の統一』

アクションプログラム成果

＜27＞流域としての避難準備情報・勧告・指示発令基準の一貫性確保



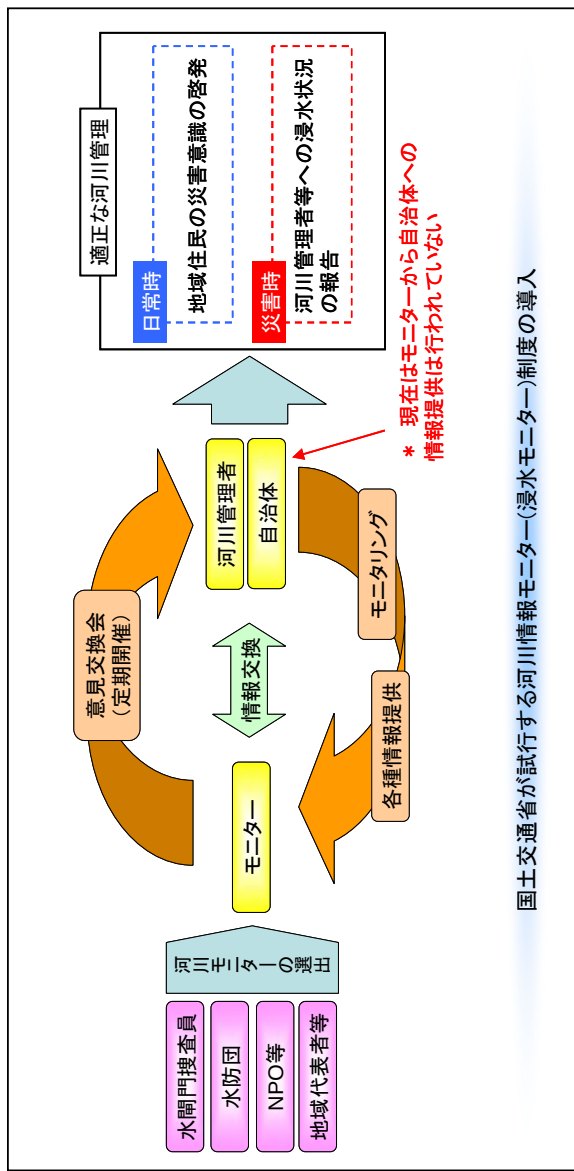
避難判断断水位を避難勧告の水位基準として流域一貫性を持たせる

各市町の避難勧告を判断する水位の設定状況	
薩摩川内市	避難判断断水位
さつま町	避難判断断水位
旧大口市	避難判断断水位
旧菱刈町	避難判断断水位を判断する水位基準として避難判断断水位を報告予定。
湧水町	避難判断断水位を判断する水位基準として避難判断断水位を報告予定。
えびの市	避難判断断水位を判断する水位基準として避難判断断水位を報告予定。

『⑭ 収集情報の発令判断への活用(1)』

アクションプログラム成果

<28> 浸水モニター制度の導入



水防団が撮影した現地状況の写真を「よかどえびの緊急情報ブログ」にアップでき、関係者間で情報を共有できる



よかどえびの緊急情報ブログ

河川情報モニター制度の試行にあたっての運用要領(抜粋)

(モニター設置の趣旨)について
河川情報モニターは、河川管理者が発信する河川の情報(出水時、平常時)についてモニタリングを行い、その結果を、出水期においては、月に1回以上事務所又は出張所へ報告するとともに、モニター会議に出席し、課題の抽出や改善案の提案を行う。また、出水時においては、自宅等から確認できる周辺の浸水状況を通報して頂くことで、浸水モニターとしての効果も期待している。さらに、モニター自身が、河川防災メッセージャーとして機能することを期待している。

河川防災メッセージャー：日常的には口コミによる河川情報の伝達や子ども達への勉強会を行う等、河川情報の啓発に努め、出水時には河川管理者や市町村、マスメディアからの情報等に基づき、地域の防災リーダーとして活躍していただく方の総称。

(モニター委嘱)について
モニターは、事務所長が委嘱する。必要に応じ、市町村等からの推薦、公募により決定する。委嘱に当たっては委嘱書を交付する。また、任期中モニターの都合により辞任あるいは解任があった場合にも同様とする。

- 資格
- ・年齢性別等：20歳以上の男女
 - ・居住地：直轄管理区間沿川の市町村に居住
 - ・対象：以下に該当する者を優先的に選定する。
 - ①水防団(消防団)
 - ②自主防災組織の代表、自治会代表
 - ③NPO等
 - ④国土交通省所管水閘門操作人
 - ⑤その他本モニター制度の趣旨を理解し積極的な活動のできる方

国土交通省が試行する河川情報モニター制度の運用要領

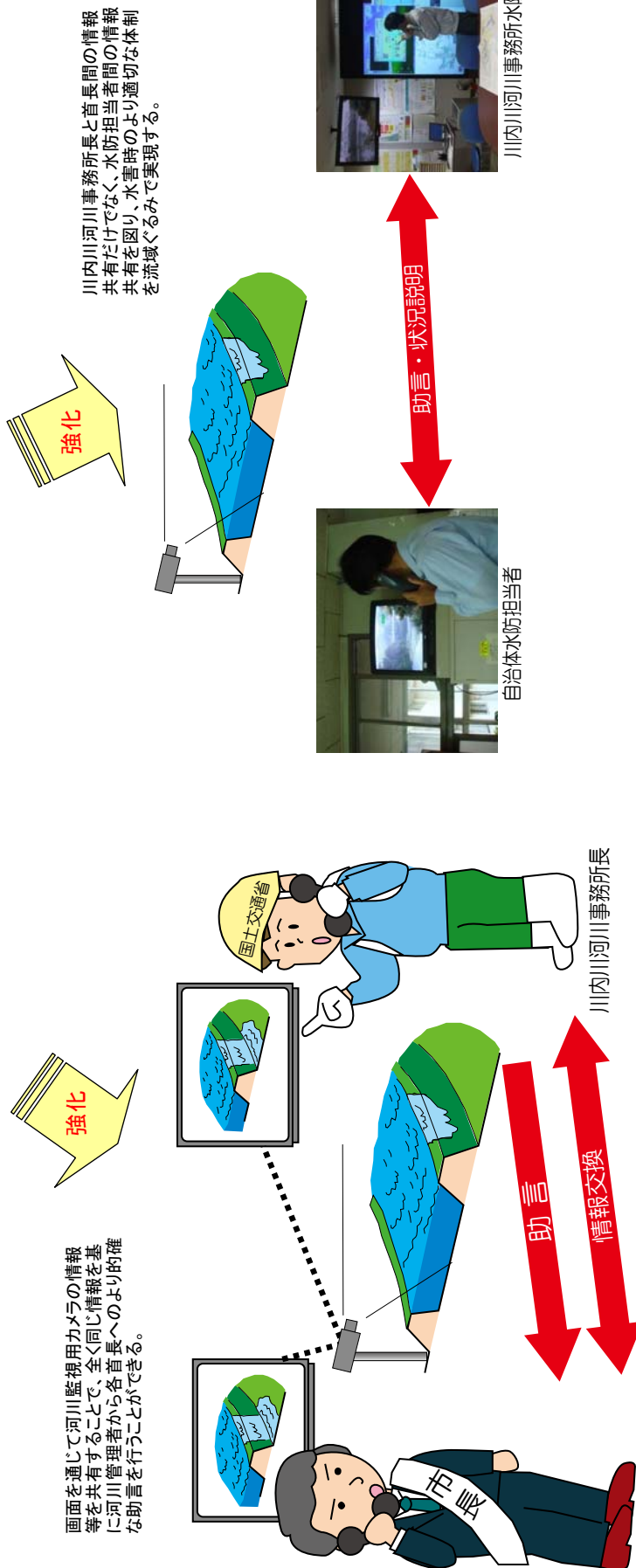
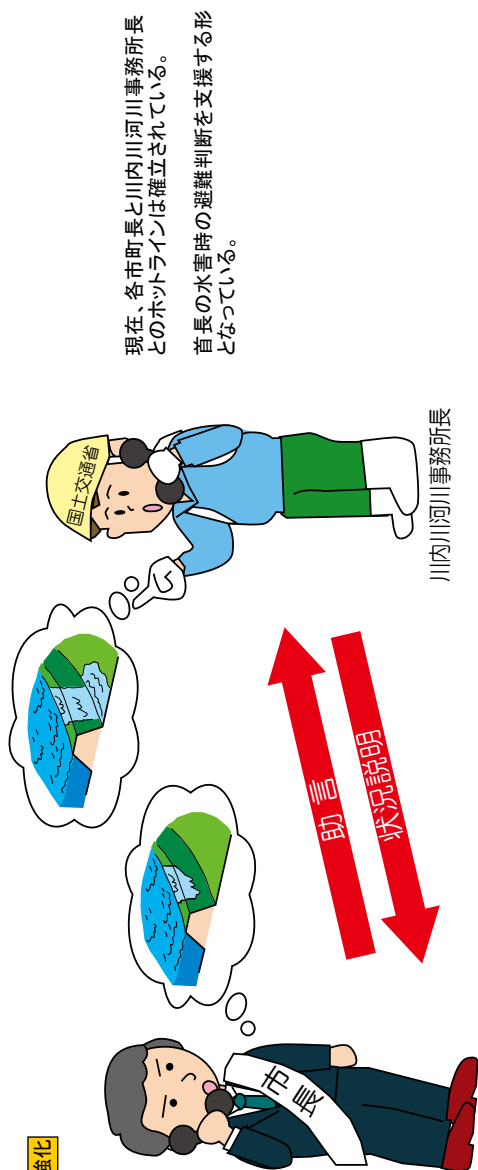
(モニターの業務)について
月に一度モニターから事務所へモニタリング結果の報告をすること。少なくとも年に2回はモニター会議を河川毎(あるいは事務所毎)に開催し、防災情報に関する課題抽出、改善案の検討を行うとともに、河川管理者とモニター間、及びモニター同士の間の交流を図ること。

- (モニター会議の内容)について
モニター会議においては、下記の内容を実施する。
- ・本制度の趣旨
 - ・現在の防災情報の内容(水防警報、洪水予報、雨量、水位、ダム情報等の流れや入手方法について、具体的な説明を行う。事務所ホームページや川の防災情報などの携帯版アドレスについては、可能な限りその場でアドレスの入力まで完了させる。)
 - ・出水時情報：出水時に情報提供が可能な事務所については、携帯メールを通じて情報を提供する旨説明
 - ・平常時情報：平常時にも情報提供する旨の説明
 - ・その他必要と思われる事項

『14 収集情報の発令判断への活用(2)』

アクションプログラム成果

<29> 緊急時の河川管理者等から市町長へ助言する仕組みの強化



『16 重要水防箇所の情報提供』

アクションプログラム成果

<32> 重要水防箇所の情報提供

(1) 重要水防箇所合同巡視の実施

毎年、市町、県、土木事務所、消防署、警察署、自衛隊等と川内川河川事務所が出水期前に合同巡視を行い、水防意識の高揚を図ると共に、重要水防区域や重要水防構造物の現状把握を行っている。



(2) 重要水防箇所情報の提供

現在、重要水防箇所の確認方法は以下の2つである。

- ①川内川河川事務所のHP上でPDFファイルを確認する。
- ②各市町の水防計画書で確認する。

【重要水防箇所の合同巡視】

地域住民の方々がもっと簡単に重要水防箇所を確認できるように重要水防箇所の位置図と重要水防箇所の設定理由、選択すべき水防工法が運動した情報を提供する。

番号	河川名	地名	位置	距離 (m)	備考
31	瀬田川	瀬田町	34 K 200 ~ 34 K 400	150	無防備区域、洪水の恐れあり
32	"	"	34 K 400 ~ 34 K 600	350	無防備区域、洪水の恐れあり
33	"	"	34 K 600 ~ 34 K 800	2,000	無防備区域、洪水の恐れあり
34	"	"	34 K 800 ~ 34 K 1,000	1,000	無防備区域、洪水の恐れあり
35	"	"	34 K 1,000 ~ 34 K 1,200	945	無防備区域、洪水の恐れあり
36	"	"	34 K 1,200 ~ 34 K 1,400	2,400	無防備区域、洪水の恐れあり
37	"	"	34 K 1,400 ~ 34 K 1,600	2,000	無防備区域、洪水の恐れあり
38	"	"	34 K 1,600 ~ 34 K 1,800	205	無防備区域、洪水の恐れあり
39	"	"	34 K 1,800 ~ 34 K 2,000	240	無防備区域、洪水の恐れあり



<33> 重要水防箇所に適した水防工法の訓練・学習

毎年、川内川流域内市町の持ち回りで水防演習を開催し、水害時対応の一つとして水防工法の訓練・学習を行うと共に、流域市町、河川管理者、自衛隊の連携による水防活動体制の強化に努めている。

開催年	開催場所
H17	薩摩川内市
H18	大口市
H19	さつま町
H20	菱刈町(水難事故発生のため中止)
H21(予定)	薩摩川内市



【H19.5.13 川内川水防演習(下流地区)】

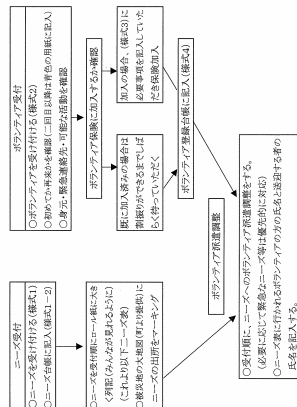
アクションプログラム成果

災害時の「福祉救援ボランティア活動」支援マニュアル



社会福祉法人 鹿児島県社会福祉協議会

災害ボランティアセンターの基本的な流れ



○迷頂が必要でない場合
活動が終った後、若草センターに帰ってきていただくように伝える。

○迷頂が必要ない場合
活動が終った後、若草センターに帰ってきていただくように伝える。

求む、行、ア洋船

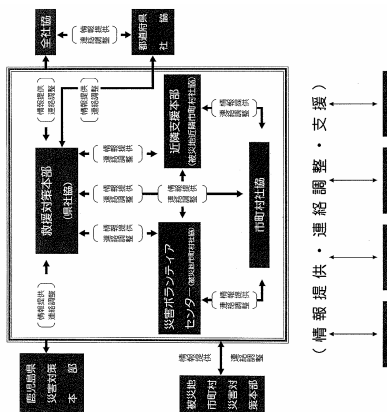
$$\left[\begin{array}{c} \text{---} \\ \text{---} \\ \text{---} \end{array} \right] \text{---}$$

○ 備ってこれたボランティアの方々に怪我等が
ない)で臨席し、活動記録表(様式5)を記入して
いただく。(活動された場所の状況、お知らせいただ

スタッフ会議で反省点を検討

100

救援活動フローチャート



ボランティア受け入れ体制確立状況		
確認項目 市町	ボランティアの受け入れ体制確立	マニュアル作成
薩摩川内市	●	●
さつさ町	●	●
旧大口市	●	県マニュアル準用
旧菱刈町	●	県マニュアル準用
清水町	●	県マニュアル準用
えびの市	●	●
鹿児島県	●	●
宮崎県	●	●

● 実施済み

＜35＞業界団体との災害協定書等の締結

市町だけの締結で不十分な場合は、県の締結によって補完可能な体制となっている。また、水系間の応援協定も締結されている。

の大規模災害時における応急対策に関する協定書

さつまいも(以下「甲」という。)と鹿児島県建設業協会宮之城支部(以下「乙」という。)とは、同様な地震、風水害等の災害(以下「大規模災害」という。)が発生した場合、又はその恐れがある場合に乙の社会貢献活動の一環として実施する寒冷対策に關し、水のとおり協定を締結する。

III

1条 この協定は、甲の管理する公共土木施設（以下「公共土木施設」という。）における大規模災害時の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、甲が乙に対して協力を求める場合の必要な基本的事項を定めることを目的とする。

鹿児島県及び市内町村間の災害時相互応援協定

[illegible][illegible]

対策メニュー 市町		以養村における民間との連携協定一覧																						
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		1	2	3	4	5	6	7																

○：締結済み、△：締結予定

『⑪ ボランティアの受け入れ体制、業界団体との協力体制の確立(2)』

アクションプログラム成果

<35> 業界団体との災害協定書等の締結(鹿児島県における民間との応援協定締結状況)

災害時における民間との応援協定締結状況

平成20年9月1日現在				
協定等の名称	協定の相手方(事業者名)	締結年月日	協定の概要	所管課
① 災害時における放送要請に関する協定	日本放送協会 鹿児島放送局 (株)南日本放送 (株)鹿児島テレビ放送(株) (株)鹿児島放送 (株)エフエム鹿児島 (株)鹿児島讀賣テレビ (株)鹿児島新聞社 (株)毎日新聞社 (株)時事通信社 (株)読売新聞 (株)日本経済新聞社 (株)南日本新聞社 (株)南海日日新聞社	S56.4.1 S56.4.1 S56.4.1 S56.4.1 H4.9.18 H6.4.15	災害発生時における防災情報等の放送要請に関する手続きについて規定。 [手続、実施方法]	危機管理 防災課
② 災害時における報道要請に関する協定	(株)西日本新聞社 (株)毎日新聞社 (株)時事通信社 (株)読売新聞 (株)日本経済新聞社 (株)南日本新聞社 (株)南海日日新聞社	H9.4.15	災害発生時における被害の拡大の防止等の報道要請に関する手続きについて規定。 [手続、実施方法]	危機管理 防災課
③ 緊急・救護物資等輸送に関する協定	(株)県トラック協会	H14.4.1	災害発生時における緊急・救護物資等輸送に関し、必要な事項を規定。 [手続、実施方法、経費負担、補償等]	社会福祉 課
④ 災害時における応急生活物資の供給協力に関する協定	南九州カーボートンガ(株) (株)三越鹿児島店 (株)ダイソー (株)南九州ファミリーマート 県いんぐ工業協同組合 (株)山形屋 (株)山形屋ストア (株)まるいストア イオン九州(株) 鹿児島県生活協同組合連合会 NPO法人コミュニティ災害対策センター (株)ローソン	H14.3.16 H14.4.1 H17.2.4 H17.2.4 H17.2.10 H17.3.1 H17.3.1 H17.3.1 H18.11.15 H20.2.15 H20.3.26 H20.5.29	災害発生時における応急生活物資の供給に関し、必要な事項を規定。 [手続、実施方法、物資の運搬、経費負担、補償等]	社会福祉 課
⑤ 災害救助に必要な医薬品等の確保に関する協定	県医薬品卸業協会	H8.6.25	災害発生時における災害救助等に必要医薬品等の確保に関し、必要な事項を規定。 [手続、医薬品の範囲、引渡し、価格等]	薬務課
⑥ 災害救助に必要な医療用資機材等の確保に関する協定	県医療機器協会	H8.9.24	災害発生時における災害救助等に必要医療用資機材等の確保に関し、必要な事項を規定。 [手続、医療用資機材の範囲、引渡し、価格等]	薬務課
⑦ 災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬等に関する協定	県環境整備事業協同組合 協同組合県環境管理協会	H17.3.28	災害発生時におけるし尿、浄化槽汚泥等の収集運搬及び仮設トイレの設置に関し、必要な事項を規定。 [手続、経費負担等]	環境整備 課
⑧ 災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬等に関する協定	出水市内郵便局 加世田郵便局	H12.5	郵便局における山地災害危険地区マップの備え付けと郵便局からの山地災害発生の際の現象等の情報提供	出水農林 水産事務所 加世田農 林水産事 務所

協定等の名称	協定の相手方(事業者名)	締結年月日	協定の概要	所管課
⑨ 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	(社)プレハブ建築協会	H8.3.29	災害発生時における応急仮設住宅の建設に関し、必要な事項を規定。 [手続、住宅建設、経費負担等]	住宅政策 室
⑩ 災害時における住宅の応急修理に関する協定	(社)県建築協会 (県電気工事工業協会) (社)県管工事業協会	H18.3.31	災害発生時における被災住宅の応急修理に関し、必要な事項を規定。 [手続、業務内容、経費負担等]	住宅政策 室
⑪ 大規模災害発生時における公共土木施設に係る応急対策に関する協定	(社)県建設協会	H18.1.24	大規模災害発生時における公共土木施設(保管理)の応急対策に係る業務に関し、必要な事項を規定。 [対象となる災害、業務内容、手続、経費負担等]	技術管理 課
⑫ 災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定	(社)県宅地建物取引業協会 (社)全日本不動産協会鹿児島本部	H18.2.1	災害発生時における被災者への円滑な住宅供給を図るため、民間賃貸住宅の媒介に関し、必要な事項を規定。 [手続、連絡窓口等]	住宅課
⑬ 土砂災害防止に関する協定	出水市内郵便局 加世田郵便局	H11.12	郵便局における土砂災害危険箇所からの土砂災害発生の際の土砂災害の状況提供	出水土木 事務所 加世田土 木事務所
⑭ 大規模災害発生時における通行妨害車両等の排除業務に関する協定	(社)日本自動車連盟九州部 鹿児島支部(JAAF)	H17.5.23	大規模災害発生時における通行妨害車両等の排除に関し、必要な事項を規定。 [手続、業務内容、経費負担等]	県警察本 部 交通規制 課
⑮ 災害時の医療救護活動に関する協定	(社)鹿児島県医師会	H19.5.14	災害発生時における医療救護活動に関し、必要な事項を規定。 [業務内容、輸送、指揮系統、費用負担等]	保健医療 福祉課
⑯ 災害時における遺体の搬送、棺等葬祭用品の供給等に関する協定	鹿児島県葬祭業協同組合 (社)全国霊柩自動車協会	H20.6.9	大規模災害時において、多数の人的被害が生じた場合の遺体搬送や葬祭用品の供給等に関する業務協力について規定。 [目的、協力の実施、経費負担等]	社会福祉 課
⑰ 大規模災害時における被害状況調査の支援協力に関する協定	(社)県測量設計業協会	H20.7.17	大規模災害時において、被害状況の速やかな把握と支援協力を求めるに当たり、必要な事項を規定。 [目的、支援協力の内容等]	技術管理 課

協定締結件数 計17件

『⑪ ボランティアの受け入れ体制、業界団体との協力体制の確立(3)』

アクションプログラム成果

＜35＞ 業界団体との災害協定書等の締結(宮崎県における民間との応援協定締結状況)

災害時における民間との応援協定締結状況

平成20年7月31日 現在

項目番号	名 称 (協 定 名)	協 定 先	協 定 内 容	締 結 時 期	締結団体数	締結担当課
1	災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定(9社)	①日本放送協会宮崎局 ②(株)テレビ宮崎 ③(株)テレビ宮崎	○災害時における放送要請	昭和40年12月1日	1	消防防災課
2	災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定	(株)エフエム宮崎	○災害時における放送要請	昭和60年9月12日	2	消防防災課
3	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	(株)プレハブ建築協会 ①(株)西日本新聞社宮崎支社 ②(株)南日本新聞社宮崎支社 ③(株)時事通信社宮崎支社 ④(株)毎日新聞社宮崎支社 ⑤(株)新日本新聞社宮崎支社 ⑥(株)夕刊フジ宮崎支社 ⑦(株)日本経済新聞社宮崎支社 ⑧(株)西日本新聞社宮崎総局 ⑨(株)共同通信社宮崎支社	○災害時における応急仮設住宅の建設	平成9年9月5日	3	消防防災課
4	災害時における輸送要請に関する協定(9社)	①(株)西日本新聞社宮崎支社 ②(株)南日本新聞社宮崎支社 ③(株)時事通信社宮崎支社 ④(株)毎日新聞社宮崎支社 ⑤(株)新日本新聞社宮崎支社 ⑥(株)夕刊フジ宮崎支社 ⑦(株)日本経済新聞社宮崎支社 ⑧(株)西日本新聞社宮崎総局 ⑨(株)共同通信社宮崎支社	○災害時における輸送要請	平成9年9月5日	4	消防防災課
5	災害時における交通誘導業務等に関する協定	(株)宮崎県警署	○災害時の交通誘導業務等	平成9年9月5日	5	消防防災課
6	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	(株)プレハブ建築協会 ①(株)西日本新聞社宮崎支社 ②(株)南日本新聞社宮崎支社 ③(株)時事通信社宮崎支社 ④(株)毎日新聞社宮崎支社 ⑤(株)新日本新聞社宮崎支社 ⑥(株)夕刊フジ宮崎支社 ⑦(株)日本経済新聞社宮崎支社 ⑧(株)西日本新聞社宮崎総局 ⑨(株)共同通信社宮崎支社	○災害時における応急仮設住宅の建設	平成9年9月5日	6	消防防災課
7	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	(株)プレハブ建築協会 ①(株)西日本新聞社宮崎支社 ②(株)南日本新聞社宮崎支社 ③(株)時事通信社宮崎支社 ④(株)毎日新聞社宮崎支社 ⑤(株)新日本新聞社宮崎支社 ⑥(株)夕刊フジ宮崎支社 ⑦(株)日本経済新聞社宮崎支社 ⑧(株)西日本新聞社宮崎総局 ⑨(株)共同通信社宮崎支社	○災害時における応急仮設住宅の建設	平成9年9月5日	7	消防防災課
8	大規模災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	(株)プレハブ建築協会 ①(株)西日本新聞社宮崎支社 ②(株)南日本新聞社宮崎支社 ③(株)時事通信社宮崎支社 ④(株)毎日新聞社宮崎支社 ⑤(株)新日本新聞社宮崎支社 ⑥(株)夕刊フジ宮崎支社 ⑦(株)日本経済新聞社宮崎支社 ⑧(株)西日本新聞社宮崎総局 ⑨(株)共同通信社宮崎支社	○大規模災害時における応急仮設住宅の建設	平成9年9月5日	8	消防防災課
9	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	(株)プレハブ建築協会 ①(株)西日本新聞社宮崎支社 ②(株)南日本新聞社宮崎支社 ③(株)時事通信社宮崎支社 ④(株)毎日新聞社宮崎支社 ⑤(株)新日本新聞社宮崎支社 ⑥(株)夕刊フジ宮崎支社 ⑦(株)日本経済新聞社宮崎支社 ⑧(株)西日本新聞社宮崎総局 ⑨(株)共同通信社宮崎支社	○大規模災害時における応急仮設住宅の建設	平成9年9月5日	9	消防防災課
10	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	(株)プレハブ建築協会 ①(株)西日本新聞社宮崎支社 ②(株)南日本新聞社宮崎支社 ③(株)時事通信社宮崎支社 ④(株)毎日新聞社宮崎支社 ⑤(株)新日本新聞社宮崎支社 ⑥(株)夕刊フジ宮崎支社 ⑦(株)日本経済新聞社宮崎支社 ⑧(株)西日本新聞社宮崎総局 ⑨(株)共同通信社宮崎支社	○大規模災害時における応急仮設住宅の建設	平成9年9月5日	10	消防防災課
11	大規模災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	(株)プレハブ建築協会 ①(株)西日本新聞社宮崎支社 ②(株)南日本新聞社宮崎支社 ③(株)時事通信社宮崎支社 ④(株)毎日新聞社宮崎支社 ⑤(株)新日本新聞社宮崎支社 ⑥(株)夕刊フジ宮崎支社 ⑦(株)日本経済新聞社宮崎支社 ⑧(株)西日本新聞社宮崎総局 ⑨(株)共同通信社宮崎支社	○大規模災害時における応急仮設住宅の建設	平成9年9月5日	11	消防防災課
12	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	(株)プレハブ建築協会 ①(株)西日本新聞社宮崎支社 ②(株)南日本新聞社宮崎支社 ③(株)時事通信社宮崎支社 ④(株)毎日新聞社宮崎支社 ⑤(株)新日本新聞社宮崎支社 ⑥(株)夕刊フジ宮崎支社 ⑦(株)日本経済新聞社宮崎支社 ⑧(株)西日本新聞社宮崎総局 ⑨(株)共同通信社宮崎支社	○大規模災害時における応急仮設住宅の建設	平成9年9月5日	12	消防防災課
13	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	(株)プレハブ建築協会 ①(株)西日本新聞社宮崎支社 ②(株)南日本新聞社宮崎支社 ③(株)時事通信社宮崎支社 ④(株)毎日新聞社宮崎支社 ⑤(株)新日本新聞社宮崎支社 ⑥(株)夕刊フジ宮崎支社 ⑦(株)日本経済新聞社宮崎支社 ⑧(株)西日本新聞社宮崎総局 ⑨(株)共同通信社宮崎支社	○大規模災害時における応急仮設住宅の建設	平成9年9月5日	13	消防防災課
14	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	(株)プレハブ建築協会 ①(株)西日本新聞社宮崎支社 ②(株)南日本新聞社宮崎支社 ③(株)時事通信社宮崎支社 ④(株)毎日新聞社宮崎支社 ⑤(株)新日本新聞社宮崎支社 ⑥(株)夕刊フジ宮崎支社 ⑦(株)日本経済新聞社宮崎支社 ⑧(株)西日本新聞社宮崎総局 ⑨(株)共同通信社宮崎支社	○大規模災害時における応急仮設住宅の建設	平成9年9月5日	14	消防防災課
15	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	(株)プレハブ建築協会 ①(株)西日本新聞社宮崎支社 ②(株)南日本新聞社宮崎支社 ③(株)時事通信社宮崎支社 ④(株)毎日新聞社宮崎支社 ⑤(株)新日本新聞社宮崎支社 ⑥(株)夕刊フジ宮崎支社 ⑦(株)日本経済新聞社宮崎支社 ⑧(株)西日本新聞社宮崎総局 ⑨(株)共同通信社宮崎支社	○大規模災害時における応急仮設住宅の建設	平成9年9月5日	15	消防防災課

合 計 20項目 31団体

『19 水害に強い地域づくり推進協議会の設置』

アクションプログラム成果

川内川水害に強い地域づくり推進協議会の歩み

推進協議会設立趣旨

川内川は、平成18年7月に発生した観測史上最大規模の洪水により流域全体が甚大な被害を受けました。これにより、平成18年10月4日に激甚災害対策特別緊急事業が採択され、外水氾濫による家屋の浸水被害を防止するため、築堤・掘削等のハード対策を進めています。しかし、洪水からの被害を最小限にするためには、ハード対策だけに頼るのではなく、流域一体で取り組むソフト対策も必要不可欠であると考えています。

平成19年8月には「川内川水系水害に強い地域づくり委員会」において、避難計画の充実、水害の危険性に関する認識向上、洪水時の情報提供・伝達機能の向上、避難準備情報・勧告・指示発令の迅速化、水防・救助体制の強化など、今後、川内川流域で取り組むソフト対策の基本的な方針を提言いただいたところであります。

そこで、この基本方針に沿った防災・減災対策を効果・効率的に進めるため、関係機関が連携・調整し、適切な役割分担のもと、実施スケジュールなどの具体的な対策（アクションプログラム）を策定することを目的とし、「川内川水害に強い地域づくり推進協議会」を設立いたします。

第1回

議事事項

- 設立趣旨と規約の確認
- 川内川水系水害に強い地域づくり提言の確認
- 具体的な作業内容の確認

H20.3.5開催

第2回

議事事項

- 進捗状況説明
- アクションプログラムの策定

H20.11.17開催

第3回

議事事項

- 進捗状況説明
- アクションプログラムの策定

H21.3.5開催

川内川水害に強い地域づくり実施へと移行

第1回推進協議会

日時：平成20年3月5日
場所：さつま町役場（本庁）
東別館3階会議室
目的：推進協議会の発足

第1回幹事会

日時：平成20年3月5日
場所：さつま町役場（本庁）
東別館3階会議室

議事

1. これまでの取り組みと意見集約結果の確認
2. アクションプログラム策定スケジュール
3. 第2回幹事会の検討施策の確認

第2回推進協議会

日時：平成20年11月17日
場所：さつま町役場（本庁）
東別館3階会議室
目的：アクションプログラムの策定の策定

第2回幹事会

日時：平成20年7月8日
場所：さつま町役場（本庁）
東別館3階会議室

議事

1. アクションプログラム策定スケジュール
2. アクションプログラム（案）の検討
 - ① 洪水ハザードマップの作成支援
 - ② 避難計画・施策の再検討
 - ⑩ わかりやすく精度の高い情報提供
 - ⑫ 防水情報の一元化
- ⑬ 避難準備情報・勧告・指示の発令基準の検討
- ⑭ 収集情報の発令判断への活用
3. 第3回幹事会の検討施策の確認

第3回幹事会

日時：平成20年9月3日
場所：宮之城ひまわり館
いざいき学習室

議事

1. 前回協議の修正
2. アクションプログラム（案）の検討
- ③ 災害時要援護者の避難対策の立案
- ⑦ ボランティアの受け入れ体制、業界団体との協力体制の確立
3. 全体工程の進捗状況及び今後の予定等



第1回推進協議会の様子



第3回幹事会の様子

第3回推進協議会

日時：平成21年3月5日
場所：さつま町役場（本庁）
東別館3階会議室
目的：アクションプログラムの策定の策定

第5回幹事会

日時：平成21年1月23日
場所：さつま町役場（本庁）
東別館3階会議室

議事

1. アクションプログラム（案）の検討
 - ④ 水害時住民行動マニュアルの作成
 - ⑥ 水害危険性の認識向上・防災用語等の習得
 - ⑪ 地区コミュニティの活用
 - ⑮ 水防資機材の備蓄・効率的活用
 - ⑯ 重要水防箇所の情報提供
 - ⑰ 消防団等との連携による各家庭での浸水軽減活動
2. 全体工程の進捗状況及び今後の予定等

第6回幹事会

日時：平成21年2月10日
場所：さつま町役場（本庁）
東別館3階会議室

議事

1. アクションプログラムの冊子作成

第4回幹事会

日時：平成20年11月11日
場所：さつま町役場（本庁）
東別館3階会議室

議事

1. アクションプログラム（案）の検討
 - ⑤ 地域孤立化防止対策の検討
 - ⑦ 浸水地区の土地利用規制等の検討
 - ⑧ 浸水に強い建築構造導入の検討
 - ⑨ 河川沿川における従前の遊水機能確保に関する対策の検討
2. 全体工程の進捗状況及び今後の予定等

幹事会で用いたアクションプログラム進捗管理表

【アクションプログラム(案)進捗管理表】

施策番号	具体的施策名	プログラム番号	アクションプログラム(案)	流域市町名	実施年・実施予定年【-:未実施】					実施に当たった際の留意点と考え、特筆すべき事項	対応策(案)	備考
					H18.7以前 (水害以前)	H20.12末 (現在)	H20年度	H21年度	H22年度			
1	洪水ハザードマップの作成支援	(1)	早急に関係市・町の洪水ハザードマップ整備を完了	薩摩川内市	整備完了					・平成20年出水期前までに全市町作成完了。	-	
				さつま町	整備完了							
				旧大口市	-	整備完了						
				旧菱刈町	-	整備完了						
				湧水町	-	整備完了						
	(2)	7・22水害時の浸水域と洪水ハザードマップを比較し、洪水ハザードマップの有効性確認		えびの市	-	整備完了				・川内川本川のみではなく、支川(県管理区間:穴川、夜星川などの)のH18.7浸水実績図も把握する必要がある。	各市町村で7・22水害などの浸水実績を整理する。	-
				薩摩川内市	-	本川の有効性確認						
				さつま町	-	支川の浸水実績整理						
				旧大口市	-	本川の有効性確認						
				旧菱刈町	-	支川の浸水実績整理						
	(3)	河川改修状況に応じた洪水ハザードマップの定期的更新		湧水町	-	本川の有効性確認				・浸水想定区域の変更や避難場所の新設・変更等、市町の地域防災計画書が修正された場合は、洪水ハザードマップを更新する必要がある。	・激特終了後などに河川管理者から浸水想定区域図を提供する。	-
				えびの市	-	支川の浸水実績整理						
				川内川河川	-	本川の有効性確認						
				薩摩川内市			実施予定					
				さつま町			実施予定					
				旧大口市			実施予定			・河川管理者は必要に応じて、支川の浸水想定区域の追加指定作業を早急に進める。	・浸水想定区域図の提供を受け、各市町で洪水ハザードマップを作成する。	
				旧菱刈町			実施予定					
				湧水町			実施予定					
				えびの市			実施予定					
				川内川河川			実施予定					
				鹿児島県			実施予定					
				宮崎県			実施予定					

注)  :プログラムが機能する段階にあるもの、もしくは、既に機能しているもの  :継続による効果増を期待するもの
 :実施に向けて前向きに準備をしているもの、実施前提で準備しているもの  :実施可能性を探っているもの

【アクションプログラム(案)進捗管理表】

プログラム 番号	アクションプログラム(案)	流域市町名	実施年・実施予定年 ^(注) 【～:未実施】					実施に当たっての留意点と考え方、 特筆すべき事項	対応策(案)	考 備
			H18.7以前 (水害以前)	H20.12末 (現在)	H20年度	H21年度	H22年度			
(4)	自分が住む地区・自宅を中心に 表示した洪水ハザードマップの作 成	薩摩川内市	-	公民館等への 提示済					-	-
		さつま町	-	公民館等への 提示済						
		旧大口市	-	公民館等への 提示済						
		旧菱刈町	-	公民館等への 提示済						
		湧水町	-	公民館等への 提示済						
		えびの市	-	公民館等への 提示済						
(5)	洪水ハザードマップのための学 習会の開催、小中学校での授業 の実施(コンクール開催などへの 展開も検討)	薩摩川内市	-	学習会開催					・教育委員会との調整を進める。 ・旧大口市曾木小学校で試行的に市 町、河川管理者を含めた出前講座を行 い、これを先行事例として、流域に展開 する。 ・出前講座の次の展開としてコンクール 等の開催も検討する。 ・子ども環境ネットワークと連携した活動 も検討する。	-
		さつま町	-	学習会開催						
		旧大口市	-	学習会開催						
		旧菱刈町	-	学習会開催						
		湧水町	-	学習会開催						
		えびの市	-	学習会開催						

注) :プログラムが機能する段階にあるもの、もしくは、既に機能しているもの :継続による効果増を期待するもの

:実施に向けて前向きに準備をしているもの、実施前提で準備しているもの :実施可能性を探っているもの

【アクションプログラム(案)進捗管理表】

施策番号	具体的施策名	プログラム番号	アクションプログラム(案)	流域市町名	実施年・実施予定年【-:未実施】					実施に当たっての留意点と考え方、待望すべき事項	対応策(案)	備考
					H18.7以前 (水害以前)	H2012末 (現在)	H20年度	H21年度	H22年度			
2	避難計画・施設の再構築	(6)	浸水する避難所・避難経路の見直し、あるいは、耐水化	薩摩川内市		整理完了 浸水区域内避難所整理済				・7.22水害を対象とした避難所・避難経路の見直しは完了した。 ・それ以外の災害や災害時要援護者を考慮して今後も見直しを行う必要がある。 ・災害の種類と規模や災害時要援護者であるかによって避難所・避難経路が変わってくる。	-	
				さつま町	-	見直し完了 高台に避難所追加						
				旧大口市	-	見直し完了 福祉避難所追加						
				旧菱刈町	問題なし							
				湧水町	-	見直し完了 浸水区域外に避難所追加						
				えびの市	-	見直し完了 浸水区域内避難所除外						
		(7)	避難所・避難経路へ誘導する案内表示板等の設置	薩摩川内市	-	設置完了 案内表示板設置					-	
				さつま町	-	設置完了 案内表示板設置						
				旧大口市	-	設置完了 案内表示板設置						
				旧菱刈町	-	設置完了 案内表示板設置						
				湧水町	-	検討中		設置予定				
		(8)	車による移動を考慮した避難計画の検討	えびの市	-	検討中		設置予定		車による避難には、 ①避難所の駐車場の確保 ②避難所への安全な経路の確保が必要である。 ・校庭を駐車場に利用する例もある。	・出水時に計画の有効性についてフォローアップを行う。	
				薩摩川内市	計画完成 問題なし							
				さつま町	-	計画完成 避難所を見直し避難経路拡幅						
				旧大口市	問題なし							
				旧菱刈町	問題なし							
				湧水町	-	計画完成 駐車場が広い避難所を追加						
				えびの市	問題なし							

注) : プログラムが機能する段階にあるもの、もしくは、既に機能しているもの : 継続による効果増を期待するもの

: 実施に向けて前向きに準備をしているもの、実施前提で準備しているもの : 実施可能性を探っているもの

【アクションプログラム(案)進捗管理表】

施策番号	具体的施策名	プログラム番号	アクションプログラム(案)	流域市町名	実施年・実施予定年【…未実施】					対応策(案)	備考
					H18.7以前 (水害以前)	H2012末 (現在)	H20年度	H21年度	H22年度		
12	水防情報の一元化	(25)	重要な水防情報の見やすい一元化	薩摩川内市	-	整備済み HPに防災情報				・鹿児島県河川課、宮崎県河川課は県庁HPで情報を提供している。 ・川内川河川事務所の「早よ見やん川内川」が7月に稼働している。 ・水位、雨量等と水防情報(土砂災害、気象情報等)の一元化、ワンウィンドウ化を図ることが大切である。 ・避難勧告・指示等の避難情報を流域情報として、一元化されることが好ましい。	-
				さつま町	-	HPに防災ページ					
		(26)	簡単にアクセスできるシステム	旧大口市	-	-	実施予定 HPに防災ページ				
				旧菱刈町	-	-					
		(20)	河川水位と危険度レベル、雨量、ダム貯水容量等を一元的にリアルタイム表示	湧水町	-	一部整備済み HPに防災情報					
10	わかりやすく精度の高い情報提供	(21)	危険度レベル等の情報の自動配信(防災無線、情報表示板、インターネット、テロップ等)	えびの市	-	HPに防災情報				・情報表示板、インターネット、テロップ等による住民に対する情報配信は実施されている。	-
				川内川河川	-	整備済み 土砂災害発生予測情報システム、河川情報システム					
		(22)	既往最大洪水痕跡水位や水位の危険度レベルの標識設置	薩摩川内市	-	一部完了 防災無線の戸別受信機設置	実施予定 防災無線のデジタル化				
				さつま町	-	整備完了					
		(23)	わかりやすい情報提供のためのマスコミとの連絡協議会の継続	旧大口市	-	整備完了					
				旧菱刈町	-	整備完了					
		(24)	既往最大洪水痕跡水位や水位の危険度レベルの標識設置	湧水町	-	整備完了					
				えびの市	-	整備完了					
		(25)	既往最大洪水痕跡水位や水位の危険度レベルの標識設置	川内川河川	-	整備完了					
				薩摩川内市	-	整備完了					
9	わかりやすく精度の高い情報提供	(26)	既往最大洪水痕跡水位や水位の危険度レベルの標識設置	さつま町	-	整備完了				・既往最大洪水痕跡水位は、各自治体から標識を平成20年度出水期前までに設置済みである。 ・危険度レベル表示板は、川内川河川事務所により平成20年度出水期前までに設置済みである。	-
				旧大口市	-	整備完了					
		(27)	既往最大洪水痕跡水位や水位の危険度レベルの標識設置	旧菱刈町	-	整備完了					
				湧水町	-	整備完了					
		(28)	既往最大洪水痕跡水位や水位の危険度レベルの標識設置	えびの市	-	整備完了					
				川内川河川	-	整備完了					
		(29)	既往最大洪水痕跡水位や水位の危険度レベルの標識設置	薩摩川内市	-	整備完了					
				さつま町	-	整備完了					
		(30)	既往最大洪水痕跡水位や水位の危険度レベルの標識設置	旧大口市	-	整備完了					
				旧菱刈町	-	整備完了					
8	わかりやすく精度の高い情報提供	(31)	既往最大洪水痕跡水位や水位の危険度レベルの標識設置	湧水町	-	整備完了				・鹿児島県、宮崎県は災害時における放送要請に関する協定を締結し、マスコミと接点を実施している。 ・川内川河川事務所、県は出水期前後に連絡会を実施している。	-
				えびの市	-	整備完了					
		(32)	既往最大洪水痕跡水位や水位の危険度レベルの標識設置	川内川河川	-	整備完了					
				薩摩川内市	-	整備完了					
		(33)	既往最大洪水痕跡水位や水位の危険度レベルの標識設置	さつま町	-	整備完了					
				旧大口市	-	整備完了					
		(34)	既往最大洪水痕跡水位や水位の危険度レベルの標識設置	旧菱刈町	-	整備完了					
				湧水町	-	整備完了					
		(35)	既往最大洪水痕跡水位や水位の危険度レベルの標識設置	えびの市	-	整備完了					
				川内川河川	-	整備完了					

注) : プログラムが機能する段階にあるもの、もしくは、既に機能しているもの : 継続による効果増を期待するもの : 実施可能性を探っているもの : 実施可能性を探っているもの

【アクションプログラム(案)進捗管理表】

施策番号	具体的施策名	プログラム番号	アクションプログラム(案)	流域市町名	実施年・実施予定年【ー:未実施】					実施に当たった際の留意点と考え方、特筆すべき事項	対応策(案)	備考
					H18.7以前 (水害以前)	H20.12末 (現在)	H20年度	H21年度	H22年度			
13	避難準備情報・勧告・指示の発令基準の統一	〈27〉	流域としての避難準備情報・勧告・指示発令基準の一貫性確保	薩摩川内市	-	一貫性確保				・勧告基準を避難判断水位とする検討を進める。	・旧菱刈町、湧水町、えびの市は、平成21年出水期前の防災会議で変更する。	-
				さつま町	-	一貫性確保						
				旧大口市	-	一貫性確保						
				旧菱刈町	-	-	実施予定					
				湧水町	-	-	実施予定					
				えびの市	-	-	実施予定					
14	収集情報の発令判断への活用	〈28〉	浸水モニター制度の導入	薩摩川内市	-	導入開始	連絡系統強化、モニター対象拡大			・H20.6から、国土交通省において河川情報モニター制度が動き出し、市町への連絡系統を含めた展開としていく。 ・モニター対象を増やすなど、利用域の拡大も望まれる。	・国土交通省の河川情報モニター制度に市町への連絡系統を強化する。 ・コンビニ、タクシー等へのモニター対象の拡大を検討する。	-
				さつま町	-	導入開始	連絡系統強化、モニター対象拡大					
				旧大口市	-	導入開始	連絡系統強化、モニター対象拡大					
				旧菱刈町	-	導入開始	連絡系統強化、モニター対象拡大					
				湧水町	-	導入開始	連絡系統強化、モニター対象拡大					
				えびの市	導入開始	導入開始	連絡系統強化、モニター対象拡大					
				川内川河川	-	導入開始	連絡系統強化、モニター対象拡大					
				薩摩川内市	仕組みあり	仕組みを継続強化						
				さつま町	仕組みあり	H19演習	仕組みを継続強化					
				旧大口市	仕組みあり	H20演習	仕組みを継続強化					
15	緊急時の河川管理者等から市町長へ助言する仕組みの強化	〈29〉		旧菱刈町	仕組みあり	仕組みを継続強化				- ・河川映像の提供などにより避難判断に関する市町長の意思決定を支援する。 ・日頃の演習等により市町と河川管理者との連携を強化する。 ・市町長だけでなく、水防担当同士のホットラインも強化する。		-
				湧水町	仕組みあり	仕組みを継続強化						
				えびの市	仕組みあり	仕組みを継続強化						
				川内川河川	仕組みあり	仕組みを継続強化						
				薩摩川内市	仕組みあり	仕組みを継続強化						

注) : プログラムが機能する段階にあるもの、もしくは、既に機能しているもの : 継続による効果増を期待するもの
 : 実施に向けて前向きに準備をしているもの、実施前提で準備しているもの : 実施可能性を探っているもの

【アクションプログラム(案)進捗管理表】

施策番号	具体的施策名	プログラム番号	アクションプログラム(案)	流域市町名	実施年・実施予定年【…未実施】					実施に当たっての留意点と考え方、特筆すべき事項	対応策(案)	備考
					H18.7以前 (水害以前)	H20.12末 (現在)	H20年度	H21年度	H22年度			
3	災害時要援護者の避難対策について	(9)	災害時要援護者の避難支援計画の立案と災害時要援護者支援体制の整備	薩摩川内市	-	-	実施予定			・県の指導の下、ガイドライン及びモデルプランを参考に計画・検討を進めていく。H21年度までに完成予定。 ・先行する旧大口市、えびの市の検討過程を参考に他の市町でも展開。		-
				さつま町	-	-	実施予定					
				旧大口市	-	(先行実施)	実施予定					
				旧菱刈町	-	-						
				湧水町	-	-	実施予定					
	(10)	避難所における生活水準の向上		えびの市	-	-	実施予定			・災害時要援護者の個人情報扱いが難しい。 ・7.22水害での課題に対し、対策を実施していく。		-
				薩摩川内市	-	一部実施	マニユアル作成予定					
				さつま町	-	一部実施	マニユアル作成予定					
				旧大口市	-	一部実施	マニユアル作成予定					
				旧菱刈町	-	一部実施	マニユアル作成予定					
17	ボランティアの受け入れ体制、業界団体との協力体制の確立	(34)	ボランティアの受け入れ体制の確立、受け入れ準備マニユアルの作成	湧水町	-	一部実施	マニユアル作成予定			・現段階で県マニユアルを準用している市町は、県社会福祉協議会に準用の可否を確認した上で、市町独自のマニユアル作成の要不要を判断する。必要な場合、市町独自のマニユアル作成に取り組む。 ・旧大口市、旧菱刈町、湧水町においては、社会福祉協議会でマニユアルを作成していく。		-
				えびの市	-	一部実施	マニユアル作成予定					
				薩摩川内市	体制確立	マニユアル作成済み						
				さつま町	体制確立	マニユアル作成済み						
				旧大口市	体制確立	マニユアル作成済み						
				旧菱刈町	体制確立	マニユアル作成済み						
				湧水町	体制確立	マニユアル作成済み						
				えびの市	体制確立	マニユアル作成済み						
				鹿児島県	体制確立	マニユアル作成済み						
				宮崎県	体制確立	マニユアル作成済み						
		(35)	業界団体との災害協定書等の締結	薩摩川内市	締結済み					・各機関が、業界団体と災害協定を締結しており、7.22水害の後も必要に応じて協定を締結している。		-
				さつま町	締結済み							
				旧大口市	-	締結済み						
				旧菱刈町	-	締結済み						
				湧水町	-	締結済み						
				えびの市	締結済み							
				鹿児島県	締結済み							

(注) : プログラムが機能する段階にあるもの、もしくは、既に機能しているもの : 継続による効果増を期待するもの

: 実施に向けて前向きに準備をしているもの、実施前提で準備しているもの : 実施可能性を探っているもの

【アクションプログラム(案)進捗管理表】

施策 番号	具体的 施策名	プロ グラム 番号	アクションプログラム(案)	流域市町名	実施年・実施予定年【-:未実施】					実施に当たった際の留意点と考え方、 特筆すべき事項	対応策(案)	備 考	
					H18.7以前 (水害以前)	H20.10末 (現在)	H20年度	H21年度	H22年度				激待終了後
5	〈12〉 水害により孤立化が想定される 地域の抽出			薩摩川内市	-	抽出済み					・危機管理道路網図(案)を作成し孤立 地域状況を把握する。 ・〈14〉孤立化を防ぐための避難経路の 連続性確保、伝達手段確保 と併せて 検討を進め、孤立する地域の支援体制 を確立する。	-	
				さつま町			孤立地域なし						
				旧大口市	-	抽出済み							
				旧菱刈町	-	抽出済み							
				湧水町	-	抽出済み							
	えびの市	-	抽出済み										
	〈13〉 蓄	孤立化地域の水防資機材の備	薩摩川内市	備蓄完了							・必要な備蓄量を設定し、これを目標 とした着実な備蓄が必要である。	・不足量に対して、市町・県・国の互助に より備蓄を充実させる。	-
			さつま町			孤立地域なし							
			旧大口市	-	-	備蓄予定							
			旧菱刈町	-	-	備蓄予定							
			湧水町	-	備蓄完了								
	えびの市	-	一部備蓄完了	備蓄強化									
	〈14〉 連続性確保、伝達手段確保	孤立化を防ぐための避難経路の 連続性確保、伝達手段確保	薩摩川内市	確保済み							①危機管理道路網図(案)をベースに7・ 22水害時に孤立した区域を整理する。 避難地の解消等局所的整備により避難経 路を確保できる場合は道路強化等の ハード対策を実施する。 ②役場や病院等の重要施設が孤立しな いように伝達手段を確保する。 ③上記2手段により孤立化が防げない 場合は、ボートやヘリコプターの利用を 検討する。	-	
			さつま町			孤立地域なし							
			旧大口市	-	伝達手段 確保済み								
			旧菱刈町	-	伝達手段 確保済み								
湧水町			-	確保済み	整備予定	吉松PAとの接続							
えびの市			-	確認済み									
鹿児島県			確保支援	被災形態・規模ごとに確認済み									
孤立化集落対策マニュアル作成													
宮崎県			確保支援	衛星携帯電話整備補助									

注)  : プログラムが機能する段階にあるもの、もしくは、既に機能しているもの  : 継続による効果増を期待するもの : 実施に向けて前向きに準備をしているもの、実施前提で準備しているもの  : 実施可能性を探っているもの

【アクションプログラム(案)進捗管理表】

施策番号	具体的施策名	プログラム番号	アクションプログラム(案)	流域市町名	実施年・実施予定年【-:未実施】					実施に当たった際の留意点と特筆すべき事項	対応策(案)	備考
					H18.7以前 (水害以前)	H20.10末 (現在)	H20年度	H21年度	H22年度			
7	浸水地区の土地利用規制等について	〈17〉	治水対策方針を反映した土地利用への誘導	薩摩川内市	-	-	-	-	実施予定	・えびの市の災害危険区域に関する条例の中で建築制限が行われている。	・当面、治水対策が行われていない箇所について、災害危険区域に関する条例を制定する場合は、えびの市の事例を参考に実施する。	-
				さつま町	-	-	-	-	実施予定			
				旧大口市	-	-	-	-	実施予定			
				旧菱刈町	-	-	-	-	実施予定			
				湧水町	-	-	-	-	実施予定			
				えびの市	-	誘導完了	-	-	-			
8	浸水に強い建築構造導入について	〈18〉	浸水に強い建築構造導入の検討	薩摩川内市	-	-	-	-	検討予定	・えびの市の災害危険区域に関する条例の中で、災害防止上有効な措置を講ずる建築物等の建築条件が挙げられている。	・災害危険区域に関する条例を制定する場合、えびの市の事例を参考に浸水に強い建築構造に関する規定を記載する。 ・災害危険区域設定されていない地域についても浸水の恐れがある区域については、上記規定を参考に浸水に強い建築構造導入を沿川住民に啓発する。	-
				さつま町	-	-	-	-	検討予定			
				旧大口市	-	-	-	-	検討予定			
				旧菱刈町	-	-	-	-	検討予定			
				湧水町	-	-	-	-	検討予定			
				えびの市	-	導入完了	-	-	-			
9	能河川の河床保固に関する対策について	〈19〉	治水機能の確保が望ましい区域の確保・維持	薩摩川内市	-	-	-	-	確保予定	・えびの市の災害危険区域の設定にあたり、輪中堤構築と宅地嵩上げが、はん濫を許容しながら住家を洪水から守る効果的、かつ、効果的な治水対策と謳われている。このように、宅地嵩上げや輪中堤も従前の治水機能を確保・維持する手段として有効である。	・従前の治水機能を確保・維持しつつ、治水効果を導きたい場合、災害危険区域の設定を検討する。	-
				さつま町	-	-	-	-	確保予定			
				旧大口市	-	-	-	-	確保予定			
				旧菱刈町	-	-	-	-	確保予定			
				湧水町	-	-	-	-	確保予定			
				えびの市	-	確保済み	-	-	-			

注)  : プログラムが機能する段階にあるもの、もしくは、既に機能しているもの
 : 実施に向けて前向きに準備をしているもの、実施前提で準備しているもの
 : 継続による効果増を期待するもの
 : 実施可能性を探っているもの

【アクションプログラム(案)進捗管理表】

施策番号	具体的施策名	プログラム番号	アクションプログラム(案)	流域市町名	実施年・実施予定年【ー:未実施】						実施に当たった際の留意点と考えるべき事項	対応策(案)	備考
					H18.7以前 (水害以前)	H20.12末 (現在)	H20年度	H21年度	H22年度	激特終了後			
4	水害時住民行動マニュアルの作成	<11>	地域住民自らの手による水害時住民行動マニュアルの作成 自助・共助	薩摩川内市	-	-	募集	実施予定 マニアル作成予定			-	全市町において募集し、募集に応じた自治会・校区(全市町)において出前講座としてマイ洪水ハザードマップ及び水害時住民行動マニュアルを作成する。その後、全域へ展開する。	-
				さつま町	-	-	募集	実施予定 マニアル作成予定					
				旧大口市	-	-	募集	実施予定					
				旧菱刈町	-	-	募集	マニアル作成予定					
				湧水町	-	-	募集	マニアル作成予定					
				えびの市	-	-	募集	実施予定 マニアル作成予定					
6	水害危険性の認識向上・防災用語等の習得	<15>	出前講座制度等の活用、教材等の開発・提供	薩摩川内市	実施済み 市出前講座						-	-	-
				さつま町	実施済み 町出前講座								
				旧大口市	実施済み 県出前講座								
				旧菱刈町	実施済み 町出前講座								
				湧水町	実施済み 県出前講座								
				えびの市	実施済み 市出前講座								
				鹿児島県	実施済み 県出前講座								
				宮崎県	実施済み 県民防災教室								
				薩摩川内市	実施済み 総合防災訓練								
				さつま町	実施済み 総合防災訓練								
				旧大口市	実施済み 総合防災訓練								
				旧菱刈町	実施済み 防災の日訓練								
				湧水町	実施済み 総合防災訓練								
				えびの市	実施済み 自主防災訓練								
				鹿児島県	実施済み 県総合防災訓練								
				宮崎県	実施済み 県総合防災訓練								
				薩摩川内市	実施済み 総合防災訓練								
				さつま町	実施済み 総合防災訓練								
				旧大口市	実施済み 総合防災訓練								
				旧菱刈町	実施済み 防災の日訓練								
				湧水町	実施済み 総合防災訓練								
				えびの市	実施済み 自主防災訓練								
				鹿児島県	実施済み 県総合防災訓練								
				宮崎県	実施済み 県総合防災訓練								
				薩摩川内市	実施済み 総合防災訓練								
				さつま町	実施済み 総合防災訓練								
				旧大口市	実施済み 総合防災訓練								
				旧菱刈町	実施済み 防災の日訓練								
				湧水町	実施済み 総合防災訓練								
				えびの市	実施済み 自主防災訓練								
				鹿児島県	実施済み 県総合防災訓練								
				宮崎県	実施済み 県総合防災訓練								
				薩摩川内市	実施済み 総合防災訓練								
				さつま町	実施済み 総合防災訓練								
				旧大口市	実施済み 総合防災訓練								
				旧菱刈町	実施済み 防災の日訓練								
				湧水町	実施済み 総合防災訓練								
				えびの市	実施済み 自主防災訓練								
				鹿児島県	実施済み 県総合防災訓練								
				宮崎県	実施済み 県総合防災訓練								
				薩摩川内市	実施済み 総合防災訓練								
				さつま町	実施済み 総合防災訓練								
				旧大口市	実施済み 総合防災訓練								
				旧菱刈町	実施済み 防災の日訓練								
				湧水町	実施済み 総合防災訓練								
				えびの市	実施済み 自主防災訓練								
				鹿児島県	実施済み 県総合防災訓練								
				宮崎県	実施済み 県総合防災訓練								
				薩摩川内市	実施済み 総合防災訓練								
				さつま町	実施済み 総合防災訓練								
				旧大口市	実施済み 総合防災訓練								
				旧菱刈町	実施済み 防災の日訓練								
				湧水町	実施済み 総合防災訓練								
				えびの市	実施済み 自主防災訓練								
				鹿児島県	実施済み 県総合防災訓練								
				宮崎県	実施済み 県総合防災訓練								
				薩摩川内市	実施済み 総合防災訓練								
				さつま町	実施済み 総合防災訓練								
				旧大口市	実施済み 総合防災訓練								
				旧菱刈町	実施済み 防災の日訓練								
				湧水町	実施済み 総合防災訓練								
				えびの市	実施済み 自主防災訓練								
				鹿児島県	実施済み 県総合防災訓練								
				宮崎県	実施済み 県総合防災訓練								
				薩摩川内市	実施済み 総合防災訓練								
				さつま町	実施済み 総合防災訓練								
				旧大口市	実施済み 総合防災訓練								
				旧菱刈町	実施済み 防災の日訓練								
				湧水町	実施済み 総合防災訓練								
				えびの市	実施済み 自主防災訓練								
				鹿児島県	実施済み 県総合防災訓練								
				宮崎県	実施済み 県総合防災訓練								
				薩摩川内市	実施済み 総合防災訓練								
				さつま町	実施済み 総合防災訓練								
				旧大口市	実施済み 総合防災訓練								
				旧菱刈町	実施済み 防災の日訓練								
				湧水町	実施済み 総合防災訓練								
				えびの市	実施済み 自主防災訓練								
				鹿児島県	実施済み 県総合防災訓練								
				宮崎県	実施済み 県総合防災訓練								
				薩摩川内市	実施済み 総合防災訓練								
				さつま町	実施済み 総合防災訓練								
				旧大口市	実施済み 総合防災訓練								
				旧菱刈町	実施済み 防災の日訓練								
				湧水町	実施済み 総合防災訓練								
				えびの市	実施済み 自主防災訓練								
				鹿児島県	実施済み 県総合防災訓練								
				宮崎県	実施済み 県総合防災訓練								
				薩摩川内市	実施済み 総合防災訓練								
				さつま町	実施済み 総合防災訓練								
				旧大口市	実施済み 総合防災訓練								
				旧菱刈町	実施済み 防災の日訓練								
				湧水町	実施済み 総合防災訓練								
				えびの市	実施済み 自主防災訓練								
				鹿児島県	実施済み 県総合防災訓練								
				宮崎県	実施済み 県総合防災訓練								
				薩摩川内市	実施済み 総合防災訓練								
				さつま町	実施済み 総合防災訓練								
				旧大口市	実施済み 総合防災訓練								
				旧菱刈町	実施済み 防災の日訓練								
				湧水町	実施済み 総合防災訓練								
				えびの市	実施済み 自主防災訓練								
				鹿児島県	実施済み 県総合防災訓練								
				宮崎県	実施済み 県総合防災訓練								
				薩摩川内市	実施済み 総合防災訓練								
				さつま町	実施済み 総合防災訓練								
				旧大口市	実施済み 総合防災訓練								
				旧菱刈町	実施済み 防災の日訓練								

【アクションプログラム(案)進捗管理表】

施策番号	具体的施策名	プログラム番号	アクションプログラム(案)	流域市町名	実施年・実施予定年【～未実施】					実施に当たった留意点と考え方、特筆すべき事項	対応策(案)	備考
					H18.7以前 (水害以前)	H20.12末 (現在)	H20年度	H21年度	H22年度			
16	重要水防箇所の情報提供	<32>	重要水防箇所の情報提供	薩摩川内市	提供済み					- 県の水防計画書・HP、水防・洪水予報連絡会、重要水防箇所合同巡視等を通して重要水防箇所情報を提供している。 - H20.4から川内川河川事務所HPで空撮写真を合わせて情報提供し、さらに見やすく、理解しやすくしている。	- 防災教育の場などで活用していく。 - 一般住民の方々に河道の持つリスクを理解してもらうためにも重要水防箇所のPRを積極的に行う。	
				さつま町	提供済み							
				旧大口市	提供済み							
				旧菱刈町	提供済み							
				湧水町	提供済み							
				えびの市	提供済み							
				鹿児島県	提供済み							
				宮崎県	提供済み							
		<33>	重要水防箇所に適した水防工法の訓練・学習	川内川河川	提供済み	改良済み				- 水防演習を毎年開催し、水防工法の普及に努めている。 - 重要水防箇所調書に最適工法を記載する。	毎年1回以上は水防工法の訓練・学習を行う。	
				薩摩川内市	実施済み							
				さつま町	実施済み							
				旧大口市	実施済み							
				旧菱刈町	実施済み							
				湧水町	実施済み							
				えびの市	実施済み							
				鹿児島県	実施済み							
				宮崎県	実施済み							
				川内川河川	実施済み							
11	地区コミュニティの活用	<24>	自治会や自主防災組織単位での避難行動(自治会や自主防災組織単位での水防訓練や防災教育)	薩摩川内市	実施済み	自主防災組織訓練				- 自治会、自主防災組織が関わって、防災教育・訓練を実施した場合に「実施済み」とする。 - 消防・警察等の防災のプロが関わって、防災教育・訓練を実施することが望ましい。		
				さつま町	実施済み	自主防災組織訓練						
				旧大口市	実施済み	自主防災組織訓練						
				旧菱刈町	実施済み	自主防災組織訓練						
18	消防各職員の家庭での浸水被害軽減活動	<36>	消防職員等のアドバイスの下で自治会・自主防災組織を中心とした各家庭での浸水被害軽減活動のための教育・体験学習	湧水町	実施済み	自主防災組織訓練				- 自治会、自主防災組織が関わって、防災教育・訓練を実施した場合に「実施済み」とする。 - 消防・警察等の防災のプロが関わって、防災教育・訓練を実施することが望ましい。		
				えびの市	実施済み	自主防災組織訓練						
				薩摩川内市	実施済み	自主防災組織訓練						
				さつま町	実施済み	自主防災組織訓練						

注) : プログラムが機能する段階にあるもの、もしくは、既に機能しているもの : 継続による効果増を期待するもの

: 実施に向けて前向きに準備をしているもの、実施前提で準備しているもの : 実施可能性を探っているもの

【アクションプログラム(案)進捗管理表】

施策番号	具体的施策名	プログラム番号	アクションプログラム(案)	流域市町名	実施年・実施予定年【…未実施】						実施に当たった際の留意点と考え方・特筆すべき事項	対応策(案)	備考
					H18.7以前 (水害以前)	H2012末 (現在)	H20年度	H21年度	H22年度	激持終了後			
15	水防資機材の備蓄・効率的活用	<30>	水防資機材の十分な備蓄 (水害前)	薩摩川内市	備蓄済み						・地区によっては、平成18年7月22日出水規模になると、水防団は避難壕先となるため、水防資機材の利用はほとんどない。 ・市町としては、既往の水防資機材を補充する形で量的充足を図ることが現実的である。	・資機材の使用分を把握し、計画的に水防資機材の充足を図る。 ・(財)自治総合センター等のコミュニティ助成事業を活用(窓口は県)する。	
				さつま町	備蓄済み								
				旧大口市	一部備蓄済み								
				旧菱刈町	一部備蓄済み								
				湧水町	一部備蓄済み	備蓄済み							
				えびの市	備蓄済み								
				鹿児島県	備蓄済み								
				宮崎県	備蓄済み								
				薩摩川内市	-	確立済み	鹿児島県及び県内各市町間の災害時相互応援協定						
				さつま町	-	確立済み	鹿児島県及び県内各市町間の災害時相互応援協定						
				旧大口市	-	確立済み	鹿児島県及び県内各市町間の災害時相互応援協定						
				旧菱刈町	-	確立済み	鹿児島県及び県内各市町間の災害時相互応援協定				・鹿児島県及び県内各市町間の災害時相互応援協定(H19.6)締結済みである。 ・防災ステーションは整備済みである。 ・九州地方整備局内の災害対策用機械機器等の応援体制も確立済みである。	・水害時に市町所管の水防資機材が不足した場合には、県・国にて補充する。	
				湧水町	-	確立済み	鹿児島県及び県内各市町間の災害時相互応援協定						
				えびの市	確立済み	宮崎県市町村防災相互応援協定							
				鹿児島県	-	確立済み	鹿児島県及び県内各市町間の災害時相互応援協定						
				宮崎県	確立済み	宮崎県市町村防災相互応援協定							
	<31>	水防資機材の広域的利用体制の確立 (水害時)		川内川河川	確立済み	九州地方整備局管内災害対策用機械機器等の応援体制							

注) : プログラムが機能する段階にあるもの、もしくは、既に機能しているもの : 継続による効果増を期待するもの

 : 実施に向けて前向きに準備をしているもの、実施前提で準備しているもの : 実施可能性を探っているもの